

官報 号外

平成二十六年五月十四日

○第百八十六回 参議院會議 録第二十一号

平成二十六年五月十四日(水曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第二十一号

平成二十六年五月十四日

午前十時開議

- 第一 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、日程を追加して、
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案についてであります。

平成二十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号

律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。農林水産大臣林芳正君。

(國務大臣林芳正君登壇、拍手)

○國務大臣林芳正君 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案の趣旨につきまして、御説明を申し上げます。

我が国の農業、農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持、發揮を促進する地域政策を車の両輪として推進していくことが重要となっております。

こうした政策の着実な実施に向け、経営所得安定対策を確立するとともに、日本型直接支払制度を法制化する必要があることから、本二法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、交付金の対象農業者の要件の変更であります。

本法は、農業の担い手の経営安定を図ることを目的としており、対象農業者として、認定農業者及び集落営農組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止することとしております。

第二に、生産条件不利補正交付金の交付基準の変更であります。

対象農産物の生産拡大を図るため、対象農産物の品質及び生産量に応じて交付することを基本としつつ、収穫前に作付面積に応じて内金を支払うこととしております。

次に、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案についてであります。

第一に、基本理念についてであります。

農村における過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下など、我が国の農業、農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増している中、国民に多くの恵沢をもたらす重要な機能である農業の多面的機能の適切かつ十分な發揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行う必要があり、その際、良好な地域社会の維持及び形成や農用地の効率的な利用の促進に資する地域の共同活動を活用していくという、本法の基本的な考え方を定めております。

第二に、農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るための具体的な仕組みとして、農業者の組織する団体等による農用地の保全等に必要施設の機能を保持する取組等の内容を、多面的機能發揮促進事業として規定しております。

第三に、これらの取組に係る計画制度の創設であります。

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成及び農業者の組織する団体等に対する多面的機能發揮促進事業の事業計画の認定について規定しております。

第四に、多面的機能發揮促進事業を推進するための措置についてであります。

市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることを規定するとともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院におきまして、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、政府は、本法の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われております。

以上、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山田俊男君。

(山田俊男君登壇、拍手)

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になりました農業担い手経営安定法改正案及び農業多面的機能發揮促進法案について御質問をいたします。

この二つの法案を審議できるというのは、野党の悲哀を感じながら暑い会議室で論議してきた思い出とともに感激の極みであります。

その野党時代に提案した担い手総合支援法案は日の目を見なかったわけですが、その法案の骨格

部分として盛り込んでいた新規就農者への支援部分については、民主党が予算措置で実施に移しました。さらに、これも骨格部分として盛り込んでいた農地の集積を図る仕組みは、我々が与党になつてから農地中間管理機構法として目の目を見ることができました。誠にうれしい限りです。

昨秋以来、新しい農業・農村政策を議論してきました。主食である米の需要が減少する中で、水田に主食用の米を作るだけでなく、加工用米や飼料用米や備蓄米を作る、麦や大豆、野菜を作るなど、水田をフル活用しようというものであります。

総理は、施政方針演説で、「四十一年以上続いてきた米の生産調整を見直します。」とおっしゃっていましたが、生産調整の見直しの前提として、何としても水田が米以外にも多様に活用できるように、水田の田畑輪換を可能とする基盤整備がまずなされなければならぬのであります。改めて総理の考えをお聞かせします。

それにしても、米はどうしても豊凶変動が生じ、これにより需給が不安定になることが避けられません。食糧法においても米の需給の安定を図ることとされており、一定の安定供給の仕組みが必要で、豊作となつた場合、主食用以外の需要に対して供給する仕組みが準備されなければならぬのであります。今後四年間にその仕組みを講ずることが必要です。その点について農林水産大臣にお聞きします。

さて、我が国農業の最大の課題は担い手の高齢化です。何としても若い担い手を意識的につくり上げることが必要です。担い手の経営安定法案は、認定農業者、集落営農、そして認定新規就農者に対して経営所得の安定対策を講ずるものであります。これら対象農家の認定に当たっては、地域の実態に応じ、農家の意欲を酌み取り、幅広く認定していくことが必要です。これらにどう対処するのか、農林水産大臣の考えをお聞かせします。多面的機能発揮促進法案は、予算事業として実

施している多面的機能支払等を法制化し、安定的に実施するものであります。この取組は、地域の共同の取組を県や市町村が支援する仕組みであり、県や市町村の意欲が極めて重要です。全国の市町村で実施されるよう、農林水産大臣の決意をお聞かせします。

今回の日米首脳会談は、外交上の課題も抱えながら、共同声明の発表を控えてまでもTPPの交渉を続けるなど、極めて困難なものであります。総理は、中間選挙を控えるオバマ大統領の強い要請を受けて交渉を前向きに進められたのです。米国の議会や業界は全く評価していないと報じられています。

TPA法がない中で交渉合意は、議会から再交渉を求められることになるのではないのでしょうか。まだ合意していない、多くの争点を残したままだというのが、TPA法案の議決を待つて交渉する必要があるのではないのでしょうか。総理の決意をお聞かせします。

アベノミクスの第三の矢である成長戦略の一環として、農林水産・地域の活力創造プランが策定されています。この二法案は、その柱となる重要な法案であります。また、同プランでは、農業委員会とJAの在り方についても言及されています。

総理は常々、強欲を原動力とするような資本主義でなく、道義を重んじ、真の豊かさを知る瑞穂の国の資本主義を目指す仲間として、共に改革を進める姿勢が必要ではないでしょうか。総理の考えをお聞かせします。

以上、安倍総理、林農林水産大臣の真摯な答弁を求めます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山田俊男議員にお答えをいたします。
米の生産調整の見直しについてお尋ねがありま

した。

今回の米の生産調整の見直しについては、これまで行政が配分する米の生産数量目標に従って農業者が作物を作っていたものを、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米等の生産振興を図ることによって、言わば農地のフル活用を図り、食料自給率、食料自給力の維持向上を図っていくこととしております。

その際、水田で麦、大豆等を生産するために必要な農地の基盤整備の推進も含め、政策を総動員することによってこれらを実現していくことが、農業の構造改革を進め、農業を成長産業としていく上で重要と考えており、しっかりと取り組んでまいります。

TPP交渉とTPA法案についてお尋ねがありました。

先般の日米首脳会談では、私とオバマ大統領でTPPに関する日米間の重要な課題について前進する道筋を特定しました。今回の成果をキーマイルストーンとして、今後、日米が連携して他の参加国との協議を加速し、早期に交渉を妥結できるよう努めてまいります。

TPA法案は米国の国内法案であり、コメントは差し控えていただきますが、それぞれの国内で議会の承認を得、国民に説明するのは、各国政府がそれぞれの責任において行うべき問題であります。

いずれにせよ、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求めてまいります。

農政改革における農業委員会等の役割についてお尋ねがありました。

安倍内閣においては、あらゆる努力を傾け、強い農林水産業とともに美しく活力ある農山漁村を実現していく決意の下、農政改革を進めております。今般御審議いただいている二法案を含め、今後、やる気のある担い手が新しい施策を活用し、

安心して経営展開を図っていただけるよう環境整備を行っていくことが重要と考えております。

今後、農業委員会、農業協同組合の在り方等についても更に議論を深め、具体的な農業改革の推進について結論を得ることとしております。農林水産・地域の活力創造本部において、現場での実効性と制度の安定性に配慮しながら、農業を成長産業とするための改革をしっかりと進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(林芳正君) 山田議員の御質問にお答えいたします。

米の豊作時の安定供給についてのお尋ねがありました。

今回の米政策の見直しにおいては、農業者や集荷業者・団体が、マーケットを見ながら、自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産、販売ができる状況となるよう取り組んでいくこととしております。

米については、どうしても豊作などにより需給が不安定になることが避けられないことから、こうした場合においても民間による主体的対応が可能となるよう環境整備を図っていくことが重要であるとと考えております。

次に、経営安定対策の対象農家の認定の考え方についてのお尋ねがありました。

今回の担い手経営安定法の改正においては、対象となる担い手について、現行の認定農業者、集落営農に加え、認定新規就農者も対象とすることとしております。また、小規模経営であっても経営の複合化、六次産業化などに取り組む者も存在することから、面積規模要件は課さないこととしていく意向と能力のある農業者であれば幅広く対策に加入できることとしております。これらの認定に当たっては、各市町村においても、面積規模

や年齢の要件を設けたりすることなく、意欲と能力のある者が幅広く認定されるよう徹底してまいります。

次に、多面的機能支払についてのお尋ねがありました。

多面的機能支払は、国と都道府県、市町村が連携して交付金を交付する仕組みとされていることから、本制度が広く活用されるためには地方公共団体に積極的に取り組んでいただくことが重要と考えております。このため、地方公共団体に対しては、地方交付税措置等により負担軽減を図るとともに、説明会の開催等を通じて制度の丁寧な説明を行い、本制度の普及推進に努めているところであります。

今回の法制化に際しても、全国の市町村で積極的に取り組んでいただけるよう、より一層本制度の普及推進に努めてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 野田国義君。

(野田国義君登壇、拍手)

○野田国義君 民主党・新緑風会の野田国義であります。

この度、本会議において政府の農政改革二法案について代表質問の機会を得ることができました。大変うれしく思います。

毎週週末は地元に戻り、特に今回のゴールデンウィークは地元をしっかりと回ってまいりました。農家に行くと、日米首脳会談の結果、牛肉、豚肉を始め重要五品目を守るといふ政府の約束はどうなったのか、本当は決着して、また我々農民はだまされているのではないかと、自民党の農政改革法案で本当に大丈夫だろうか、また猫の目農政に戻ったのか、農政は民主党時代が良かったとの声も数多く聞いてまいりました。地元の声を参考にし、これから質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、T P P、環太平洋戦略的経済連携協定の

交渉状況と通商交渉に関する情報提供の在り方についてお伺いいたします。

T P P交渉は、これまで事務レベル、閣僚級協議を積み重ねてまいりましたが、今般、オバマ大統領の訪日に伴い、大きな節目を迎えることとなりました。一部では実質合意に至ったのではないかと報道もありましたが、公表された共同声明では、高い水準で、野心的で包括的なT P P協定を達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしていると明記されているのみで、どのような交渉状況が全く見えてきておりません。

今週十二日からベトナムで首席交渉官合が行われており、十九日からはシンガポールで閣僚合が予定されている現在、T P P交渉について、どのような交渉状況にあり、今後の見通しをどのようにお考えなのか、甘利担当大臣より明確に回答いただきたいと思います。

民主党を始め各党は、国民生活、国民経済に重大な影響を及ぼす可能性の高いT P Pの交渉状況について、幾度となく政府に質問を行ってまいりました。しかし、交渉中であることを理由に、何ら有用な情報が提供されておられません。交渉に参加している他国では提供されているような情報であっても、決して公表を行わない安倍政権の方針に対して、条約の成否を最終的に決定する権限を有する立法府の一員として極めて深く憂慮しております。

そのため、民主党、みんなの党、結いの党、生活の党、社民党の野党五党は、先月二十五日、T P P等情報提供促進法案を提出いたしました。この法案は、国民生活に重大な影響を及ぼす通商交渉が政府により行われている場合、国会の議決により国民や国会への情報提供義務を政府に課するものです。是非与党の皆様にも御賛同いただき、国会と政府が一体となったT P P交渉を進めてまいりたいと考えます。

その上でお尋ねいたしますが、通商交渉に係る

国民、国会への情報提供の在り方はどのようにすべきだとお考えか、安倍総理の見解を求めます。

次に、日豪E P A協定についてお伺いをさせていただきます。

日豪E P Aについて、この度、四月七日のアボット首相訪日に当たり、大筋で合意がなされました。特に、牛肉の関税について、協定発効後五年から十八年掛けて半分程度への引下げが中心となっており、これは、平成十八年に衆参農林水産委員会で行った決議の趣旨と全く相入れないものであります。立法府としての意思を明確に示したにもかかわらず、その意思を政府が尊重しないこととなれば、立法府が行う決議の存在意義そのものに疑義が生じることになります。

改めて、農林水産大臣より、日豪E P A協定の改訂と衆参決議の整合性について、明確な答弁を求めます。

加えて、経済連携協定の交渉成果と今般の政府提出法案との関係についてお伺いいたします。

T P P、日豪E P A、いずれも牛肉や豚肉の関税率が焦点となっております。仮に関税率が引き下げられることとなれば、当然、アメリカ、オーストラリアから牛肉、豚肉の輸入が増えることが予想され、国内畜産業への大きな打撃は必至であります。

他方、今回の政府提出法案を見ますと、主食用米から飼料用米への転作を進めるため、飼料用米への交付金を大幅に増やし、需要を大幅に拡大させると聞いております。つまり、畜産業に打撃を与えるのに飼料は増産するという、極めて整合性の取れない農政が行われる可能性が高いということになります。

通商交渉に伴う関税率の引下げと飼料用米の増産方針との整合性について林農水大臣の答弁を求めます。

次に、今後の捕鯨の在り方についてお伺いをさせていただきます。

去る三月三十一日、国際司法裁判所において、

我が国が実施している南極海での調査捕鯨が国際捕鯨取締条約の規定範囲に収まらない旨の判決がなされました。この判決は、今日まで長く捕鯨文化を伝承してきた我が国にとつて、近年まれに見る外交的敗北にほかなりません。

多額の国費を投じて弁護士を始め専門家を雇いながら、樂觀的な見通ししか持たず、むざむざと敗北を喫したことを見るにつけ、安倍政権の外交手腕そのものに強い疑問を抱かざるを得ません。このような事態に至った原因をどのように分析し、将来的な商業捕鯨の再開に向けてどのような方針で臨んでいくのか、安倍総理並びに林農水大臣の明快な答弁を求めます。

諫早湾干拓への対応についてお伺いをさせていただきます。

一九八六年に事業着手した国営諫早湾干拓事業は、現在、福岡高裁による開門を認めた確定判決と、長崎地裁による開門の差止めの仮処分が並立している状態にございます。さらに、佐賀地裁は、先月四月十一日、福岡高裁判決に従わない国に対して、一日四十九万円の制裁金を支払うよう命じる間接強制を決定しております。平成二十二年十二月の福岡高裁での確定判決を政府が履行しなかつた憲政史上初の事態が、今日のこのような司法判断が二分される結果につながつたと確信をいたしております。

安倍総理、政治決断が長引けば長引くほど、国費が日々垂れ流されることとなります。今こそ、国の最高責任者である安倍総理のリーダーシップによる政治決断が求められます。今後どのように解決を図るお考えか、臨時国会でも私はこの場で質問をいたしました。是非とも安倍総理の決断をお聞かせいただきたいと思ひます。

農政改革についてお伺いをいたします。

民主党政権で農業政策の中心を成してきた農業者戸別所得補償制度は、米の標準的な生産費用と標準的な販売価格との差額のコスト割れ部分を補填することで、再生産可能な農家所得を補償し、

農業経営の安定を図り、営農が継続されることを通じて多面的機能の維持を図ることを目的にいたしております。同制度は、農地を集約化したり集落営農を組織する等、営農形態を大規模化するなどで所得補償を受けるメリットが大きくなるように設計しております。事実、これまでなかなか進まなかった集落営農数の増加は着実に進んでまいりました。この制度設計は、農業者の方を含めて多くの方々に高く評価を受け、何と加入者の七五％以上から高い評価を受けたとの調査結果もあります。

しかし、この度の法改正によって大きな制度変更がなされようとしております。安倍政権では、農業政策を地域政策と産業政策に無理やり分断した上で、米への直接補償交付金を何ら根拠もなく半減させた上で廃止を決定、需要も十分見通せないまま飼料用米の増産に向けた交付金増を決定など、また自民党お得意の猫の目農政ですか、農業者は大混乱をしております。

さらに、経営所得安定対策の見直しによって、対象者が認定農業者、集落営農、認定新規就農者となり、農業経営改善計画の作成も難しい小規模農家や高齢者農家の方々は、交付金措置から外れるのではないかと大変危惧をしているのが実態であります。今回の法改正において小規模農家や高齢者農家の皆さんへの対策はどう講じるのか、林農水大臣にお伺いをいたします。

農業者の方々の心配は、何より営農を続けていけるかどうかであります。全く直接支払ではないにもかかわらず、日本版直接支払を名のり、共同活動への交付金は増えるものの、米への定額払い部分が削減されれば、米価は下がり、農家所得は減るのではないかと。農家所得が減ることになれば、現在より一層農業から離れる人が増えてしまうのではないかと。これまでの審議においても、十分納得を得られるお答えはいただけませんでし

う、営農が継続できるように、猫の目農政と言われぬよう、農家の皆さんの所得はしっかりと維持されるのか否か、安倍総理並びに林農水大臣の明快な答弁を求めます。

先日五月八日、増田元総務大臣が座長を務めている日本創成会議は、将来、全国自治体の半数近い八百九十六自治体が消滅し、地方は壊死状態となり、日本は大都市だけが残る極点社会となるとした人口推計を公表いたしました。衝撃的な内容に非常に大きな危機感を抱かざるを得ません。T P Pや今回の農業政策が農山村や地域の崩壊につながらぬよう、また、いわゆる弱者切捨て政策とならぬよう、しっかりと議論を積み重ねていかなければならないことを最後に強く申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 野田国議員にお答えをいたします。

T P P交渉等における情報提供についてのお尋ねがありました。

T P Pに交渉参加する際に、我が国を含めた各国が署名した秘密保持契約においては、交渉の具体的内容に関する情報については秘密にしなければならぬこととされています。そのため、お話しできることとできないことがあります。我が国においては、交渉会合の前後に、国会、与野党、関係団体などに随時御説明を行うなど、できるだけ情報を提供し、御意見をいただく機会を設けてきております。

T P P協定は、交渉妥結後、国会で御審議いただくこととなります。その際は、協定文の解釈等について丁寧に説明するほか、国民に対してもしっかりと協定の内容について情報提供に努めてまいります。

いずれにせよ、今後もできるだけ国民への情報提供に努めるとともに、国民の声をしっかりと踏まえ、交渉を通じて国益を実現してまいります。

南極海の調査捕鯨に関する国際司法裁判所の判決についてお尋ねがありました。

判決においては、第二期南極海鯨類捕獲調査が国際捕鯨取締条約の認める範囲には収まらないとされ、その理由として、同調査の計画及び実施がその目的を達成するために合理的であると証明されていないと指摘されました。

今後、こうした判決における指摘を踏まえた上で、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指してまいります。

諫早湾干拓事業についてお尋ねがありました。

諫早湾干拓事業をめぐっては、国は、開門義務と開門禁止義務の相反する二つの義務を負っており、いずれか一方の立場に立つことはできない状況にあります。政府としては、関係訴訟において国としての主張を申し述べる等適切に対応するとともに、問題の解決に向けて関係者に対して粘り強く話し合いを呼びかけ、接点を探る努力を続けてまいります。

農政改革についてお尋ねがありました。

これまで、米の生産調整を始め様々な施策を展開してきましたが、農業生産額の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題は顕在化したままであり、我が国の農林水産業の活性化は待ったなしの課題となっております。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出促進や六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、農地集積による生産性の向上、美しいふるさとを守る日本型直接支払の創設などに積極的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しを行うこととしております。

こうした改革を着実に進めることによって、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、農村全体の所得倍増の実現につなげていきたいと考えっております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣(林芳正君) 野田議員の御質問にお答えいたします。

日豪E P Aの大筋合意と衆参決議との整合性についてのお尋ねがありました。

日豪E P Aについては、衆参両院の農林水産委員会の決議に明記されている米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖について豪州側から一定の柔軟性を得たため、今回大筋合意するに至ったところであります。特に牛肉については、粘り強く交渉した結果、国内畜産業の健全な発展と両立し得る関税削減の約束となったところであります。

政府としては、衆参両院の農林水産委員会の決議を踏まえて真摯に交渉を行い、国内農林水産業の存立及び健全な発展と両立し得る合意に達することができたと考えておりますが、今回の合意内容と決議との整合性については、最終的には両委員会に御判断をいただくものであると考えております。

次に、通商交渉と飼料用米の増産についてのお尋ねがありました。

日豪E P Aについては、国内畜産業の存立及び健全な発展を図っていくことができる合意内容と考えております。また、T P Pについては、畜産物を始めとする重要品目の聖域を確保するとの衆参両院の農林水産委員会決議を踏まえ、国益を守り抜くよう全力を尽くす考えであります。

一方、我が国の畜産は、飼料の多くを輸入に依存しており、輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中、畜産経営の安定向上を図るため、T P Pのいかににかかわらず、その脱却を図ることが喫緊の課題となっております。このため、水田のフル活用を含め、飼料用米を始めとする国産飼料の増産により、飼料基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に努めてまいります。

次に、南極海での調査捕鯨に関する国際司法裁判所の判決についてお尋ねがありました。

裁判においては、政府関係機関が一体となり、日本の立場と考え方を全力を尽くして明確に主張いたしました。判決においては、第二期南極海鯨類捕獲調査が国際捕鯨取締条約第八条一の規定の範囲には収まらないとされ、その理由として、同調査の計画及び実施がその目的を達成するために合理的であると証明されていないと指摘されました。

今後、こうした判決における指摘を踏まえた上で、関係府省連携の下、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指してまいります。

次に、経営所得安定対策の見直しに関する、小規模農家や高齢者農家への対策についてのお尋ねがありました。

今般の経営所得安定対策の見直しにおいては、対象農業者について、認定農業者、集落営農に加えて、認定新規就農者を対象とするとともに、面積規模要件は設けないこととし、将来に向けて農業で生計を立てていく意欲と能力のある農業者であれば幅広く対策に加入できることとしております。

なお、経営所得安定対策に加入できない方については、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約化を進めるとともに、日本型直接支払制度を活用して、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動に参加していただくなど、地域全体の農業、農村の発展に貢献していただくことを考えております。

次に、農業者の所得についてのお尋ねがありました。

今般の農政改革においては、米の直接支払交付金は減額いたしますが、飼料用米等への助成や、地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実、農家の負担を軽減し、実質的な手取りの向上にもつな

がる日本型直接支払の創設、担い手へ農地利用を集積、集約化し、コスト削減を図る農地中間管理機構の創設などを併せて行うこととし、意欲ある担い手の所得向上に向けた取組を支援することとしております。

さらに、昨年末に取りまとめた農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、これらのほか、輸出の拡大、六次産業化の促進などを着実に実行することとしており、こうした政策を総動員することによって、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、農村の所得倍増目標の実現につなげていきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) T P P交渉の今後の見通しについてのお尋ねであります。

先般の日米首脳会談及び閣僚協議の成果は、T P P交渉における重要な節目を画するものであります。交渉全体に新たなモメンタム、勢いを与えました。今後、日米が連携をして、他の参加国との協議を加速してまいります。

具体的には、現在、ベトナムにおきまして、首席交渉官会合、これは五月の十二日から十五日までの間でありますが、開催をされております。各国との間合いをできる限り詰めるように事務方に指示をし、必要なマンデート、つまり権限を与えてしっかりと対応させていただきます。

事務レベルの交渉によって間合いを詰めた上で、来週十九、二十日の閣僚会合では、国会の允許をいただければ私も参加をいたしまして、閣僚間で政治的な課題について議論をし、妥結に向けた前進を刻むべく努力をしたいと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 谷合正明君。

(谷合正明君登壇、拍手)

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

私は、公明党を代表し、たたいま議題となりま

した担い手経営安定法改正法案と多面的機能促進法案につきまして質問いたします。

五月に入り、全国各地で今まさに田植の季節を迎えております。我が国が古来より受け継いできた田園風景です。農業は国の基であるとも言いますが、国の発展を農が支えることは、現代においても変わりません。

しかし、今や、農業生産額の減少、限界集落の増加、さらには耕作放棄地の増加など、農業、農村を取り巻く現状には厳しいものがあります。先日も民間有識者会議が、二〇四〇年には全国の半数の自治体で若年女性が半減し、消滅の可能性すらあると指摘。特に農村地域は深刻な状況と言われております。

片や国政に目を転じて、この十年の間で農林水産大臣は実質十四人もの方々が交代。この間、政権交代もありましたが、農業政策の変更が重なり、猫の目農政であるとの批判を受けてきました。農政の安定的な推進は喫緊の課題と言わねばなりません。

我が国は、国土の制約から規模拡大には限界があること、また地形上からいっても多面的機能の役割を担っていること、全国一律ではない多様性に富んだ営農形態があることなど、ある意味特殊な状況を踏まえた農業政策が重要となっておりま

す。そこで、まず、今後の農村地域のあるべき姿と農業政策の基本的考え方について総理に御所見を伺います。

次に、担い手経営安定法改正法案について伺います。

平成十八年に制定されたこの担い手経営安定法の審査の際、民主党からは、農業者の選別政策であるとの批判が行われました。このため、民主党政権の下では、全ての販売農家や集落営農を対象者とする戸別所得補償制度が実施されました。私たち公明党は、農家の経営所得安定対策は、固定部分を維持しながら、変動部分について農家

からの拠出を伴う制度へ見直し、法制化すべきであると訴えてまいりました。そして今、自公政権の復活に合わせて、政府はその抜本的な見直しについて検討を行ってまいりました。

今回の改正で、現行の経営所得安定対策のうち、対象農業者の範囲や交付金の内容について見直しが行われますが、現場の農家のみならず、納税者である国民に改正の真意が正確に伝わっていない点があるとも感じております。

そこで、なぜ今般、この担い手経営安定法を改正するのか、その必要性について伺うとともに、旧戸別所得補償制度とはどこが根本的に違うのか、総理から国民に分かりやすい説明を求めたいと思います。

次に、多様な担い手の育成確保について伺います。

我が国農業の担い手の動向を見ると、基幹的農業従事者の平均年齢は六十六歳に達し、六十五歳以上の層が六割に対して四十代以下が一割という著しくアンバランスな構成になっています。

緊急を要する担い手の育成確保について、今般の改正法案では、対象農業者として、現行の認定農業者及び集落営農組織に加えて、認定新規就農者が追加され、また面積規模要件が廃止されております。その上で、今後の担い手の育成確保に当たっては、農業分野への若者の新規参入、女性の活用が欠かせないものと考えます。

例えば、農業高校の卒業生のうち、およそ五％の人だけしか就農をしていないなど、農業分野の人材育成にはまだまだ改善の余地があります。また、女性が経営に参画している農業経営体は売上げや収益力が向上する傾向にもあると言われておりますが、そうした経営体の数は多くありません。

そこで、農業の成長産業化を実現し、農業、農村全体の所得を増進させる目標の達成のため、若者や女性を積極的に活用していく方策について総理に伺います。

また、私は、先日、島根県で農福連携の実証研究を視察してまいりました。そこでは、障害者が働きやすい農作業方法や技術、道具の改良、指導方法を検証しており、障害者を受け入れる農業経営者の増加、また福祉事務所の農業参入促進を目指しております。障害者就労の受皿として農業を活用する余地は大きいと考えられ、こうした取組が裾野を広げ、多様な担い手の確保にもつながっていくと考えます。

そこで、農業と福祉の連携に対する政府の取組方針について農林水産大臣に伺います。

(議長退席、副議長着席)

次に、水田フル活用について伺います。

政府は、今後、需要減少が見込まれる主食用米について、麦や大豆、飼料用米など需要がある作物の生産を支援することにより、行政による生産量の配分に頼らないで、農業者自らの経営判断で作物を選択できる状況を実現していくとしております。

特に飼料用米は、その潜在需要が四百五十万トンにも達するとの試算もありますが、専用のカントリエレベーターの不足、地元の畜産農家とのマッチング不足、あるいは配合飼料工場が太平洋側に偏在することなど、飼料用米の生産を取り巻く環境整備は十分ではありません。

そこで、現場の農業者が本格的に飼料用米の生産に取り組むに当たっての支援についてどのような考えをお持ちなのか、農林水産大臣に伺います。

次に、日本型直接支払制度について伺います。日本型直接支払制度は、耕作放棄地対策にも寄与するなど、地域政策の根幹に位置付けられるべきものと考えております。

しかし、日本型直接支払のうち、多面的機能支払の前身に当たる農地・水保全管理支払において、その交付金の対象となる全国の農用地面積の割合は平成二十四年度で約三四％にとどまっております。普及率八二％の中山間地域等直接支払とは対照的です。

そこで、日本型直接支払制度を法制化する意義について伺うとともに、農地・水保全管理支払が低い割合にとどまっている理由及び多面的機能支払の取組拡大に向けた対策について農林水産大臣に伺います。

最後に、TPP交渉をめぐる動きについて伺います。

日米首脳会談では大筋合意に至らなかったものの、さきの日米共同声明では、TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定したとの文言が盛り込まれたため、実際は日米両国間の歩み寄りはかなり進んでいるのではないかと一部で指摘されています。ベトナムでTPP交渉の首席交渉官会合が始まっている中、我が国として主張すべきは強く主張して協議に臨んでいくことが重要であり、我が国農業の存続を危うくするような合意は認められません。

今後のTPP交渉に向けては、改めて、衆参農林水産委員会の決議を踏まえるというこれまでの政府の方針に変更がないのかどうかについて確認するとともに、総理の決意を伺います。

終わりに、緑の革命を成し遂げたインドの農学者スワミナサン博士は、農民が不幸な国は生命を粗末にする野蛮な社会です、農民の幸せな笑顔がその国の幸福を決めると語っています。この農政改革二法案が、我が国の農業、農村のより良き未来を築く礎となることを期待申し上げます。そして、何より生産現場で日々黙々と汗を流されている農家の皆様へ心よりの感謝を申し上げ、私の質問といたします。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 谷合正明議員にお答えをいたします。

我が国における農政の考え方と担い手経営安定法の改正理由についてお尋ねがありました。古来より瑞穂の国と呼ばれた我が国では、狭隘

な国土の中で小規模な稲作経営が営まれてまいりましたが、現在、我が国農業は、農業生産額の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題に直面しており、農業の多面的機能を維持しながら農林水産業の活性化を図っていくことは待たなしの課題となっております。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出促進や六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、農地集積バンクによる担い手への農地集積、美しいふるさとを守る日本型直接支払の創設などにより精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いていた米の生産調整の見直しを行うこととしております。

今般の担い手経営安定法の改正法案は、このうち、多様な担い手の育成確保を実現するためのものです。また、旧戸別所得補償制度は、全ての販売農家を対象としていたため、担い手への農地の集積のペースを遅らせる面があったことから、意欲と能力ある担い手に集中した経営所得安定対策を確立することとしています。これらの改革を着実に進めることが、農業を若者に魅力ある成長産業とし、農業、農村全体の所得倍増を実現する道だと信じております。

農業における若者や女性の積極的な活用方策についてのお尋ねがありました。

農業、農村全体の所得倍増を実現するために、経営マインドを持ったやる気のある担い手を確保、育成することが重要です。このため、新規就農者の増大を目指して、若者の新規就農を総合的に支援していくとともに、農業においても女性の活躍の場が広がるよう、新たな発想でチャレンジする女性農業経営者を支援してまいります。今後のTPP交渉における方針と決意についてのお尋ねがありました。

先般の日米首脳会談では、私とオバマ大統領間で、日米間の重要な課題について前進する道筋を

特定しました。今回の成果をキーマイルストーンとして、今後、日米が連携して他の参加国との協議を加速し、早期に交渉を妥結できるよう努めてまいります。

現在、交渉は最終局面にあります。衆参の農林水産委員会の決議をしつかりと受け止め、いづれ国会で御承認をいただけるような内容の協定を早期に妥結できるよう、全力で交渉に当たるといふ方針が変わりはありません。

いづれにせよ、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 谷合議員の御質問にお答えいたします。

農業と福祉の連携に対する政府の取組方針についてのお尋ねがありました。

農業と福祉の連携の推進を図ることは重要な課題であると認識しており、農林水産省においては、厚生労働省との連携の下、農と福祉の連携プロジェクトとして、障害者や高齢者のための福祉農園の開設、整備等を推進するとともに、農業関係者と福祉関係者も参加した推進協議会を設け、関係者の相互理解を深めるための活動やマッチングに取り組んでいるところであります。また、現在、研究機関が中心となり、障害者が容易に農業を行えるようにするための技術の改良、開発等を進めております。

このような取組により、今後とも農業と福祉の連携を推進してまいります。

次に、飼料用米についてのお尋ねがありました。

今後、飼料用米の本格的な生産拡大を進めるためには、飼料用米の円滑な流通体制の整備や需要先の確保等が重要です。このため、需要先の確保

に向け、供給希望のある畜産農家と生産要望のある耕種農家とのマッチング活動を行っておりま
す。加えて、円滑な流通体制の構築のため、耕種
側におけるカントリーエレベーターや、畜産側で
必要となる加工・保管施設の整備を支援してい
るところであります。また、配合飼料工場が遠隔地
にあっても、全国生産者団体が地域の飼料用米を
集荷して飼料工場へ広域的に供給する仕組みの活
用も可能です。

今後も、農業者が本格的に飼料用米の生産に取
り組めるよう、これらの取組を一体的に推進して
まいります。

次に、日本型直接支払制度を法制化する意義に
ついてのお尋ねがありました。

本法案は、農業の有する多面的機能の発揮の促
進を図るため、農地維持支払、資源向上支払、中
山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援で
構成される日本型直接支払制度を法制化するもの
です。このことは、農業の有する多面的機能の発
揮の促進に関する基本的な考え方や法的な枠組み
が明確となる、四つの支払が法制化され、現場で
安心して取り組んでいただける恒久的な制度とな
る、地域の実情に応じ、四つの支払を組み合わせ
て計画的に取組を推進することが可能となるとい
った重要な意義を有するものであると考えてお
ります。

次に、多面的機能支払の取組拡大についてのお
尋ねがありました。

従来の農地・水保全管理支払においては、農業
者以外の地域住民の参加を要件としていることな
どにより、地域によっては取り組みにくいという
課題があり、取組実績は近年ほぼ横ばいで推移を
しております。このため、多面的機能支払につい
ては、水路の泥上げ、農道の草刈りといった基礎
的な保全活動等を支援する農地維持支払を創設
し、農業者のみの活動組織でも取り組めるように
したところであります。これにより、従来取組が
行われてこなかった地域においても、新たな制度

による取組が行われるようになるものと考えてお
ります。
以上でございます。(拍手)

○副議長(奥石東君) 儀間光男君。

(儀間光男君登壇、拍手)

○儀間光男君 日本維新の会・結いの党の儀間光
男でございます。

会派を代表して、本日の議題である農業の担い
手に対する経営安定のための交付金の交付に関す
る法律の一部を改正する法律案、農業の有する多
面的機能の発揮の促進に関する法律案について、
所見を交えながら質問をさせていただきます。

米の歴史を振り返りますと、戦後、昭和二十年
代から三十年代にかけて米は大幅に不足状態にな
り、当時は米の増産政策を実施しておりました。
戦後の農業政策の代表的な事業の一つとして、秋
田県八郎潟の干拓事業がございました。これは昭
和三十二年、一九五七年に始まっております。当
時は岸信介総理大臣でございました。

本年干拓事業では、昭和四十二年から入植を開始
しておりますが、一方で、昭和四十年代前半に大
豊作が続いたことや総需要量が減少に転じたこと
から国は膨大な過剰在庫を抱えることになり、昭
和四十六年から減反政策を本格的に開始をしてお
ります。当時は佐藤栄作総理でございました。

私は、このときの反省として、当時海外の市場
に目を向けることができていれば、減反をこま
で続けることはなかったのではないかと考えてお
ります。

そして、安倍総理は、所信表明演説でいわゆる
減反廃止をすると言明をされました。減反政策を
やめるとなると、歴史に残る総理になると考えま
す。不思議なことに、米政策の歴史を振り返りま
すと、節目となるときには岸総理、佐藤総理、安
倍総理と続いております。

こうした中で、米政策の見直しを進めるわけ
ですが、安倍総理の所感を求めたいと思います。

減反を廃止し、海外の市場に目を向けることと
なると考えます。既に日本からもアジアの各国に
二十代、三十代の若い農業者が進出し、日本品
種の米を作り、現地の価格で販売しているとも聞
いております。こうした米は日本産米が海外に進
出する際に大いに競争相手となり得ますが、アジ
アに駐在している方々に聞きますと、日本の米が
安くなつてほしい、なぜなら、日本で作られた米
は現地で作る米よりもはるかにおいしいからだ
と言われます。海外で流通している米並みの価格で
日本産米を海外市場に輸出できれば、ア
ジアのマーケットの半分ぐらいを占めることもで
きるのではないかと考えます。

また、政府では飼料用米を推進しようとしてお
りますが、飼料用米となると主食用米のような品
質も求められず、農家からは生産意欲が湧かない
との声も聞かれております。飼料用米はもとよ
り、主食用米や米加工品用の米を付付けし、海外
に輸出していく視点も必要なのではないでしょう
か。

我が国の米は、これまでの世界の歴史の中でも
最も品質が良く、おいしいものであり、アジアに
米や日本酒などの米加工品の輸出を促進するな
ど、米で勝負すべきと考えますが、林農林水産大
臣の見解を求めます。

今般の担い手経営安定法によって、ゲタ対策や
ナラシ対策による担い手への支援を行うことは支
持するものですが、これはあくまでも担い手が自
立できるようにするまでの当面の施策であるべき
と考えます。短期的には有効な施策ではあるもの
の、果たして中長期的に農業が成長産業として国
際競争に打ち勝つことができるようになるための
施策であるかという点については、いささか疑問
が残ります。

これまで申し上げましたように、我が国の米を
始めとする農産物は、品質の面で海外の市場で十
分な競争力があるはずで、中長期的な農業政策

を検討していく上で、国内のみならず海外にも目
を向け、海外市場も視野に入れて経営を発展させ
ていくような生産者を育成するなどの取組が必要
であり、このことによつて、担い手が将来の農業
に夢と希望を持つことができ、就農者が増えてい
くのではないのでしょうか。より大局的な視点か
ら、農家が自立していけるような施策を将来的に
行っていく必要があると考えます。

このように、海外の市場にも目を向けられるよ
うな自立した経営感覚を持った経営者を育成して
いく、いわゆる攻めの農政の展開が重要であると
考えますが、我が国農業における担い手の育成に
ついて、経営の発展や所得の向上に向け、政府は
将来的にどのような取組をいくのか、農林水
産大臣の見解を求めます。

次に、多面的機能発揮促進法案についてであり
ますが、我が国では、水田を中心に農業が土地、
水のつながりによつて地域ぐるみで営まれてお
り、このような地域の共同活動を通じて農地を集
落などの地域組織が力を合わせて維持してきたと
ころでございます。私の地元である沖縄において
も、ゆいまーの精神に基づき、農地周りの草刈
りや水路の管理、田植、収穫までを共同で取り組
んだところでございます。

しかしながら、現在の我が国の農業をめぐる状
況を顧みると、農業の機械化などを通じて地域の
共同活動が脆弱化しており、このような農村環境
の変化を私も危惧しているところでございます。

今般の多面的機能発揮促進法案は、地域の農
業、農村を維持する集落等の共同活動に対し、国
と地方自治体が連携して、法制化を通じてしっか
りと支援することをうたつており、日本のきれいな
里山農業を守っていく上でも非常に意義のある
内容でございます。

また、こうした共同活動については、農業面で
の効果だけではなく、高齢者や若い人など幅広い
世代の方々が参画することで世代を超えたいかな
りなことが、三世代による地域コミュニティ

ティーが形成され、地域社会の維持や強化といった面でも効果が期待されます。

このことにより、若い世代が地域に定着し、特に中山間地域においては過疎化を防ぐことにもつながることなど、新たな農村づくりといった観点でも多面的機能支払で支援を行う共同活動は重要なものと考えますが、農林水産大臣の見解を賜ります。

最後に、我が維新の会・結いの党は、農業が成長産業として、農村に新たな活力が注入され、田園から、総理が好んでお使いになる瑞穂の国日本、心豊かな日本、そして農業が限りなく成長、発展しますよう期待をして、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 儀間光男議員にお答えをいたします。

米政策の見直しについてお尋ねがありました。これまで歴代の内閣においては、その時々々の農政の課題に対応するため、米の生産調整を始め様々な施策を展開してきましたが、農業生産額の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題は顕在化したままであり、我が国の農林水産業の活性化は待ったなしの課題となつています。安倍内閣においては、あらゆる努力を傾け、強い農林水産業とともに、美しく活力ある農山村を実現していく決意です。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出促進や六次産業化、農地の集積などに取り組んだ上で、米の生産調整を見直し、これまで行政が配分する米の生産数量目標に従って農業者が作物を作っていたものを、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米等の生産振興を図ることによって、言わば農地のフル活用を図り、食料自給率、食料自給力の維持向上を図っていくこととし

ています。

こうした改革を着実に進めることによって、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、農村全体の所得倍増の実現につなげていきたいと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣(林芳正君) 儀間議員の御質問にお答えいたします。

米の輸出促進についてのお尋ねがありました。農林水産省においては、昨年八月に農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略を策定し、輸出の拡大を図ることとしております。このうち、米については、精米だけでなく、包装米飯、日本酒、米菓も含めた米加工品の輸出に力を入れることとし、現状百三十億円の米・米加工品の輸出額を二〇二〇年に六百億円とする目標を立てているところであります。

また、米の生産に関して、輸出用の目的で生産される米や日本酒の生産に伴う酒造好適米については生産数量目標の枠外として生産を増やせるようにしているところでありまして、こうした取組により、今後とも輸出拡大の後押しをしてまいります。

農業における担い手の育成についてのお尋ねがありました。

農業を成長産業とするためには、六次産業化や輸出促進を始め、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進めるとともに、農地の集約化等による生産コスト、流通コストの低減等を通じて所得の増加を進めることが重要であります。これに取り組むためには、自らの創意と工夫を持って国内の新たな需要や世界の食市場の開拓に挑戦していくような、経営マインドを持った担い手を育成していくことが必要であります。

このため、自らの創意工夫で経営改善計画を作

成し、それを市町村が認定する認定農業者制度の下、認定農業者に対しては、日本政策金融公庫のスーパーL資金による低利融資、農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置、法人であればアグリビジネス投資育成株式会社による出資等の支援を行っているところであります。また、経営マインドを持った農業者を育成するため、大企業経営者、先進的農業経営者等による実践的教育、他の先進農業法人又は他産業への研修派遣等への支援を行っているところであります。

次に、地域の共同活動が有する意義についての御尋ねがありました。

今回法制化しようとする多面的機能支払は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、高齢化、人口減少等により低迷しつつある水路や農道等の維持管理等の地域の共同活動を支援するものであります。これにより、多様な主体が参画し、集落が共同して取り組む中で、地域全体で担い手を支え、農業生産活動の継続を図るとともに、高齢者を含む地域の皆さんが役割と生きがいを持ちながら活動に参加することにつながるものと考えております。

さらに、地域の共同活動に若い世代の人々が参画することでその地域への定着が進むなど、地域コミュニティの維持や強化にも貢献していくものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(奥石東君) 山田太郎君。

〔山田太郎君登壇、拍手〕

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。私は、ただいま議題となりました農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案並びに関連事項につきまして、みんなの党を代表し、安倍総

理に質問をさせていただきます。

まず冒頭、本日の両法案による政策推進に大きな影響を及ぼすと思われるTPP交渉の状況と評価について、日米首脳会談の当事者である安倍総理に伺いたいと思っております。

外交や通商交渉は一定の秘密を守るということも重要ですが、事内政に大きな影響を与えるテーマにつきましては、交渉の局面では正確な情報を政府が提供しないと国民は混乱してしまいます。

最近のTPPに関する報道は、交渉内容が報道機関によってかなり差が出ています。例えば、TPPについて、日米両政府は基本合意したという報道がありますが、この基本合意はあったのでしょうかなかったのでしょうか。また、基本合意の結果、豚肉の関税は一キロ当たり最大四百八十二円から五十円に引き下げる、牛肉関税は現在三八・五％を九％に下げることになったとする報道もあります。これは正しかったのか間違っていたのか、お答えください。

この共同声明には、日米両国はTPPを達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしているのとあります。この大胆な措置とはどんな措置なのでしょう、具体的に教えてください。さらに、同じく共同声明には、二国間の重要な課題について前進する道筋を特定したとありますが、どんな道筋を特定したのか、具体的に教えてください。

加えて、安倍総理は、連休中に出席されたOECD閣僚理事会で、TPPの日米協議は最終局面と発言されています。一体どのような状況なのか、いつまでに日米交渉を終わらせるのか、五月十九日からシンガポールで予定されている閣僚会合ではTPP交渉の大筋合意を目指すのかどうか、明確にお答えください。

では、本日の本題であります担い手法案と多面的機能法案について引き続き質問をさせていただきます。

担い手法案についてお伺いいたします。

私たちみんなの党は、農業の担い手の経営が安

定することに異を唱えるつもりはありません。そして、担い手の経営安定は経営規模の拡大や経営の質の向上を通じて達成されるべきものと考えております。

しかし、この法律の対象となる農業の担い手は近年減少を続けております。認定農業者は、平成二十二年三月の二十四万九千三百六十九人をピークに、平成二十五年三月には二十三万三千三百八十六人へと減つてしまつております。これまで経営安定のために交付金を交付しているにもかかわらず、なぜ担い手は減少するのか、その理由をどう分析されているのか、お答えください。

その上で、担い手の規模要件を外す今回の改正は、担い手を増やすことになるのか、また担い手の規模拡大は進むのか、法改正の効果をお答えください。

これまでの現行制度が、WTOドーハ・ラウンドの合意により、生産刺激的な補助金は控えるという観点から、過去の生産面積に依りて交付する面積払いを中心とした制度でありましたが、今回の法改正では、WTO交渉が膠着状態であることを踏まえ、当年の品質及び生産量に依りて交付する数量払いを基本にする制度になると伺つております。

私たちみんなの党は、日本が国際貿易ルール標準づくりを主導することをアジェンダに掲げております。ですから、総理、TPPや日欧EPAなどに意欲を示す一方で、WTOという世界貿易の根幹を成すルールに逆行する法改正を行うのは、外国から見れば羊頭狗肉と批判されるおそれはないのでしょうか。今回の改正が世界に胸を張れる法改正なのでしょうか。明確にお答えください。

次に、多面的機能法案についてお伺いいたします。私たちみんなの党は、この法案の大きな問題点は、そもそも多面的機能という法案の対象が極めて曖昧な概念であることだと考えております。美しい棚田の風景を守るといふ情緒的な感情論も結

構ですが、総理が御自分のお金で棚田を守られるのではなく、国民の税金を使うわけですから、政策の目的や効果をしっかりと検証しなければなりません。

そういう意味で、この法案にある農業の多面的機能について農林水産省にお尋ねをしたところ、こうした機能は年間八兆円の貨幣価値があり、今度の法案はこの金額を上回る農業の多面的機能を維持、発揮促進するものという説明を受けました。

では、この法案による今年度予算約八百億円は、農業の多面的機能八兆円のうち何兆円を維持しないし発揮促進するのでしょうか。同じように分かりやすくお答えください。

また、森林の公益的機能は七十兆円あると伺います。どうして、今回、七十兆円の公益的機能よりも八兆円の多面的機能の方を優先して、維持、発揮促進のための措置を法案により講ずる必要があるのか、総理、その理由を明確にお聞かせください。

次に、米の減反政策についてお伺いいたします。二〇一二年の農業総生産額は八・五兆円で、この二十年間で二割も減少しています。酪農、畜産、果樹、野菜は、経営改革、生産性向上が現場で進み、生産額の減少に一定の歯止めが掛かつております。しかし、米の生産の落ち込みは深刻です。

米生産の落ち込みは、市場に見合わない米の価格維持を行う生産調整、つまり、いわゆる減反の影響が大きいと考えております。農地の所有や利用制限を行い、優遇税制も行う。これらの過度な米の保護政策を続けた結果、小規模零細な兼業農家が維持され、経営規模の拡大が進まずに来ています。これらの米の高価格維持政策や過度な保護政策を総理はどのように認識されているのか、今まではこの政策に意味があったのか、これから見直していく方向なのか、明確にお答えください。

い。

今回の担い手経営安定交付金の制度見直しは、当初、米の生産調整、いわゆる減反政策の見直しとセットで進められることを期待していました。

しかし、交付金の条件とする飼料米や加工米への転作奨励と主食米との差額補償の政策は、まさにこれまでの減反政策と何も変わりません。総理は、今回の法案を含めた一連の農政改革を減反の廃止だとおっしゃっておりますが、どこが減反の廃止なのか、お答えをお聞かせください。

また、これまで主食米を作ってきた農家が安い飼料用米や加工米などを作ることを奨励する政策は、これまでプライドを持つて主食米を作ってきた農家の担い手に新しい農政の未来を予感させるものなのかどうか、この点も総理、御見解をお示しください。

最後に、農協改革に関する総理の御認識を伺います。日本の改革は、生産側ばかりの改革では進みません。販売、購買などを担う農業協同組合の改革も併せて、農政改革の両輪として考えていく必要があると思います。

ちょうど本日、政府の規制改革会議農業ワーキンググループによる農協改革案が公表されると聞いております。この農協改革案では、全中の指導権廃止や全農の株式会社化といった大胆な方向性が示されるということですが。

そこで、総理にお伺いしますが、総理は、現在の全中を中心とした農協組織の農業、農家に対するプラス面、マイナス面をどのように考えられておりますか。良い面、また改善していかなければいけない面をそれぞれ具体的に示してください。また、六月は、政府としての農協改革案がまとまると聞いております。規制改革会議がまとめた農協改革案が、各方面からの反対運動、特に自民党内で、選挙で農協からお世話になつていらっしゃる議員の方々の圧力で骨抜きにならないよう、全中、政府内・与党との調整を信念を持つて

進めていただきたいと思います。総理の御決意をお聞かせください。

本日は、政府二法案並びに関連する国政の重要課題について、安倍総理に幾つかの質問をさせていただきます。

安倍総理には、明確に御答弁いただき、国民に対する説明責任をしっかりと果たすという、政府関係者の規範を示していただけることをお願いいたします。質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山田太郎議員にお答えをいたします。

TPP交渉に関する報道の真偽についてお尋ねがありました。

先般の日米首脳会談及び閣僚協議を通じて、日米間の重要な課題について前進する道筋を特定することができ、合意へ向けて交渉が前進していることは事実であります。個々の報道の真偽や交渉の具体的な中身についてはお答えを差し控えていただきますが、個別の品目について日米間で合意をしているわけではありません。

TPP交渉の日米共同声明についてお尋ねがありました。

TPPが目指すのは、物品市場アクセスだけではなく、サービス、投資、政府調達などの市場アクセス、知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野で新しいルールを作る包括的で野心的な二十一世紀型の協定であります。日米共同声明における大胆な措置とは、これらの幅広い分野全体としてTPPの目指す高いレベルの合意を達成するために、今後も、日米両国が最大限の努力を重ねていくこととあります。

また、どんな道筋を特定したのかとのお尋ねがありました。これは、二国間の市場アクセスを改善するための様々な考慮要素、それぞれの関係などに關して、解決のための方向について共通の認識を得ることができたということとあります。

TPP交渉の状況と今後についてお尋ねがありました。

先般の日米首脳会談及び閣僚協議を通じて、TPP参加国のGDPの八割を占める日米の重要な問題について解決の道筋が見えました。これは、TPP交渉におけるキーマイルストーンを画するものであり、日米交渉は新たな段階に入ったと言えます。こうした状況の中、来週シンガポールで開催される閣僚会合の機会も活用して、日米が連携して、他の参加国との協議を加速し、早期に交渉を妥結できるよう努めてまいります。

農業の担い手についてお尋ねがありました。認定農業者については、高齢化の影響等によりその数は減少してきているものの、認定農業者等の担い手が利用している農地については、この十年間で農地面積全体の三割から五割に増加しております。

今回の法案においては、小規模経営であつても、収益性の高い作物との複合経営や六次産業化により、所得を上げていくとする農業者もあられることから、経営所得安定対策の対象者には規模要件は課さないこととしています。これにより、担い手の経営安定を図るとともに、農地集積バンクを活用してこうした担い手への農地利用の集積、集約化を進めることにより、担い手の大規模化を進め、今後十年間で担い手の農地利用が全農地の八割を占める農業構造を実現したいと考えています。

経営所得安定対策の見直しに関して、WTOの補助金ルールとの整合性についてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、食料自給率の向上に寄与する麦、大豆等の生産拡大を図る観点から、強い農業構造を確立するために行うものです。

なお、WTOルール上、国内補助金について削減対象とされる政策の経費の合計額は近年の我が国においては六千億円程度であり、WTOルールで許容されている水準である四兆円に比べると相

当の余裕があります。今回の法改正後の御指摘の交付金のWTO上の位置付けについては今後整理していくこととなりますが、いずれにせよ、WTOルールとの整合性は確保し得るものと考えています。

多面的機能法案についてお尋ねがありました。農業の多面的機能は、農業生産に関わる様々な活動が直接的、間接的に作用して発揮されるものであり、日本型直接支払の予算による作用のみを取り出してその効果を算定することは難しいと考えております。

我が国の農林水産業の活性化は待ったなしの課題であり、昨年末に取りまとめた農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農地集積の促進を始めとする農政改革に政府を挙げて取り組んでおります。担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする本法案は、一連の農政改革の一環として法案を提出したものであります。また、林業についても、新技術による新たな木材需要の創出などにより成長産業化を図ってまいります。

米の生産調整の見直しについてお尋ねがありました。

従来の米政策については、これまで米の生産調整を始め様々な施策を展開してきましたが、農業生産額の減少や高齢化の進展等の構造的な問題は顕在化したままであり、我が国の農林水産業の活性化は待ったなしの課題となっております。

このため、農地の集積などに取り組んだ上で、米の生産調整を見直し、これまで行政が配分する米の生産数量目標に従って農業者が作物を作ってきたものを、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の生産振興を図ることによって、いわゆる農地のフル活用を図り、食料自給率、食料自給力の維持向上を図っていくこととしています。このように、経営マインドを持ったやる気のある担い手が安心と

未来への希望を持って活躍できることを目指し、

農政改革を着実に進めてまいります。

なお、施政方針演説などにおいては、こうした政策の内容を一般の方が理解しやすいよう、いわゆる減反の廃止と述べてきたものであります。農協改革についてお尋ねがありました。

農協は、農業者の協同組織として、農産物の共同販売や資材の共同購入を行うことにより農業経営を支援してきましたが、担い手農業者と小規模な兼業農家の二極化が進展し、また農産物の需給や流通構造が変化する中で、担い手農業者等の期待に十分応えられるようにしていくことが重要と考えております。

したがって、農業を成長産業とするためには、政策面の改革と併せて農協改革を実行することが必要であると考えています。農業者、特に担い手農業者から評価され、生産現場を改善し、農業の成長産業化に資する農協改革となるよう、しっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(奥石東君) 紙智子君。

〔紙智子君登壇 拍手〕

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の農政改革二法案について質問いたします。

まず、TPPについて伺います。

四月二十四日、オバマ大統領と安倍首相の首脳会談が行われ、一日遅れて発表された共同声明では、両国はTPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定したと述べました。米国では、ルー財務長官が下院公聴会で、日本市場開放の道筋が付いたと証言しました。甘利大臣は、方程式は合意したと発言しています。この道筋、方程式とは何なのか、明快にお答えください。

結局、重要五品目の市場開放の道筋を認めたのではありませんか。

また、滋谷内閣審議官は記者会見で、TPPの着地点について、関税率だけでなくセーフガード、輸入枠などの組合せが重要な要素になると

言っています。

日豪EPAでは、牛肉については関税率三八・五％から一九・二五％へ半減させ、輸入急増に対するセーフガードを組み合わせました。チーズの関税割当て数量も五倍に増えます。日米交渉では、牛肉の関税を九％に引き下げ、豚肉関税は十五年掛けて一キロ四百八十二円から五十円に引き下げるなど、日豪EPAをはるかに上回る譲歩案を示したとの報道もあります。つまり、関税率を引き下げてもセーフガードなどを組み合わせればいいということですか。

安い輸入品が増えれば価格の下落は避けられません。これでは、重要農産物を除外又は再協議の対象とすることを求めた衆参の国会決議を守ったことにはなりません。日本農業と国民生活を壊し、国民への裏切り以外の何物でもありません。総理にそういう認識はあるのですか。

安倍総理は、聖域なき関税撤廃が前提でないことが確認されたからTPP交渉に参加すると言いき、交渉力を持っているといつて交渉を続けてきました。本気になって農業を立て直すつもりなら、重要五品目など聖域の確保を最優先し、確保できないと判断した場合は脱退も辞さないという国会決議の立場を堅持し、それができないなら脱退しなさいではありませんか。答弁を求めます。

次に、農政改革について質問します。総理、あなたは、日本再興戦略で、今後十年間で全農地面積の八割が担い手によって利用され、生産コストを現状の全国平均比で四割削減、法人経営体数を五万人にするといいました。これでどうい農業を目指すのでしょうか。

それを端的に表したのが、安倍総理、あなたのスイス・ダボス会議での発言です。

四十年以上続いてきた米の減反を廃止します。民間企業が障壁なく農業に参入し、作りたい作物を需給の人為的コントロール抜きに作れる時代がやってきます。日本では不可能だと言われていたことですよ、いかなる既得権益も私のドリル

から無傷でいられないと言いました。ここに日本再興戦略が目指す農政の姿が示されています。

総理には、農政があつても、農民の姿、食料は国産という国民の願いが見えないのではありませんか。農業の成長産業化を口実に大企業のビジネスチャンスにするものではありませんか。

食料自給率は、食料・農業・農村基本計画で、二〇二〇年にカロリーベースで五〇％、生産額ベースで七〇％に、飼料自給率で三八％に引き上げるとしています。日本が食料自給率を向上させることは、国民生活にとって死活的に重要であるだけでなく、飢餓で苦しむ途上国の国民への貢献でもあります。しかし、安倍政権が成長戦略に位置付け閣議決定した日本再興戦略には、食料自給率引上げについては一言も触れていません。なぜ明記しなかったのですか。総理の見解を求めます。

米については五年後に生産調整が廃止されます。今後、米の需要と供給、価格の安定に誰が責任を持つのですか。今でさえ下落を続けている生産者米価の更なる大暴落を招くのではありませんか。総理並びに農水大臣に見解を求めます。

経営安定政策についてお聞きします。米の直接支払交付金、十アール当たり一万五千円は、今年度から七千五百円に半減され、二〇一八年産で打ち切られます。この交付金の打ち切りで販売農家の手取りが減少しますが、とりわけ大規模経営ほど深刻です。農水省の調査で、二十ヘクタール以上を経営している農家の総所得に占める所得補償の割合は五六％と、依存度が高いことが明らかです。

〔副議長退席、議長着席〕
八十ヘクタールを経営している方は、交付金の半減で五百七十五万円の減収になると言われました。この現実を総理並びに農水大臣はどう思いますか。最悪の所得削減策、農家潰しではありませんか。

麦 大豆など諸外国との生産条件の格差を是正

するために支払われていた生産条件不利補正交付金、いわゆるゲタ対策、米、麦、大豆などを対象に豊作時や凶作時の変動などによる収入減少を緩和する収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策は、これまで全ての販売農家に支払われていました。本法律の改正で、認定農業者、集落営農、認定新規就農者に絞り込むことにしています。これによって、対象農家数は八万三千八百四十八戸から三万八千五百三十三戸と半減します。多くの販売農家を切り捨てるつもりですか。総理、農水大臣の答弁を求めます。

次に、農地中間管理機構についてお聞きします。自民党の参議院選挙公約、そして政府の攻めの農林水産業では、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消するために中間的な受皿を設置するとしていました。ところが、設置した農地中間管理機構は、その目的から耕作放棄地の解消を消しました。なぜ消したのですか。総理の明確な回答を求めます。

機構法案を議論した政府の産業競争力会議で、財界の代表は、農地は集落のものという考え方を乗り越え、企業が入れられる制度にすべきだと主張し、法律が成立したら、次にステップは何といつても企業の参入をいかに促進するかだと述べました。企業の参入を促進するため、借り手は公募を原則とし、地域外の農外企業も公平に扱うということにしたのではありませんか。

全国どこを回っても、自分の農地がどうなるのか、集落営農で管理している農地がどうなるのか、不安でいっぱいです。

農地を荒らさないために懸命に努力している現場の期待に応えるなら、借り手は地域で頑張っている農業者を最優先すべきであり、耕作放棄地や借り手のない農地を機構で受け入れて農地として活用すべきです。今求められているのは、家族農業を支援することです。

安倍総理はしばしば、息をのむほど美しい棚田の風景を守ると言いますが、景観の美しさには触れても、そこに住む人の営みがあることが伝わってきません。日本の農村の景観が美しいのは、何世代にもわたって農業を引き継ぎ守ってきた家族農業があつたからこそです。今年は国連家族農業年です。世界の大勢は家族経営で支えられています。全農家に占める家族経営の割合は、アメリカで八割、イギリスもドイツも九割、フランス七割、日本九割です。総理は、家族農業重視は自民党の政策だと答弁されました。そう言われるなら、なぜ予算を付けないのですか。総理、家族経営を支援する予算を具体的に示してください。

日本共産党は、日本農業を基幹産業として位置付け振興を図ること、食料自給率向上への目標を明確にし、家族農業、地域農業を守り充実すること、価格・所得補償こそが求められていると考えています。

本来、どの国でも農業保護の考え方は当たり前のことです。TPPを前提に、農業の自立に名を借りて、一層の市場原理に追い込み、日本農業を崩壊に導く安倍政権の農政改革に断固反対することを表明し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 紙智子議員にお答えをいたします。

TPP交渉についてのお尋ねがありました。先般の日米首脳会談及び閣僚協議を通じて、日米間の重要な課題について前進する道筋を特定することができました。個々の報道内容の信憑性について政府としてコメントすることは差し控えますが、我が国としては、引き続き、衆参の農林水産委員会の決議をしっかり受け止め、国益にかなう最善の道を追求めていきます。

我が国は、先般の日米交渉によって生まれたモメンタムを捉え、米国とともにTPP交渉全体の妥結に向け、他の参加国にも働きかけを行っているとあります。そのような状況の中で、TPP交渉

涉からの脱退に言及することは適当でないと考えます。

農政改革についてのお尋ねがありました。我が国の農林水産業の活性化は待ったなしの課題であり、強い農林水産業とともに美しく活力ある農山漁村を実現していくため、農政改革を進め、農業を若者に魅力ある産業に成長させていかなければなりません。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出促進や六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、農地集積による生産性の向上、美しいふるさとを守る日本型直接支払の創設などに精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いていた米の生産調整の見直しを行うこととしております。

今後、これらの改革を着実に進めることによって、経営マインドを持ったやる気のある担い手が安心と希望を持って活躍できる環境を整え、国民に対する食料の安定供給の確保と、農業、農村全体の所得増進の実現につなげてまいりたいと考えております。

食料自給率についてお尋ねがありました。食料の安定供給を将来にわたって確保していくことは、国民に対する国家の最も基本的な責務であり、国内農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させることは重要であると考えております。

なお、御指摘の日本再興戦略は、経済成長を確実に実現していく観点の目標とその実現のための規制改革、予算、税制などの施策をパッケージとして打ち出したものであります。

米の生産調整の見直しについてお尋ねがありました。今回の米の生産調整の見直しでは、これまで行政が配分する米の生産数量目標に従って農業者が作物を作っていたものを、五年後を目途に、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、需要のある麦、大

平成二十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(趣旨説明)

一一一

豆、飼料用米等の生産振興を図ることによつて、言わば農地のフル活用を図り、食料自給率、食料自給力の維持向上を図つていくこととしています。

米の価格については、需給動向等に依つて民間取引の中で決定されますが、こうした取引を通じて、消費者への米の安定供給の確保と生産者の所得の増大を図つていくこととしております。

経営所得安定対策の見直しについてお尋ねがありました。

旧戸別所得補償制度による米の直接支払交付金については、全ての販売農家に交付されるため、農地の流動化のペースを遅らせる面があるなど政策的な課題があつたことから、平成二十六年産米から単価を削減した上で、平成二十九年産米までの期限措置とすることとしたところでありました。

こうした見直しと併せて、飼料用米等への助成の充実、日本型直接支払の創設、農地集積バンクによる担い手への農地集積等を併せて行うこととしており、意欲ある担い手の経営改善に向けた取組を支援し、農業、農村全体の所得倍増の実現につなげていきたいと考えております。

一方、今回の担い手経営安定法の改正においては、現行の認定農業者、集落営農に加えて、認定新規就農者も対象とすることとし、また、いずれも規模要件を課さないこととしております。したがつて、将来に向けて農業で生計を立てていく意欲と能力のある農業者を幅広く対象としていくものとなっております。

農地中間管理機構についてお尋ねがありました。

農地集積バンクは、担い手への農地集積だけでなく、耕作放棄地の発生防止と早期解消にも活用することとしています。耕作放棄地対策に同バンクを活用することについては、従来から耕作放棄地対策を規定している農地法を改正し、明記したところであります。

また、農地集積バンクが行う農地の貸付けにつ

いては、公平かつ適正に行うため、受け手を公募した上で、地域農業の発展に資する観点から公正に貸付け先を決定することになりますが、特に担い手が不足している地域においては企業の参入を積極的に促進していく必要があると考えています。

なお、利用できない農地が農地集積バンクに滞留することは適切ではないことから、既に森林の様相を呈している耕作放棄地など、借り手の見込まらない農地を借り受けることは困難と考えます。

家族経営に対する支援についてのお尋ねがありました。

我が国農業の安定的な発展を図るためには、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要ですが、この担い手としては、家族経営と法人経営の双方が含まれると考えています。農業者の経営発展のために講じている諸般の施策においても、家族経営と法人経営を同等に取り扱つており、しっかりと支援してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 紙議員の御質問にお答えいたします。

米の生産調整の見直しについてのお尋ねがありました。

今回の米政策の見直しでは、水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、産地交付金も充実し、地域の創意工夫を生かした産地づくりを進めるほか、国によるきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供等を行うことにより、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者自らの経営判断により需要に応じた生産を行える環境を更に整えていくこととしております。米の価格は基本的には民間取引の中で決定されますが、こうした取引を通じて、引き続き

米の需給と価格の安定を図つてまいります。

次に、米の直接支払交付金の廃止による大規模経営への影響についてのお尋ねがありました。

米の直接支払交付金については、米は、麦、大豆等と違い十分な国境措置があるため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、全ての販売農家に交付することは農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の政策的な問題があつたため廃止することとしたところでありました。

しかしながら、この交付金を前提に機械、施設の投資を行つてきた農業者も少なくないため、経過措置として、本年産から単価を削減し、平成二十九年産までの期限措置として実施することとしております。

米の直接支払交付金を削減する一方、多面的機能支払を創設し、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減すること、非主食用米等への支援の充実など水田の有効活用対策を拡充し、農業者自らの経営判断で需要がある作物を選択しやすくなること、生産コストの低減に向け、農地の担い手への集積を加速化すること等を行うこととしたところでありまして、大規模農家を始め、意欲ある担い手が経営改善に取り組めるものと考えております。

次に、経営所得安定対策の対象者についてのお尋ねがありました。

我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要です。このような観点から、経営所得安定対策についても、全ての販売農家を一律に対象とする施策体系ではなく、経営意欲と能力のある担い手を対象としていくことが必要と考えております。

一方、今回の制度改正においては、生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金の対象者

要件について、現行の認定農業者、集落営農に加え、認定新規就農者も対象とすることとし、また、いずれも規模要件を課さないこととしたします。これにより、将来に向けて農業で生計を立てていく意欲と能力のある農業者等であれば、経営規模や年齢等にかかわらず、幅広く本対策に加入できるように考えております。

以上でござります。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) TPP交渉に関連し、先月の日米協議の結果についてのお尋ねがありました。

先般の日米首脳会談及び閣僚協議を通じまして、日米の重要な課題、すなわち農産品と自動車取扱いについて、二国間の市場アクセスを改善するための様々なファクター、それぞれの関係、そしてトレードオフ、全体のパッケージのイメージ、解決のための道筋を特定いたしました。

これまでは日米双方が原則論を述べ合つておりましたが、このように解決に向けた方式が共有されたことを捉え、アメリカ側はパラメーターと表現をし、日本側は方程式合意という言葉を使つたものであります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 独立行政法人医薬品研究法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長(報告を求めます。厚生労働委員長石井みどり君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(石井みどり君登壇、拍手)

○石井みどり君 ただいま議題となりました法律

案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法人がこれまで果たしてきた役割と統合に至る経緯、統合によって得られる研究開発効果、管理部門の効率化の見通し、独立行政法人日本医療研究開発機構に移管される業務と統合後の新法人に残る業務の内容等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して薬師寺みちよ委員より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百二

反対 二十九
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長大久保勉君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、機構が新たに行う業務の具体的内容及び実効性確保策、国が前面に出た廃炉・汚染水対策支援の在り方、廃炉作業に係る人材の確保及び育成に向けた課題、原子力損害賠償の適切な実施と賠償制度の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して松田委員、日本共産党を代表して倉林理事よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 百九十七
反対 三十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

日程第四 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○議長(山崎正昭君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

法律案は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画の作成について定めるものであります。また、当該計画に定められた立地を誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限の緩和等の措置を講じようとするものです。

次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成のため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に即した地域公共交通再編実施計画の作成、地域公共交通再編事業の実施に関する道路運送法の特例等について定めようとするものです。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、コンパクトシティ施策の目標と実効性の確保、立地適正化計画を作成する際の合意形成の在り方、地域公共交通網の形成に向けた支援策、地域公共交通事業者の経営改善のための取組等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員より、都市再生特別措置法等改正案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、都市再生特別措置法等改正案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、地域公共交通活性化・再生法改正案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
まず、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十二
賛成 二百十六
反対 十六

よって、本案は可決されました。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。
午後零時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
山崎 正昭君	興石 東君	吉良よし子君	又市 征治君
山本 博司君	横山 信一君	山本 博司君	横山 信一君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君	河野 義博君	佐々木さやか君
倉林 明子君	福島みずほ君	矢倉 克夫君	杉 久武君
堀井 巖君	田村 智子君	紙 智子君	石川 博崇君
新妻 秀規君	平木 大作君	若林 健太君	高階恵美子君
仁比 聡平君	大門実紀史君	秋野 公造君	竹谷とし子君
若松 謙維君	中西 祐介君	熊谷 大君	小池 敏志君
井上 哲士君	山本 香苗君	浜田 昌良君	磯崎 陽輔君
谷合 正明君	市田 忠義君	岡田 広君	荒木 清寛君
山下 芳生君	魚住裕一郎君	山口那津男君	長沢 広明君
西田 実仁君	山本 一太君	林 芳正君	藤川 政人君
森 まさこ君	上野 通子君	磯崎 仁彦君	三木 亨君
舞立 昇治君	宮本 周司君	三宅 伸吾君	山下 雄平君
森屋 宏君	羽生田 俊君	馬場 成志君	長峯 誠君
二之湯武史君			

中泉 松司君	三原しゅん子君	江島 潔君	井原 巧君	石田 昌宏君	宇都 隆史君	石井 浩郎君	山田 俊男君	水落 敏栄君	藤井 基之君	北川イツセイ君	末松 信介君	衛藤 晟一君	松山 政司君	鶴保 庸介君	岸 宏一君	吉田 博美君	牧野たかお君	堀内 恒夫君	谷 亮子君	山田 修路君	糸数 慶子君	豊田 俊郎君	柘植 芳文君	滝沢 求君	太田 房江君	北村 経夫君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	古川 俊治君	塚田 一郎君	島尻安伊子君	佐藤 信秋君	伊達 忠一君	宮沢 洋一君	二之湯 智君	松村 祥史君	溝手 顕正君
長谷川 岳君	渡辺 猛之君	赤池 誠章君	石井 正弘君	石井 準一君	岩井 茂樹君	丸川 珠代君	丸山 和也君	関口 昌一君	有村 治子君	小泉 昭男君	岩城 光英君	世耕 弘成君	金子原二郎君	橋本 聖子君	山本 順三君	脇 雅史君	福岡 資麿君	山本 太郎君	吉川ゆうみ君	渡邊 美樹君	主濱 了君	堂故 茂君	滝波 宏文君	高橋 克法君	大野 泰正君	大沼みずほ君	上月 良祐君	島田 三郎君	西田 昌司君	石井みどり君	佐藤 正久君	佐藤 雅樹君	岡田 直樹君	中川 雅治君	野村 哲郎君	松下 新平君	柳本 卓治君

武見 敬三君	山谷えり子君	小坂 憲次君	尾辻 秀久君	森本 真治君	石上 俊雄君	安井美沙子君	石橋 通宏君	西村まさみ君	高野光二郎君	田城 郁君	江崎 孝君	島村 大君	金子 洋一君	牧山ひろえ君	相原久美子君	片山さつき君	大久保 勉君	足立 信也君	水岡 俊一君	猪口 邦子君	藤田 幸久君	福山 哲郎君	増子 輝彦君	山東 昭子君	直嶋 正行君	田中 直紀君	郡司 彰君	田中 茂君	平野 達男君	真山 勇一君	吉川 沙織君	和田 政宗君	儀間 光男君	広田 一君	井上 義行君	川田 龍平君	芝 博一君
山崎 力君	木村 義雄君	鴻池 祥肇君	中曽根弘文君	磯崎 哲史君	浜野 喜史君	小西 洋之君	大野 元裕君	徳永 エリ君	斎藤 嘉隆君	難波 奨二君	有田 芳生君	野田 国義君	風間 直樹君	大島九州男君	林 久美子君	尾立 源幸君	白 眞勲君	藤本 祐司君	津田弥太郎君	小林 正夫君	大塚 耕平君	櫻井 充君	那谷屋正義君	小川 勝也君	神本美恵子君	羽田雄一郎君	榎葉賀津也君	清水 貴之君	渡辺美知太郎君	藤巻 健史君	荒井 広幸君	柴田 巧君	蓮 舫君	藤末 健三君	薬師寺みちよ君	東 徹君	加藤 敏幸君

柳澤 光美君	山口 和之君	農林水産委員 補欠
山田 太郎君	小野 次郎君	補欠
中野 正志君	室井 邦彦君	馬場 成志君
小見山幸治君	小川 敏夫君	古賀友一郎君
長浜 博行君	中西 健治君	環境委員 補欠
松田 公太君	寺田 典城君	補欠
中山 恭子君	アトニ才猪木君	吉川ゆうみ君
前川 清成君	北澤 俊美君	補欠
柳田 稔君	前田 武志君	風間 直樹君
江田 五月君	水野 賢一君	山下 芳生君
行田 邦子君	江口 克彦君	決算委員 補欠
松沢 成文君	片山虎之助君	補欠
内閣総理大臣 安倍 晋三君	厚生労働大臣 田村 憲久君	酒井 庸行君
農林水産大臣 林 芳正君	国土交通大臣 太田 昭宏君	柴田 巧君
(内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償支援機構)) 茂木 敏充君	国務大臣 甘利 明君	山田 太郎君
内閣官房副長官 世耕 弘成君	内閣官房副長官 吉川 貴盛君	智子君
農林水産副大臣 吉川 貴盛君	議院運営委員 補欠	大門実紀史君
議長の報告事項 去る四月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 補欠	同日衆議員から次の内閣提出案を受領した。農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(閣法第五〇号) 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第二七五号) 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七五号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六六号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(閣法第八一号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沢鋭仁君外六名提出)(衆第一八八号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 著作権法の一部を改正する法律案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 特許法等の一部を改正する法律案 同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 会社法の一部を改正する法律案(階猛君外一名提出) 農業者戸別所得補償法案(第百八十三回国会、大串博志君外六名提出)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(閣法第五〇号) 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第二七五号) 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七五号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六六号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(閣法第八一号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沢鋭仁君外六名提出)(衆第一八八号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 著作権法の一部を改正する法律案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 特許法等の一部を改正する法律案 同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 会社法の一部を改正する法律案(階猛君外一名提出) 農業者戸別所得補償法案(第百八十三回国会、大串博志君外六名提出)

同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十五年度中小企業の動向に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十六年度中小企業施策」についての文書を受領した。 去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 辞任 郡司 彰君 補欠 風間 直樹君 予算委員 辞任 風間 直樹君 補欠 安井美沙子君 決算委員 辞任 酒井 庸行君 滝波 宏文君 安井美沙子君 川田 龍平君 和田 政宗君 補欠 山田 太郎君 議院運営委員 辞任 滝波 宏文君 酒井 庸行君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(玄葉光一郎君外七名提出)(衆第一九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八七号) 去る四月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 辞任 風間 直樹君 補欠 郡司 彰君	予算委員 辞任 山下 芳生君 補欠 大門実紀史君 決算委員 辞任 郡司 彰君 風間 直樹君 大門実紀史君 山下 芳生君 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外六名発議) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員山本太郎君提出食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問に対する答弁書(第七八号) 参議院議員藤末健三君提出介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問に対する答弁書(第七九号) 参議院議員川田龍平君提出石綿の健康影響調査に関する質問に対する答弁書(第八〇号) 参議院議員浜田和幸君提出ウクライナ及びクリミア半島における邦人保護に関する質問に対する答弁書(第八一号) 参議院議員浜田和幸君提出閣議の議事録公開に関する質問に対する答弁書(第八二号) 参議院議員山本太郎君提出原発再稼働に関する再質問に対する答弁書(第八三号) 去る一日議員から次の質問主意書が提出された。 集団的自衛権並びに安保法制態に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八八号) 原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八九号) 原子力発電所の安全審査に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九〇号) 犬猫殺処分に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九一号)	去る二日議員から次の質問主意書が提出された。 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九二号) 去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 島田 三郎君 補欠 吉田 博美君 法務委員 辞任 吉田 博美君 補欠 島田 三郎君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 会社法の一部を改正する法律案(第百八十五回国会閣法第二二二号) 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百八十五回国会閣法第二二三号) 法務委員会に付託 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二八号) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号) 国土交通委員会に付託 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 環境委員会に付託 同日議員から次の質問主意書が提出された。 墓参訪朝に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九三号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第八四号) 防衛装備移転三原則に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第八五号)	国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第八六号) 川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八七号) 集団的自衛権並びに安保法制態に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八八号) 原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八九号) 原子力発電所の安全審査に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九〇号) 犬猫殺処分に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九一号) 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九二号) 去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 吉田 博美君 補欠 島田 三郎君 法務委員 辞任 島田 三郎君 補欠 吉田 博美君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 環境委員会 理事 吉川ゆうみ君 (吉川ゆうみ君の補欠) 同日委員長から次の報告書が提出された。 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案(閣法第五八号) 審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 普天間飛行場の辺野古移設に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第九四号) 新国立競技場建設に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第九五号) 私学助成に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九六号)
--	--	---	--

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 儀間 光男君

補欠 藤巻 健史君

予算委員

辞任 宇都 隆史君

補欠 島村 大君

石橋 通宏君

相原久美子君

大野 元裕君

難波 獎二君

中西 健治君

山田 太郎君

福島みずほ君

又市 征治君

決算委員

辞任 島村 大君

補欠 宇都 隆史君

相原久美子君

石橋 通宏君

難波 獎二君

大野 元裕君

平木 大作君

山本 香苗君

柴田 巧君

小野 次郎君

藤巻 健史君

儀間 光男君

山口 和之君

和田 政宗君

山田 太郎君

中西 健治君

山下 芳生君

吉良よし子君

又市 征治君

福島みずほ君

行政監視委員

辞任 溝手 頭正君

補欠 滝沢 求君

渡邊 美樹君

伊達 忠一君

清水 貴之君

川田 龍平君

議院運営委員

辞任 滝沢 求君

補欠 室井 邦彦君

森本 真治君

清水 貴之君

懲罰委員

辞任 伊達 忠一君

補欠 渡邊 美樹君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 柴田 巧君

補欠 松田 公太君

東日本大震災復興特別委員

辞任 山口 和之君

補欠 松田 公太君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 大家 敏志君

補欠 伊達 忠一君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 山本 順三君

補欠 柴田 巧君

同日衆議院から次の議案が提出された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案(閣法第五四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

同日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

同日議長は、マヤ・ゴイコビッチ・セルビア共和国議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

同日議長は、アフガニスタン・イスラム共和国北東部バダフシャン県において二日発生した地滑りによる被害に対し、ファザル・ハーディ・ムスリムヤール同国上院議長宛見舞電報を発送した。

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 世耕 弘成君

補欠 羽生田 俊君

財政金融委員

辞任 石田 昌宏君

補欠 世耕 弘成君

文教科学委員

辞任 中曾根弘文君

補欠 長峯 誠君

厚生労働委員

辞任 羽生田 俊君

補欠 石田 昌宏君

国家基本政策委員

辞任 藤巻 健史君

補欠 儀間 光男君

予算委員

辞任 島村 大君

補欠 宇都 隆史君

相原久美子君

石橋 通宏君

難波 獎二君

大野 元裕君

山田 太郎君

中西 健治君

又市 征治君

福島みずほ君

決議委員

辞任 宇都 隆史君

補欠 島村 大君

山谷えり子君

長峯 誠君

石橋 通宏君

相原久美子君

大野 元裕君

難波 獎二君

山本 香苗君

平木 大作君

小野 次郎君

柴田 巧君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

二千四年の船舶のプラスチック及び沈没物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

行政監視委員

辞任 伊達 忠一君

補欠 渡邊 美樹君

懲罰委員

辞任 渡邊 美樹君

補欠 伊達 忠一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任 松田 公太君

補欠 山口 和之君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 伊達 忠一君

補欠 大家 敏志君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

二千四年の船舶のプラスチック及び沈没物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

外交防衛委員会に付託

難病の患者に対する医療等に関する法律案(閣法第二四号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

厚生労働委員会に付託

平成二十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号 議長の報告事項 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「慰安婦」問題に関する質問主意書(藤田幸久君提出(第九七号))

別居親に対する学校現場等の対応に関する質問主意書(真山勇一君提出(第九八号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

墓参訪朝に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第九九号))

普天間飛行場の辺野古移設に関する質問主意書(江口克彦君提出(第九四号))

新国立競技場建設に関する質問主意書(有田芳生君提出(第九五号))

私学助成に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第九六号))

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山下 芳生君

補欠

田村 智子君

財政金融委員

浜田 和幸君

荒井 広幸君

辞任

中曽根弘文君

補欠

長峯 誠君

文教科学委員

三宅 伸吾君

石田 昌宏君

辞任

長峯 誠君

補欠

中曽根弘文君

厚生労働委員

田村 智子君

山下 芳生君

辞任

赤石 清美君

補欠

三木 亨君

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

石田 昌宏君

武見 敬三君

三宅 伸吾君

舞立 昇治君

農林水産委員

辞任

舞立 昇治君

補欠

武見 敬三君

経済産業委員

辞任

荒井 広幸君

補欠

浜田 和幸君

予算委員

辞任

三木 亨君

補欠

溝手 顕正君

決算委員

辞任

長峯 誠君

補欠

山谷えり子君

行政監視委員

辞任

山谷えり子君

補欠

長峯 誠君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

松田 公太君

補欠

田中 茂君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国の統治機構に関する調査会委員

辞任

高階恵美子君

補欠

中泉 松司君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

保険業法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

行政不服審査法案(原口一博君外四名提出)(衆第二〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報告書

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告書

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問に対する答弁書(第八四号)

参議院議員藤末健三君提出防衛装備移転三原則に関する質問に対する答弁書(第八五号)

参議院議員藤末健三君提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問に対する答弁書(第八六号)

参議院議員福島みずほ君提出川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問に対する答弁書(第八七号)

参議院議員福島みずほ君提出集団的自衛権並びに安保法制態に関する質問に対する答弁書(第八八号)

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対する答弁書(第八九号)

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の安全審査に関する質問に対する答弁書(第九〇号)

参議院議員福島みずほ君提出犬猫殺処分に関する質問に対する答弁書(第九一号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員福島みずほ君提出安全確保の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書(第九二号)

平成二十六年五月八日

厚生労働委員長 石井みどり

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案

第一条及び第二条中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、「整備の下に」を削るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を加える。

第六条第一項中「附則第十一条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第十二条中「独立行政法人医薬基盤研究所法」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）」に改める。

第十五条第一号口を削り、同号ハ中「政府等」の下に「政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。」を加え、同号中ハを口とし、二から八までをハからホまでとし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。

四 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。

五 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。

第十五条に次の一項を加える。

二 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第十条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。

二 健康増進法第二十六条第三項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定による許可又は同法第二十九条第一項の規定

による承認を行うについて必要な試験を行うこと。

三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項、第三十二条第三項及び第三十二条の第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第十六条中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第十七条中「第十五条第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第四章の章名を削る。

第十九条の見出しを「（積立金の処分）」に改め、同条第一項中「前条第一号に掲げる業務に係る勘定において」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十八条とする。

第五章中第二十條の前に次の一條を加える。
（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じざるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十五条に規定する業務（同条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。）のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。

二 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第二十條を次のように改める。
（主務大臣等）
第二十條 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、厚生労働大

臣

二 第十五条第二項第二号及び第三号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、厚生労働大臣

二 研究所に係る通則法における主務省は、厚生労働省とする。

三 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十四条第二号中「第十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第十八条第一項に改める。

第六章を第五章とする。

附則第十二条第六項中「第十五条第一号口から八までに掲げる」を「第十五条に規定する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第十一条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは、勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」を「第二十四条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項（附則第十二条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 承継勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

六 第十八条第一項から第三項までの規定は、承継勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第

五項に規定する承継業務」と読み替えるものとする。

附則第十五条から第十七条までを削り、附則第十四条を附則第十六条とする。

附則第十三条の次に次の見出し及び二条を加える。

（特例業務等）

第十四条 研究所は、第十五条に規定する業務及び承継業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の際現行に於ける同法による改正前の第十五条第一号口に掲げる業務及びこれに附帯する業務（次項及び次条第一項において「特例業務」という。）を行う。

二 附則第十二条第四項から第八項までの規定は、特例業務について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「承継勘定」とあるのは「特例業務勘定」と、同項中「附則第十二条第五項」とあるのは「附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第五項」と、「附則第十二条第五項に規定する承継業務」とあるのは「附則第十四条第一項に規定する特例業務」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「附則第十四条第一項」と、「第六項第一項中「附則第八条第二項並びに第八条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに第十三項、第三項及び第五項」とあるのは「には」と、「第十八条第一項（附則第十二条第六項）」とあるのは「第十八条第一項（附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第六項）」と読み替えるものとする。

第十五条 研究所は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定（前条第二項において読み替えて準用する附則第十二条第四項に規定する特例業務勘定をいう。以下この条において同じ。）を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定に

ついてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 研究所は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(国立健康・栄養研究所の解散等)

第二条 独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「国立健康・栄養研究所」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に国立健康・栄養研究所が有する権利のうち、研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度(同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかわらず、国立健康・栄養研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

5 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下こ

の条において同じ。)は、同日に終わるものとする。

6 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告は、研究所に対してなされるものとする。

7 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、研究所が行うものとする。

8 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、研究所が行うものとする。

9 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、研究所が行うものとする。

10 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究所が行うものとする。この場合において、附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第百八十号。第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政

法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五条」とする。

11 第一項の規定により国立健康・栄養研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国立健康・栄養研究所の職員から引き続き研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第三条 研究所は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号。以下「平成十八年整備法」という。)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。次項において同じ。)で引き続き研究所の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者が、引き続き研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の国立健康・栄養研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。

ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所又は研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(国立健康・栄養研究所の役員又は職員から引き続き研究所の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第四条 施行日の前日に国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第三に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項において「厚生労働省共済組合」という。))の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き研究所の役員又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において研究所の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する研究所の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡し

た場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）次項において同じ。）がすることができ、

3 施行日の前日において国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続き研究所の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。
（国有財産の無償使用）

第五条 厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に国立健康・栄養研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

（独立行政法人国立健康・栄養研究所法の廃止）
第六条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法は、廃止する。

（独立行政法人国立健康・栄養研究所法の廃止に伴う経過措置）
第七条 国立健康・栄養研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第八条 施行日前にした行為並びに前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第十条第一項の国民健康・栄養調査に関する事務に従事した国立健康・栄養研究所の職員であつた者が施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）
第十条 次に掲げる法律の規定中独立行政法人国立健康・栄養研究所の項を削る。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一

二 国家公務員共済組合法別表第三（健康増進法の一部改正）

第十一条 健康増進法の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所を」独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に改める。

（食品安全基本法の一部改正）
第十二条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）」第十三条第一項を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項」に改める。

（平成十八年整備法の一部改正）
第十三条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条中「国立健康・栄養研究所の」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）
第十四条 研究開発システムの改革の推進等によ

る研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一第十六号を次のように改める。

十六 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所

（食品表示法の一部改正）
第十五条 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所を」独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に改める。

附則第八条を次のように改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正）
第十二条の二 独立行政法人医薬基盤・健康・

栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中、「第三十二条第三項及び第三十二条の第三項」を「及び第三十二條第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第二十条第一項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

（調整規定）
第十六条 施行日が食品表示法の施行の日以後である場合には、前条（同法附則第八条の改正規定及び同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定は適用せず、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条に一項を加える改正規定	三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項、第三十二條第三項及び第三十二條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。	三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。
第二十條の改正規定及び第三号		から第四号まで

第十七条 施行日が独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）附則第八条の規定の施行の日である場合には、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六條第一項の改正規定	第六條第一項中「附則第十一條第二項」を「第十一條第二項」に改める。	第六條第一項中「附則第十一條第二項」を「第十一條第二項」に改める。
第十五條第一号の改正規定	第十五條第一号口を削り、同号ハを口とし、二からへまでをハからホまで	第十五條第一号ハを削り、同号二をハとし、ホからトまでを二からへまで
附則第十二條第六項の改正規定	第十五條第一号口からへまで	第十五條第一号ハからトまで
附則第十三條の次に見出し及び二条を加える改正規定	第十五條第一号口	第十五條第一号ハ

2 前項の場合において、独立行政法人日本医療研究開発機構法附則第三條の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第一項中「独立行政法人医薬基盤研究所法」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」と、「第十五條第一号口」とあるのは「第十五條第一項第一号口」と、「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第二項及び第四項中「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法附則第八條（見出しを含む。）中「独立行政法人医薬基盤研究所法」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」とし、同条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五條第一号、第十八條及び附則第十二條第六項の改正規定	第十五條第一号口を削り、同号ハ中「二」を「八」に改め、「口」に掲げるものを除く。）を削り、同号ハを同号口とし、同号二からトまでを同号ハからへまでとする。	第七條第二項中「二人以内」を「一人」に改める。
	第十五條第二項第一号口を削り、同号ハを同号口とし、同号二からへまでを同号ハからホまでとする。	

附則第十二條第六項中「第十五條第一号ハからトまで」を「第十五條第一号口からへまで」に改める。

審査報告書

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月十三日

経済産業委員長 大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加する等の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 原子力損害賠償支援機構法制定時に国会修正によつて追加された、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置（附則第六條第一項、及び、本法の施行状況を踏まえ講ずるものとされる必要な措置（附則第六條第二項）に係る検討事項）に、制定時の附帯決議の趣旨に鑑み、早急に結論を得るよう更に検討を進めること。

二 福島第一原発事故発生後三年を経て、なお完了まで時間を要するとされる東京電力による被災者への損害賠償に關し、本年一月に認定された新・総合特別事業計画に従い、損害賠償の迅速かつ適切な実施を可能とするための万全の支

援を行うこと。

三 機構が新・総合特別事業計画に基づいて東京電力株式の売却等によりその議決権の段階的な低減を実施していくに当たっては、東京電力による福島第一原発の廃炉作業の実施状況やそのための体制整備の在り方に関し、機構の運営委員会及び廃炉等技術委員会による適切かつ十分な検証・評価を踏まえて進めるものとする。

四 今後長期にわたる事故炉の廃止措置を着実に進めるため、原子力技術を支える新たな研究者や技術者の育成を図るとともに、現場作業を通じて技術の伝承を図るなど熟練した作業員の確保に努めること。また、国内外の英知を結集して過酷な環境下における廃炉作業を円滑に行うための技術の開発に努めること。

五 機構の業務に「廃炉等に関する情報の提供」が追加されることに伴い、廃炉関係業務の実施を通じて集積される技術及び知見が内外の原子炉の廃炉に際して積極的に活用されるための機構の体制整備を図ること。また、損害賠償支援業務に係るものも含め、機構の業務に関し内外に對してこれまで以上に適時適切な情報の公開を進めること。

六 福島第一原発において現在に至るまで汚染水の漏洩が相次ぎ、収束の兆しが見られない状況を踏まえ、早急かつ確実に汚染水を封じ込める環境が達成できるよう、東京電力に対して厳しく指導・監督を行うとともに、国費を投じて実施する遮水壁の構築等の施策を迅速かつ確実に行うこと。

七 福島第一原発の廃炉作業については、高線量下で行われるという特殊な労働環境であることに鑑み、関係省庁と機構との十分な連携・協力により、現場作業員の労働環境及び就労条件の改善が達成されるための監督体制の拡充強化を図ること。

八 機構が行う研究開発は、基本的に研究開発の企画を想定し、国際廃炉研究開発機構や日本原子力研究開発機構などの適切な役割分担を行い、原子力事業者が納付する一般負担金の過度な増大を招くことのないよう留意すること。
右決議する。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

目次中「第三章 運営委員会(第十四条 第二十二條)」を「第一節 運営委員会(第十四条 第二十二條)」とし、
第二節 廃炉等技術委員会(第二十二條)

員会
に、「実施」を「実施等」

に、「第五十五條」を「第五十五條の二」に改める。

第一条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改め、「原子力事業者をいう」の下に「以下この条及びを」、「確保を」の下に「図るとともに、原子力事業者が設置した

発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第

百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)
第十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。又は
実用再処理施設(第三十八條第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。)
が原子炉等規制法第六十四條の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等(当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉(第三十八條第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。))の廃止(放射性物質によつて汚染された水に係る措置を含む。))又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理(原子炉等規制法第二條第十項に規定する再処理をいう。第三十八條第一項第二号において同じ。))の事業の廃止をいう。以下同じ。))を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を」を加える。

第二条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、廃炉等に関し前項の措置を講ずるに当たっては、放射性物質によつて汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない。

第三条及び第六條中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第十条第二項第五号中「運営委員会」の下に「及び廃炉等技術委員会」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会
第三章中第十四條の前に次の節名を付する。

第一節 運営委員会

第十六條第一項中「八人」を「十人」に改め、「理事長」の下に「副理事長」を加える。

第二十條中「理事長」の下に「副理事長」を加える。

第三章に次の一節を加える。

第二節 廃炉等技術委員会

(設置)
第二十二條の二 機構に、廃炉等技術委員会を置く。

(権限)
第二十二條の三 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、廃炉等技術委員会の議決を経なければならない。

一 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針(第三十六條の二において「廃炉等技術研究開発業務実施方針」という。))の作成又は変更

二 その他廃炉等技術委員会が特に必要と認める事項
(組織)
第二十二條の四 廃炉等技術委員会は、委員八人以内及び機構の役員(監事を除く。))のうちから理事長が指名する者四人以内をもつて組織する。

2 廃炉等技術委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。

3 委員長は、廃炉等技術委員会の会務を総理する。

4 廃炉等技術委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)
第二十二條の五 委員は、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

命する。
(議決の方法)
第二十二條の六 廃炉等技術委員会は、委員長又は第二十二條の四第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び同条第一項の規定により指名された者の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 廃炉等技術委員会の議事は、出席した委員及び第二十二條の四第一項の規定により指名された者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(準用)
第二十二條の七 第十八條、第十九條、第二十一條及び第二十二條の規定は、廃炉等技術委員会の委員について準用する。

第二十三條中「理事長一人」の下に「副理事長一人」を加え、「四人」を「六人」に改める。

第二十四條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「理事長を」と「理事長及び副理事長を」に、「に事故を」と及び副理事長に事故に、「が欠員を」と及び副理事長が欠員に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第二十五條第二項中「理事は」を「副理事長及び理事は」に改める。

第三十條中「理事長」の下に「副理事長」を、「の委員」の下に「廃炉等技術委員会の委員」を加える。

第三十一條中「理事長」の下に「副理事長」を加える。

第三十五條第四号中「前三号」を「前各号」に改

め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発

五 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

六 廃炉等に関する情報の提供

第三十五条の次に次の一条を加える。

(報告)

第三十五条の二 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等を実施するため

に必要な技術に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(廃炉等技術研究開発業務実施方針)

第三十六条の二 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めなければならない。

2 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十八条第一項第一号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十

二年法律第百六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。)」を「原子炉等規制法」に改め、同項第二号中「(原子炉等規制法第二

条第十項に規定する再処理をいう。)」を削る。

第四十一条に次の一項を加える。

3 廃炉等を実施する原子力事業者が第一項の規定による申込みを行う場合には、前項の書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 廃炉等の実施の状況
二 廃炉等の実施に必要な経費の見通し及び廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項
第四十三条第二項中「事項」の下に「(当該原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)」を加える。
第四十五条第二項第一号中「事項」の下に「(原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)」を加える。
第五章第四節の節名を次のように改める。
第四節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務
第五章第四節中第五十五条の次に次の一条を加える。
(機構による廃炉等の実施)
第五十五条の二 機構は、廃炉等技術委員会の議決を経て、廃炉等を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る廃炉等の一部を実施することができる。
第五十九条第三項中「第三十五条第二号及び第三号」を「第三十五条第二号から第六号まで」に改める。
第六十条の見出し及び同条第一項中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。
第七十三条中「第二十一条」の下に「第二十二条の七及び」を加える。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条第二項、第三項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に原

子力損害賠償・廃炉等支援機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下「新法」という。第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 原子力損害賠償支援機構は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。))までに、必要な定款の変更をし、主務大臣の認可を受けるものとする。

3 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

4 この法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第六十条第一項の規定により原子力損害賠償支援機構が発行した原子力損害賠償支援機構債は、新法の規定の適用については、新法第六十条第一項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構債とみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国立国会図書館法等の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中

(平成二十三年法律第九十四号)を

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

に改める。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一

四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

七 独立行政法人等の保有する個人情報保護

五 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第三第一号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

七 独立行政法人等の保有する個人情報保護

に關する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

八 公文書等の管理に關する法律(平成二十一年法律第六十六号)別表第一

(地方税法等の一部改正)

第五号 次に掲げる法律の規定中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第五号

二 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に關する法律(平成二十五年法律第九十七号)第二号

(特別会計に關する法律の一部改正)

第六号 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第七項中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改め、同項第二号中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第八十八条第三項第二号ト及び第九十一条の二中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

審査報告書

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月十三日

国土交通委員長 藤本 祐司
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に關連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、当該施設に對する容積率及び用途の制限の緩和等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、平成二十六年一般会計予算(国土交通省所管)において、都市機能立地支援事業等に係る経費四十八億円及び民間都市開発推進機構による民間都市開発事業への金融支援に係る経費五十五億円が計上されており、また、社会資本整備総合交付金九千二百二十四億円の中に所要の経費が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 人口減少や高齢化の進展など、我が国の地方都市を取り巻く環境が厳しさを増している状況に鑑み、本法に基づく立地適正化計画が適切に活用され、地方都市におけるコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化が円滑に進められるよう、地方公共団体と連携しその対応に万全を期すること。また、その際には、社会資本の維持管理費の増大や財政制約にも留意し、選択と集中によりつつ縮減・集約を促すよう地方公共団体に對し助言を行うこと。

二 コンパクトシティの形成に向け、郊外に拡散した市街化区域の段階的な縮小方策について検討を行うとともに、都市計画道路や下水道事業などについても、見直しや事業区域の縮小方策

等について、地方公共団体に對し助言を行うこと。また、過疎地域や離島地域における多自然生活圏や安定定住ゾーンの形成方策等についても引き続き検討すること。

三 居住誘導区域において高齢者向けサービスと一体となつた住宅の供給を促進するため必要な支援を行うとともに、高齢者等の優良な住宅資産が子育て世代に活用されるなど、その有効利用を図ることが可能となるよう、住み替えや中古住宅流通市場、リフォーム市場の活性化を推進すること。また、都市のコンパクト化に伴い、今後一層の増加が予想される空き地や空き家に関する対策の具体化を図ること。

四 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、医療施設、福祉施設などの誘導施設の立地等に対して、社会資本整備総合交付金等の活用により最大限の支援を行うこと。また、都市計画部局、福祉部局、交通部局などが一体となつて取り組むことのできる体制の整備、地方公共団体の人材の確保及び育成等に関し必要な支援を行うこと。あわせて、集落の中心地域における「小さな拠点」についてもその整備に向けた支援を行うこと。

五 住宅の立地の集約化を図ることが重要であることから、都市機能誘導区域における事業への支援については、居住誘導区域の設定とあいまって、市街地のコンパクト化に資する内容とすること。また、居住調整地域を設定するなど意欲的に取り組む市町村を積極的に支援するとともに市町村の要望に添つた支援に努めること。

六 立地適正化計画の作成に当たっては、居住誘導区域外の住民が著しい不利益を被ることのないよう居住誘導区域外の住民の生活環境についても十分配慮するとともに、都市機能誘導区域や誘導施設についても、医療施設、福祉施設等の利用者の利便を考慮し、関係者との十分な調

整を図つた上でその指定がなされるよう、地方公共団体に對し助言を行うこと。また、公園、緑地等の整備により緑豊かな居住環境が創出されるよう必要な支援を行うこと。

七 居住誘導区域外における、本法第八十八条の届出を要する開発行為に對しては、ディスプレイ等タイプの在り方についても検討すること。

八 建築規制の緩和が住環境被害や景観破壊などの問題を惹起することのないよう、住民への事前事後の十分な情報公開、住民参加と住民の意見反映の実質化に向けて、その方策について検討すること。

九 都市機能や居住の立地適正化による都市の再構築には、地域公共交通ネットワークの整備や中心市街地の活性化が不可欠であることを踏まえ、立地適正化計画の作成に当たっては、「地域公共交通の活性化及び再生に關する法律」の一部を改正する法律に基づく地域公共交通網形成計画や、「中心市街地の活性化に關する法律」の一部を改正する法律に基づく基本計画との連携と調和が十分に図られるよう、地方公共団体に對し助言を行うこと。また、立地適正化計画等と「都市の低炭素化の促進に關する法律」に基づく低炭素まちづくり計画についても、相互に適切な連携が図られるよう地方公共団体に對し助言を行うこと。

右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十七日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

(都市再生特別措置法の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「都市再生整備計画等」を「都市再生整備計画」に、「第四十六條の五」を「第四十六條の四」に、「第七十二條の二」を「第七十三條」に、「第六節 都市利便増進協定(第七十二條の三)第七節 都市再生整備推進法人(第七十三條第七十八條の九)」を「第六節 都市利便増進協定(第七十四條―第八十條)」に、「第六節 雑

則(第七十九條―第八十四條)」を

則(第七十九條―第八十四條)」を

第一章 立地
第一節 立地
第二節 居住
第三節 都市
第四節 都市跡
第五節 都市跡
第六節 都市跡
第七節 都市跡
第八章 都市跡
第九章 都市跡
第十章 都市跡

適正化計画に係る特別の措置
地適正化計画の作成等(第八十一條―第八十五條)
都市計画の決定等の特別の措置(第八十六條―第八十條)
居住調整区域等(第八十八條―第九十四條)
民間誘導施設等整備事業計画の認定等(第九十條)
土地地区画整理の特例(第九十五條)
建築等の届出等(第九十六條・第九十七條)
特定用途誘導地区(第九十八條)
地等管理協定等(第九十九條―第一百六條)
村都市再生協議会(第一百十七條)
再生推進法人(第一百十八條―第二百二十三條)
(第二百二十四條―第二百二十八條)
(第二百二十九條―第二百三十一條)

七条

五条(第四百四條)に改める。

第一条中「特例並びに」を「特例、」に、「交付等」を「交付並びに立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等」に改める。

第十四條第二項に次の一号を加える。

五 第八十一條第一項に規定する立地適正化計画の作成に関する基本的な事項

第二十九條第一項第一号中「次号及び第七十一條第一項第一号において」を「以下」に改め、「公共施設等」という。の下に「その他公益的施設で政令で定めるものを加える。

第三十六條第二項中「の最高限度」を「第九十九條第二項において同じ。の最高限度」に改める。

第三十七條第一項中「この節において」を削る。

第五章の章名中「都市再生整備計画等」を「都市再生整備計画」に改める。

第四十六條第一項中「地域整備方針」の下に「。第八十一條第一項及び第九十九條第一号イにおいて同じ。」を加え、同条第三項中「この節及び次節において」を削り、同条第三十三項中「第七十二條の三第一項」を「第七十四條第一項」に、「第七十三條第一項」を「第七十八條第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

第四十六條の二を削る。

第四十六條の三の見出し中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第一項中「第七十三條第一項」を「第七十八條第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第四十六條の二とし、第四十六條の四を第四十六條の三とする。

第四十六條の五中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第四十六條の四とする。

第五十一條第二項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第五十四條第二項中「第四十六條の二第一項」を「第七十八條第一項」に、「市町村協議会」を「市町村都市再生協議会」に改める。

第五十七條の二の見出し中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第一項中「第七十四條第三号」を「第九十九條第三号」に、「第七十三條第一項」を「第七十八條第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第二項中「第七十四條第三号」を「第九十九條第三号」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

第六十四條第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第七十一條第一項第一号中「公共施設等」の下に「その他公益的施設で政令で定めるものを加える。

第七十二條第一項中「市町村協議会」を「第七十八條第一項の市町村都市再生協議会(以下この条において「市町村協議会」という。))」に改め、同条第二項中「第四十六條の二第三項」を「第九十九條第五項」に改め、「及び都市再生整備計画」とあるのは、「都市再生整備計画」と、を削り、「管理者及び」を、「管理者」に改める。

第八十四條の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項」を

「各本条に改め、同項を同条とし、同条を第九十一條とする。

第八十三條を第九十二條とし、同条の次の章名及び二条を加える。

第十章 罰則

第九十九條 第六十六條第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしない、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第二項に規定する行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條、第六十七條又は第九十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八條第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしない、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第九十八條第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしない、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

第八十二條を第九十七條とし、第八十一條を第九十六條とし、第八十條を第九十五條とする。

第七十九條第一号中「イ及び」を「同号イ及び」に改め、同条を第九十四條とする。

第六章を第九章とする。

第五章第七節中第七十八條を第九十三條とする。

第七十七條第一項中「及び第七十二條の七第一項」を「第七十八條第一項及び第九十三條第一項」に改め、同項第一号中「第七十四條第二号に掲げる業務」を「第九十九條第二号に掲げる業務(都市開発事業に係るものに限る。))」に改め、同条第二項中「第七十七條第一項各号」を「第九十二條第一項各号」に、「第七十七條第一項第一

十二條第一項各号」に、「第七十七條第一項第一

号」を「第二百二十二条第一項第一号」に、「第七十七条第二項」を「第二百二十二条第二項」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第七十六条第一項及び第二項中「第七十四条各号」を「第一百九条各号」に改め、同条第三項中「第七十三条第一項」を「第一百八条第一項」に改め、同条を第二百二十一条とし、第七十五条を第二百二十条とする。

第七十四条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの

ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの

ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業

ニ 立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内における跡地等の管理に関する事業

第七十四条第二号及び第三号イ中「都市開発事業」を「事業」に改め、同号ロ及び同条第五号中「区域」の下に「又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域」を加え、同条第九号中「区域」の下に「又は立地適正化計画の区域」を加え、同条を同条第十一号とし、同条第八号中「区域」の下に「又は立地適正化計画の区域」を加え、同条を同条第十号とし、同条第七号中「区域」の下に「又は立地適正化計画の区域」を加え、同条を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 跡地等管理協定に基づき跡地等の管理を行うこと。

八 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

第七十四条を第百十九条とする。

第七十三条の見出し及び同条第一項中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第百十八条とする。

第五章第七節の節名を削る。

第七十二条の九を第八十条とし、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節 立地適正化計画の作成等

(立地適正化計画)

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域(以下「居住誘導区域」という。)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(以下「都市機能誘導区域」という。)及び

当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)

四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ 誘導施設の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ イ又はロに掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 都市機能誘導区域内の区域であつて、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域(以下「駐車場配置適正化区域」という。)

二 前号の区域における路外駐車場(駐車場法(昭和三十一年法律第六号)第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。第百六条第一項において同じ。)の配置及び規模の基準(同条において「路外駐車場配置等基準」という。)に関する事項

三 第一号の区域における駐車施設(駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。)の機能を集約するために整備する駐車施設(第百七条において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模に関する事項

6 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。

7 市町村は、立地適正化計画に第五項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事(駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。)に協議しなければならない。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域外の区域のうち、住宅が相当数存在し、跡地(建築物の敷地であつた土地で現に建築物が存しないものをいう。以下この項において同じ。)の面積が現に増加しつつある区域で、良好な生活環境の確保及び美観風致の維持のために当該区域内の跡地及び跡地に存する樹木(以下「跡地等」という。)の適正な管理が必要となると認められる区域(以下「跡地等管理区域」という。)並びに当該跡地等管理区域における跡地等の適正な管理を図るための指針(第百十号において「跡地等管理指針」という。)に関する事項を記載することができる。

9 立地適正化計画は、議会の議決を経て定める。

られた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

10 立地適正化計画は、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬ。

11 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により居住の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。その他政令で定める区域については定めのないものとする。

12 第二項第三号の都市機能誘導区域及び誘導施設は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする。

13 市町村は、立地適正化計画の作成に当たっては、第二項第二号及び第三号の施策並びに同項第四号の事業等において市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする。

14 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置か

れていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。)の意見を聴かなければならぬ。

15 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。

16 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更(第十四項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(都市計画法の特例)

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第十五項(同条第十六項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

(都市再生整備計画に係る交付金の特例)

第八十三条 市町村は、国土交通省令で定めるところにより、第八十一条第二項第四号に掲げる事項(第四十六条第一項の土地の区域における同条第二項第二号又は第三号に掲げる事業等であつて当該市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。)を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することができる。

2 前項の規定により立地適正化計画が提出されたときは、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画の提出があつたものとみなして、同条第二項から第四項まで及び第四十八条から第五十条までの規定を適用する。この場合において、第四十七条第二項中「事業等の実施」とあるのは、「第八十三条第一項に規定する事業等の実施(特定非営利活動法人等が実施する同項に規定する事業等に要する費用の一部の負担を含む。)」とする。

(立地適正化計画の評価等)

第八十四条 市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

2 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

3 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

4 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べることができる。

(都市計画における配慮)

第八十五条 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、立地適正化計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第二節 居住誘導区域に係る特別の措置

第一款 都市計画の決定等の提案

(特定住宅整備事業を行う者による都市計画の決定等の提案)
第八十六条 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における政令で定める戸数以上の住宅の整備に関する事業(以下「特定住宅整備事業」という。)を行うとする者は、都市計画決定権者に対し、当該特定住宅整備事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。

る。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

一 第三十七条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる都市計画

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画

三 その他政令で定める都市計画

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業」と、第四十条第一項中「者(当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。)」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

(特定住宅整備事業を行う者による景観計画の策定の提案)

第八十七条 特定住宅整備事業を行うとする者は、景観法(平成十六年法律第百十号)第七條第一項に規定する景観行政団体に対し、当該特定住宅整備事業を行うために必要な景観計画(同法第八條第一項に規定する景観計画をいう。以下この項において同じ。)の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 景観法第十一条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第八條第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第八十六条第一

項に規定する特定住宅整備事業に係る土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第二款 建築等の届出等

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四十二条に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であつて住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限り。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に關し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができ

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三款 居住調整地域等

(居住調整地域)

第八十九条 立地適正化計画の区域（市街化調整区域を除く。）のうち、当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制すべき区域については、都市計画に、居住調整地域を定めることができる。

(開発行為等の許可等の特例)

第九十条 居住調整地域に係る特定開発行為（住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限り。）をいう。以下同じ。）については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、特定開発行為及び特定建築等行為（住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）をいう。第九十二条において同じ。）については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、同法第三十四条及び第

四十三条の規定（同条第一項の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十四条中「開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「次の各号」とあるのは、「第十号又は第十二号から第十四号まで」と、同法第四十三条第一項中「第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設しては」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等（同条の政令で定める戸数未満の住宅を除く。以下この項において「住宅等」という。）を新築しては」と、「同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物」とあるのは、「住宅等」と、同条第二項中「第三十四条とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する第三十四条」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十一条 特定開発行為については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、土地区画整理法第九條第二項、第二十一条第二項及び第五十一条の九第二項の規定を適用する。

この場合において、これらの規定中「土地区画整理事業」とあるのは「土地区画整理事業（施行区域の土地について施行するものを除く。）」と、「同法第四十二条に規定する開発行為が同法第三十四条各号」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為が同条の規定により読み替えて適用する都市計画法第三十四条第十号又は第十二号から第十四号まで」とする。

第十項から第十二項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「開発行為（同法第四十二条に規定する開発行為をいう。）」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「同法」とあるのは、「都市計画法」と、同項及び同条第十一項中「第三十四条」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する都市計画法第三十四条」とする。

(市町村の長による開発許可関係事務の処理)

第九十三条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代つて都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第三十三条第六項、第三十四条第十一号及び第十二号、第三十四条の二、第三十五条の二第四

項、第四十三条第三項並びに第七十八条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、同法第二十九条第一項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第七十八条第一項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。

第九十四条 前条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条の七第二項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。)第二十八条第二項並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第五十八条第八項、第十四条第二項及び第四十二条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 前条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の二第四項及び第十条の七第一項並びに大規模災害からの復興に関する法律第十三条第九項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する指定都市等と、地域歴史的風致法第五条第四項の規定の適用については同項に規定する指定都市とみなす。

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第一款 民間誘導施設等整備事業計画の認定等

(民間誘導施設等整備事業計画の認定)
第九十五条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業(当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)

であつて、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域(以下「誘導事業区域」という。)の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「誘導施設等整備事業」という。)を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該誘導施設等整備事業に関する計画(以下「民間誘導施設等整備事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の認定(以下「誘導事業計画の認定」という。)の申請は、当該申請に係る誘導施設等整備事業に係る立地適正化計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該民間誘導施設等整備事業計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 民間誘導施設等整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 誘導事業区域の位置及び面積
二 誘導施設の概要
三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
五 工事着手の時期及び事業施行期間
六 用地取得計画
七 資金計画
八 その他国土交通省令で定める事項

(民間誘導施設等整備事業計画の認定基準等)
第九十六条 国土交通大臣は、誘導事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間誘導施設等整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、誘導事業計画の認定をすることができる。
一 当該誘導施設等整備事業が、住宅及び都

市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。

二 当該誘導施設等整備事業が、立地適正化計画に記載された第八十一条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

三 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

四 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該誘導施設等整備事業を確実に遂行するために適切なものであること。

五 当該誘導施設等整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 国土交通大臣は、誘導事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該誘導施設等整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者(計画作成市町村であるものを除く。以下「公共施設の管理者等」という。)の意見を聴かなければならない。

(誘導事業計画の認定の通知)

第九十七条 国土交通大臣は、誘導事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を計画作成市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、誘導事業計画の認定を受けた者(以下「認定誘導事業者」という。)の氏名又は名称、事業施行期間、誘導事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間誘導施設等整備事業計画の変更)
第九十八条 認定誘導事業者は、誘導事業計画

の認定を受けた民間誘導施設等整備事業計画(以下「認定誘導事業計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 第九十五条第二項及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)
第九十九条 国土交通大臣は、認定誘導事業者に対し、認定誘導事業計画(認定誘導事業計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る誘導施設等整備事業(以下「認定誘導事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第一百条 認定誘導事業者の一般承継人又は認定誘導事業者から認定誘導事業計画に係る誘導事業区域内の土地の所有権その他当該認定誘導事業の施行に必要な権限を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定誘導事業者が有していた誘導事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、計画作成市町村の意見を聴かなければならない。

(改善命令)

第一百一条 国土交通大臣は、認定誘導事業者が認定誘導事業計画に従つて認定誘導事業を施行していないと認めるときは、当該認定誘導事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(誘導事業計画の認定の取消)

第一百二条 国土交通大臣は、認定誘導事業者が前条の規定による処分違反したときは、誘導事業計画の認定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、計画作成市町村、公共施設の管理者等及び民間都市

ハ 不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産取引(認定誘導建築物等を整備し、又は整備された認定誘導建築物等を取得し、当該認定誘導建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

二 信託(受託した土地に認定誘導建築物等を整備し、当該認定誘導建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)の受益権の取得

百五 第二款 土地区画整理法の特例
立地適正化計画に記載された土地区

車場配置等基準に関する事項に係る駐車車場配置適正化区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が当該駐車場配置適正化区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下この項において「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第百七条 立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に関する事項に係る駐車場配置適正化区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定

旨をと、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車場配置適正化区域の区域内」と、「地区又は地域内」とあり、及び「地区内」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内」とする。

第四款 建築等の届出等

第百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による

届出があつた場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五款 特定用途誘導地区

第百九条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域（同号に掲げる工業専用地域を除く。）が定められている区域に限る。）については、都市計画に、特定用途誘導地区を定めることができる。

2 特定用途誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物等の誘導すべき用途、その全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度及び建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限り。）を定めるものとする。

第四節 跡地等管理協定等

（跡地等の管理に関する市町村の援助等）
第百十条 第八十一条第八項の規定により立地適正化計画に跡地等管理区域及び跡地等管理指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該跡地等管理指針に即し、当該跡地等管理区域内の跡地等の所有者又は使用

及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該跡地等の適正な管理を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 市町村長は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等の所有者等が当該跡地等管理指針に即した跡地等の管理を行わないため、当該跡地等の周辺の生活環境及び美観風致が著しく損なわれていると認めるときは、当該所有者等に対し、当該跡地等管理指針に即した跡地等の管理を行うよう勧告することができる。

（跡地等管理協定の締結等）

第百十一条 市町村又は都市再生推進法人等（第百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第百十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地管理機構」という。）又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（第百十六条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。）をいう。）は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等（緑地管理機構にあつては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあつては景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域内にあるものに限る。）を適正に管理するため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下「跡地等管理協定」という。）を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。

- 一 跡地等管理協定の目的となる跡地等（以下この条において「協定跡地等」という。）

- 二 協定跡地等の管理の方法に関する事項
- 三 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項

- 四 跡地等管理協定の有効期間
- 五 跡地等管理協定に違反した場合の措置

2 跡地等管理協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 跡地等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 立地適正化計画に記載された第八十一条第八項に規定する事項に適合するものであること。
- 二 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 都市再生推進法人等が跡地等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（跡地等管理協定の認可）

第百十二条 市町村長は、前条第四項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するとき、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 跡地等管理協定の内容及、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（跡地等管理協定の変更）

第百十三条 第百十一条第二項から第四項まで及び前条の規定は、跡地等管理協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第百十四条 都市再生推進法人等が跡地等管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市再生特別措置法第百十一条第一項に規定する都市再生推進法人等（以下「都市再生推進法人等」という。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市再生推進法人等」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市再生推進法人等」とする。

（緑地管理機構の業務の特例）

第百十五条 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「若しくは二(1)又は都市再生特別措置法第百十五条第一項第一号」とする。

（景観整備機構の業務の特例）

第百十六条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理協定に基づく跡地等の管理を行うことができる。

2 前項の場合においては、景観法第九十五条第二項及び第二項中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務及び都市再生特別措置法第百十六条第一項に規定する業務」とする。

第七章 市町村都市再生協議会
第百十七條 次に掲げる者は、市町村ごとに、

都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設等の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

一 市町村

二 次条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構、当該都市再生整備計画の区域内において公共施設施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

3 誘導施設等整備民間事業者であつて市町村協議会の構成員でないものは、第一項の規定により市町村協議会を組織する同項各号に掲げる者に対して、自己を市町村協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた第一項各号に掲げる者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

5 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、第四十六条第二項第二号イからハまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設施設の管理者及び第八十一条第二項第四号イからハまでに掲げる事業等を実施し、又は実施することが見込まれる者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 市町村協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して必要な協力を依頼することができる。

7 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定める。

第八章 都市再生推進法人
第七十二条の八中「第七十三条第一項を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第七十九条とする。

第七十二条の七第二項中「第七十二条の七第一項を「第七十八条第一項」に、「第七十二条の七第二項を「第七十八条第二項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十二条の六第一号中「第七十二条の四各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第七十七条とする。

第七十二条の五第一項中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第七十六条とし、第七十二条の四を第七十五条とする。

第七十二条の三第一項中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第七十四条とする。

「第一項」を「第七十八条第一項」に、「第七十二条の七第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十二条の六第一号中「第七十二条の四各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第七十七条とする。

第七十二条の五第一項中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第七十六条とし、第七十二条の四を第七十五条とする。

第七十二条の三第一項中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第七十四条とする。

第七十二条の二第二項中「第七十二条の二第一項」を「第七十三条第一項」に、「第七十二条の二第二項本文」を「第七十三条第一項本文」に、「第七十二条の二第二項」を「第七十三条第一項」に改め、第五章第五節中同条を第七十三条とする。

（建築基準法の一部改正）
第二条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

目次中「都市再生特別地区」の下に「及び特定用途誘導地区」を、「第六十条の二」の下に「第六十条の三」を加える。

第二条第二十一号中「都市再生特別地区」の下に「特定用途誘導地区」を加える。

第三条第三項第二号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改める。

第五十条中「又は都市再生特別地区」を「都市再生特別地区又は特定用途誘導地区」に改める。

第五十二条第一項第一号中「建築物」の下に「（第六号に掲げる建築物を除く。）」を加え、同項第二号中「建築物又は」を「建築物第六号に掲

ける建築物を除く。)又は「に改め、第五号の下に「及び第六号」を加え、同項第三号中「建築物」の下に「第六号に掲げる建築物を除く。」を加え、同項第四号中「工業地域」の下に「内の建築物第六号に掲げる建築物を除く。」を加え、同項第五号中「の建築物」の下に「第六号に掲げる建築物を除く。」を加え、第五十六條第一項第二号及び別表第三の四の項において同じ」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 特定用途誘導地区内 当該特定用途誘導の建築物であつて、その地区に関する都市の全部又は一部を当該計画において定める都市計画において定められた数値を算出する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

第五十二條第二項第二号中「前項第五号に掲げる建築物」を「高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。第五十六條第一項第二号八及び別表第三の四の項において同じ。)」に改め、同条第八項中「供する建築物」の下に「特定用途誘導地区内の建築物であつて、その一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。」を加える。

第五十七條の二第三項第二号中「第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第六十條第三項中「まで」の下に「及び第六十條の第三項」を加える。

第三章第四節の二の節名中「都市再生特別地区」の下に「及び特定用途誘導地区」を加える。

第六十條の二第五項中「及び第五十八條」を

「第五十八條及び次条第一項」に改め、第三章第四節の二中同条の次に次の一条を加える。
(特定用途誘導地区)

第六十條の三 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したのものについては、この限りでない。

2 特定用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八條第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することができる。

3 第四十四條第二項の規定は、第一項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。
第八十六條の七第一項中「第六十條の二第二項若しくは第二項」の下に「第六十條の三第一項」を加える。

第八十七條第二項中「第五十條まで」の下に「第六十條の三第二項」を加える。

第八十八條第二項中「第六十條の二第三項」の下に「第六十條の三第二項」を加える。

第一百一條第一項第三号中「第六十條の二第一項若しくは第二項」の下に「第六十條の三第一項」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第三條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第四号の二中「都市再生特別地区」の下に「同法第八十九條の規定による居住調整地域又は同法第九十條第一項の規定による特定用途誘導地区を加え、同条第四項中「都市再生特別地区」の下に「特定用途誘導地区」を加える。

第十一條第一項第十二号中「第二條第九号」を「第二條第八号」に改める。

第十五條第一項第四号中「同項第九号」を「同項第四号の二に掲げる地区にあつては都市再生特別措置法第三十六條第一項の規定による都市再生特別地区に、第八條第一項第九号」に改める。

第三十三條第一項第一号イ中「特定用途制限地域」の下に「特定用途誘導地区」を加え、「若しくは第四十九條の二」を「第四十九條の二若しくは第六十條の三第二項」に改め、同条第八項中「市街地再開発促進区域」を「居住調整地域又は市街地再開発促進区域」に改める。

第七十三條第五号中「第百三十九條の三」を「第百三十九條の四」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の都市再生特別措置法(以下「新都市再生特別措置法」という。)第十四條の規定により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧都市再生特別措置法」という。)第十四條の規定により定められている都市再生基本方針は、新都市再生特別措置法第十四條の規定により定められた都市再生基本方針とみなす。

第三條 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第四十六條の二第一項の規定により組織されている市町村都市再生整備協議会は、新都市再生特別措置法第百七十七條第一項の規定により組織された市町村都市再生協議会とみなす。

第四條 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第七十三條第一項の規定により指定されている都市再生整備推進法人は、新都市再生特別措置法第百八十八條第一項の規定により指定された都市再生推進法人とみなす。

(政令への委任)
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(調整規定)

第六條 この法律の施行の日が中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日前である場合には、第一條のうち都市再生特別措置法第七十二條の九を第八十條とし、同条の次に二章及び章名を加える改正規定(同法第百七十七條第一項第四号に係る部分に限る。)中「第六十一條第一項」とあるのは、「第五十一條第一項」とする。

2 前項の場合において、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第十五條のうち都市再生特別措置法第四十六條の二第一項第四号の改正規定中「第四十六條の二第一項第四号」とあるのは、「第百七十七條第一項第四号」とする。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一條から第三條までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第八條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第六項中「第七十三條第一項」を「第百

十八条第一項に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に、「第七十四条第三号」を「第二百九条第三号」に改める。
(環境影響評価法の一部改正)

第九条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第八十一条」を「第二百二十六条」に改める。

審査報告書

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月十三日

国土交通委員長 藤本 祐司
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律施行のため、平成二十六年一度一般会計予算(国土交通省所管)に計上されている地域公共交通維持・活性化推進費約三百七億円の一部分が充当されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 地方公共団体、公共交通事業者等が持続可能な地域公共交通網を形成する際の指針となるよう、新たな国土のグランドデザインや交通政策基本計画の策定に当たっては、総合的な交通体系における地域公共交通の役割とその在り方を明確に示すこと。

二 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合においては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。

三 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・効果的に実施されるよう、基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネットワークの充実と安全運行のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の確保及び育成、労働条件の改善に十分に配慮すること。

四 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、バスやタクシーを活用したデマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。また、地域公共交通再編事業において同様の役割を担う自家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市

町村等に移譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保に支障が生じないよう、市町村等に対し、助言等の支援を行うこと。その際、当該事務・権限を適切に遂行できる能力・体制を速やかに整えられるようにするとともに、移譲後も輸送の安全確保を担う国の責任に鑑み、市町村等と密接に連携すること。

五 コンパクトシティの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの導入に努めるとともに、その導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても十分に検討すること。また、公共交通の活用を促進し、CO₂の削減等環境への負荷の低減を図るための方策について検討すること。

六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを作成するなど適切に対応すること。

七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車船券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、積極的に進めること。

八 大規模地震発生時において地域住民の避難手段を確保し、被災地の早期の復旧・復興を図る上で、地域公共交通網の機能を維持することが極めて重要であることに鑑み、鉄道駅をはじめとする災害時において重要な役割を担う地域公共交通に関連する施設の耐震化が一層促進されるよう必要な支援を検討すること。

九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通網形成計

画の作成に当たっては、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく立地適正化計画や、「中心市街地の活性化に関する法律」の一部を改正する法律」に基づく基本計画との連携が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。
右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年四月十七日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

目次中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「第五節 乗継円滑化事業(第二十一条)」に、「第五節の二 鉄道事業再構築事業(第二十五条の二)」を「第五節 鉄道事業再構築事業(第二十五条の四)」を「第五節 鉄道事業再構築事業(第二十三条―第二十五条)」に、「第七節 雑則(第二十八条・第二十九条)」を「第七節 地域公共交通再編事業(第二十七条の第八節 雑則(第二十八条・第二十九条)」に、「第二十七条の八」に、「第四十三条・第四十四条」を「第四十三条―第四十五条」に改める。

第一条中「低減を図る」の下に「ための基盤とな

る地域における公共交通網(以下「地域公共交通網」という。)の形成の促進の」を加え、「かんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画を」鑑み、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画に改め、「により、の下に」持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう」を加え、「総合的、一体的かつ効率的に」を削る。

第二条第五号中、「乗継円滑化事業」を削り、「及び鉄道再生事業」を、「鉄道再生事業及び地域公共交通再生事業」に改め、同条第九号を削り、同条第九号の二中「かんがみ」を「鑑み」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第九号とし、同条第十号中「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 地域公共交通再生事業 地域公共交通を再編するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。)に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更、他の種類の旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。第二十七条の二第三項において同じ。)への転換、自家用有償旅客運送(同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。)による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券(二以上の運送事業者(第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。)が期間、区間その他の条

件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十七号の八第一項において同じ。)の発行その他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいう。

第三条第一項中「地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に」を「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を」に改め、同条第二項第一号中「地域公共交通」を「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通」に改め、同項第二号及び第三号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第五号中「その他」の下に「国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
第三条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。
4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四条第一項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、「行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項中「が行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

を加え、「行うよう」を「行うとともに」、必要があるとき、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう」に改め、同条第三項中「主体的に」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成
第五条の見出しを「(地域公共交通網形成計画)」に改め、同条第一項中「市町村」を「地方公共団体」に、「単独又は共同して」を「市町村にあつては単独又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して」に改め、「について」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、「総合的かつ一体的に」を削り、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第二項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第一号中「地域公共交通」を「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通」に改め、「総合的かつ一体的な」を削り、同項第二号及び第三号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第六号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
第五条第九項中「第五項」を「第六項」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項

中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、「ときは、」の下に「主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、「都道府県の下に」(「当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。」)を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第五項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第四項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項中「前項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

第六条第一項を次のように改める。
地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

第六条第二項第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同項第二号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第三号及び同条第三項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第六項中「都道

府県は、地域公共交通総合連携計画を「都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画」に改める。

第七条の見出しを「地域公共交通網形成計画の作成等の提案」に改め、同条第一項中「市町村を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画の」を、「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第一号中「地域公共交通総合連携計画を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第二項中「市町村を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第八条第一項中「地域公共交通総合連携計画を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。第九条第一項中「軌道運送高度化実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十三条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十四条第一項中「道路運送高度化実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十八条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及び第四項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十九条第一項中「海上運送高度化実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項及び第四項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第三章第五節の節名を削る。
第二十一条及び第二十二條を次のように改める

第二十一条及び第二十二條 削除
第二十三条から第二十五条までを削る。

第二十五条の二第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第二項第三号中「市町村」を「地方公共団体」に改め、第三章第五節の二中同条を第二十三条とする。

第二十五条の三第一項中「鉄道事業再構築実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条を第二十四条とし、第二十五条の四を第二十五条とする。

第三章第五節の二を同章第五節とする。
第二十六条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第二項第三号中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第二十八条第一項中「市町村は、地域公共交通総合連携計画を「地方公共団体は、地域公共交通網形成計画」に、「乗継円滑化事業又は鉄道事業再構築事業」を「鉄道事業再構築事業又は地域公共交通再編事業」に改め、同条第二項中「市町村」を「地方公共団体」に、「認定乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業又は認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業」を「認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業」に改め、同条第三項中「認定乗継円滑化実施計画又は認定鉄道事業再構築実施計画を「認定鉄道事業再構築実施計画又は認定地域公共交通再編実施計画」に改め、同条第四項中「について」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第二十九条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。
第三章第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 地域公共交通再編事業

（地域公共交通再編事業の実施）

第二十七条の二 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画（以下「地域公共交通再編実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 地域公共交通再編事業を実施する区域
- 2 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）
- 3 地方公共団体による支援の内容
- 4 地域公共交通再編事業の実施予定期間
- 5 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 6 地域公共交通再編事業の効果
- 7 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等（その全部又は一部の区域又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業者を営む全ての者及びその全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者その他の国土交通省令で定める者をいう。次項において同じ。）の全ての同意を得なければならない。

4 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、地域公共交通再編実施計画の変更について準用する。

（地域公共交通再編実施計画の認定）
第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通再編実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 地域公共交通再編実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 2 地域公共交通再編実施計画に定める事項が地域公共交通再編事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 3 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可
五号第一項各号（第三号を除く。ロにおいて同じ。）に掲げる基準
ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可
同条第

る公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

四 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準
ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準

ハ 軌道法第二十二條ノ二の許可 同条の許可の基準

六 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号(第二号を除く。ハにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

七 地域公共交通再編実施計画に定められた事

業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

八 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであつて、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号(第三号を除く。ハにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

ニ 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準

十 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、

同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二條ノ二の許可、道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

四 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

五 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域公共交通再編実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

六 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

七 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通再編実施計画(第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通再編実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通再編実施計画に従つて地域公共交通再編事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

八 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(鉄道事業法の特例)
第二十七条の四 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について前条第二項(同条第六

項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項若しくは第四項、第十七条、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第二十七条の五 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第二十二條ノ二の許可を受け、又は同法第十一条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第二十七条の六 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項から第五項まで、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと

と、自家用有償旅客運送について同法第七十九
条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の
変更登録を受け、又は同条第三項の規定による
届出をしなければならないものについては、こ
れらの規定により登録若しくは変更登録を受
け、又は届出をしたものとみなす。

2 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計
画について第二十七条の三第二項の認定を受け
たときは、当該認定の日以後は、当該地域公共
交通再編実施計画に定められた地域公共交通再
編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、
旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙
その他の貨物を運送することができる。

3 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十
三号)第二十五条第一項の規定は、前項の規定
により貨物を運送する自家用有償旅客運送を行
う者について準用する。

4 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又
は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定め
られた地域公共交通再編事業を実施する区域内
に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客
自動車運送事業(当該地域公共交通再編事業に
係るものを除く。次項において同じ。)につい
て、道路運送法第四十一条の許可又は同法第
十五条第一項の認可の申請があつた場合には、
同法第四十一条の許可の申請があつた場合は、当
該事業の内容が同法第六各号に掲げる基準に
適合し、かつ、当該事業を実施しようとする者
が同法第七各号のいずれにも該当しないこと
のほか、同法第十五条第一項の認可の申請に
あつては、当該事業の内容が同条第二項におい
て準用する同法第六各号に掲げる基準に適合
することのほか、当該事業の経営により、当該
認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難と
なるため、公衆の利便が著しく阻害されること
となるおそれがないかどうかを審査しなければ
ならない。

5 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又
は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定め
られた地域公共交通再編事業を実施する区域内
に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客
自動車運送事業の経営により、当該認定地域公
共交通再編実施計画の維持が困難となるため、
公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると
認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事
業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆
の利便を確保するためやむを得ない限度におい
て、当該事業の実施方法の変更を命ずることが
できる。

6 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事
業を営む者が前項の規定による命令に違反した
ときは、六月以内の期間を定めて自動車その他
の輸送施設の当該事業のための使用の停止若し
くは当該事業の停止を命じ、又は当該事業につ
いて道路運送法第四十一条の許可を取り消す
ことができる。

7 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定
により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を
命じた場合について準用する。
(海上運送法の特例)

第二十七条の七 地方公共団体がその地域公共交
通再編実施計画について第二十七条の三第二項
の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編
実施計画に定められた地域公共交通再編事業の
うち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは
同法第八条第三項、第十一条第一項若しくは第
十一条の二第二項の認可を受け、又は同法第六
条、第八条第一項、第十一条第三項、第十五条
の二第一項若しくは第四項、第十五条、第十九
条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項
の規定による届出をしなければならぬものにつ
いては、これらの規定により許可若しくは認可
を受け、又は届出をしたものとみなす。この
場合において、同法第十九条の五第一項又は第
二十条第二項の規定による届出をしたものとみ

なされた事業については、これらの規定にかか
わらず、第二十七条の三第二項の認定を受けた
日から開始することができる。

者
第四十三条を第四十四条とし、第六章中同条の
前に次の一条を加える。
第四十三条 第二十七条の六第六項の規定による
輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分
違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(共通乗車船券)
第二十七条の八 地方公共団体がその地域公共交
通再編実施計画について第二十七条の三第二項
の認定を受けた場合において、当該地域公共交
通再編実施計画に定められた地域公共交通再編
事業を実施しようとする者が当該地域公共交通
再編事業として発行する共通乗車船券に係る運
賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土
交通省令で定めるところにより、共同で、あら
かじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ること
ができる。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行前に、この法律による改
正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する
法律(以下「旧法」という。)第九条第三項の認定
(同条第六項の変更の認定を含む。)を受けた旧
法第八条第一項に規定する軌道運送高度化実施
計画(旧法第二十五条の三第二項の認定(同条
第五項の変更の認定を含む。))を受けた旧法第二
十五条の二第一項に規定する鉄道事業再構築実
施計画及び旧法第三十条第三項の認定(同条第
六項の変更の認定を含む。)を受けた同条第一項
に規定する新地域旅客運送事業計画について
は、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業
法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二
項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送
法第八条第一項後段の規定により届出をしたも
のとみなす。
第三十条第一項中「新地域旅客運送事業計画が」
の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資す
る」を加える。
第三十七条中「地域公共交通総合連携計画」を
「地域公共交通網形成計画」に改める。
第三十九条第一項中「第三項から第五項まで」を
「第五項から第七項まで」に改め、同条第二項中
「第五項第七項及び第八項」を「第五項第八項及び
第九項」に改める。
第四十四条中「前条」を「前二条」に、「同条の刑」
を「各本条の罰金刑」に改め、同条を第四十五条と
する。
第四十三条第一号中「第二十八条第四項」を「第
二十七条の六第七項において準用する道路運送法
第四十一条第一項又は第二十八条第四項」に改
め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の
次に次の一号を加える。
二 第二十七条の六第七項において準用する道
路運送法第四十一条第三項の規定に違反した

者
第四十三条を第四十四条とし、第六章中同条の
前に次の一条を加える。
第四十三条 第二十七条の六第六項の規定による
輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分
違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行前に、この法律による改
正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する
法律(以下「旧法」という。)第九条第三項の認定
(同条第六項の変更の認定を含む。)を受けた旧
法第八条第一項に規定する軌道運送高度化実施
計画(旧法第二十五条の三第二項の認定(同条
第五項の変更の認定を含む。))を受けた旧法第二
十五条の二第一項に規定する鉄道事業再構築実
施計画及び旧法第三十条第三項の認定(同条第
六項の変更の認定を含む。)を受けた同条第一項
に規定する新地域旅客運送事業計画について
は、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四の次に次の一条を加える。

(認定が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条の二第一項(地域公共交通再編事業の実施に規定する地域公共交通再編実施計画の同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。))の認定が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の三第三項の同意をした者については、当該地域公共交通再編実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前

章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第二百二十号 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項許可)の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)の軌道事業の特許

二 別表第一第二百二十五号 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項(事業計画の変更)の事業計画の変更の認可

三 別表第一第二百二十五号の三 道路運送法第七十九条(登録)の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録

四 別表第一第二百三十三号 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可)の一般旅客定期航路事業の許可

別表第一中「第三十四条の四を」第三十四条の五に改め、同表第二百二十号中「(平成十九年法律第五十九号)第二十五条の四第一項(鉄道事業法の特例)」を「第二十五条第一項(鉄道事業法の特例)」、第二十七条の四(鉄道事業法の特例)に、「第二十五条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、「による鉄道事業再編実施計画の認定」の下に、「同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による地域公共交通再編実施計画の認定を、」第二項(軌道法の特例)の下に、「第二十七条の五(軌道法の特例)を、」による軌道運送高度化実施計画の認定」の下に、「同法第二十七条の三第二項の規定による地域公共交通再編実施計画の認定を加え、同号(一)中「(昭和六十一年法律第九十二号)」を削り、同号(三)中「(大正十年法律第七十六号)」を削り、同表第二百二十五号中「(昭和二十六年法律第八十三号)」を削り、同表第二百二十五号中「第十五条(道路運送法の特例)の下に、」第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)を、」による道路運送高度化実施計画の認定」の下に、「同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による地域公共交通再編実施計画の認定を加え、」第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは、及び「第二十二條第三項(乗継円滑化実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法」を削り、同表第二百二十五号の三中「百二十五

の三 自家用有償旅客運送者の登録

に改め、同表第二百三十三号中「第二十条海上運送法の特例」の下に、「第二十七条の七(海上運送法の特例)を、」による海上運送高度化実施計画の認定の下に、「同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による地域公共交通再編実施計画の認定」を加え、同号(一)中「(昭和二十四年法律第八十七号)」を削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第七条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

投票者氏名

日程第一 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇二名

赤池 誠章君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩昭君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君

百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録

(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)の規定により自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による地域公共交通再編実施計画の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イッセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 祐介君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君

西田 昌司君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大久保 勉君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	田城 郁君
田中 直紀君	津田弥太郎君
徳永 エリ君	那谷屋正義君

直嶋 正行君	長浜 博行君
難波 奨二君	西村まさみ君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	浜野 喜史君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 昉君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
アントニオ猪木君	東 徹君
小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	中山 恭子君
藤巻 健史君	真山 勇一君
室井 邦彦君	荒井 広幸君
平野 達男君	主演 了君
谷 亮子君	興石 東君

山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	糸数 慶子君
山本 太郎君	

日程第二 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名	一九七名
赤池 誠章君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川イツセイ君
北村 経夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君

高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 祐介君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	野村 哲郎君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
福岡 資麿君	藤川 政人君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君

風間 直樹君	金子 洋一君	反対者氏名	三五六名	小泉 昭男君	小坂 憲次君	渡辺 美樹君
神本美恵子君	北澤 俊美君	小野 次郎君	川田 龍平君	古賀友一郎君	上月 良祐君	渡辺 美樹君
郡司 彰君	小西 洋之君	柴田 巧君	寺田 典城君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	相原久美子君
小林 正夫君	小見山幸治君	真山 勇一君	井上 義行君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	石上 俊雄君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	江口 克彦君	行田 邦子君	酒井 庸行君	山東 昭子君	磯崎 哲史君
芝 博一君	榛葉賀津也君	田中 茂君	中西 健治君	島尻安伊子君	島田 三郎君	江田 五月君
田城 郁君	田中 直紀君	松沢 成文君	松田 公太君	島村 大君	末松 信介君	小川 敏夫君
津田弥太郎君	徳永 エリ君	水野 賢一君	松田 公太君	世耕 弘成君	関口 昌一君	大久保 勉君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	山口 和之君	山田 太郎君	伊達 忠一君	高階恵美子君	大塚 耕平君
長浜 博行君	難波 奨二君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	高野光二郎君	高橋 克法君	加藤 敏幸君
西村まさみ君	野田 国義君	井上 哲士君	市田 忠義君	滝沢 求君	滝波 宏文君	金子 洋一君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	紙 智子君	吉良よし子君	武見 敬三君	柘植 芳文君	北澤 俊美君
浜野 喜史君	林 久美子君	倉林 明子君	小池 晃君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	小西 洋之君
広田 一君	福山 哲郎君	田村 智子君	大門実紀史君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	小見山幸治君
藤末 健三君	藤田 幸久君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	中泉 松司君	中川 雅治君	櫻井 充君
藤本 祐司君	前川 清成君	山下 芳生君	福島みずほ君	中曾根弘文君	中西 祐介君	榛葉賀津也君
前田 武志君	牧山ひろえ君	又市 征治君	吉田 忠智君	長峯 誠君	二之湯 智君	田城 郁君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	谷 亮子君	糸数 慶子君	二之湯 武史君	羽生田 昌司君	津田弥太郎君
森本 真治君	安井美沙子君	山本 太郎君		野村 哲郎君	羽生田 俊君	那谷屋正義君
柳澤 光美君	柳田 稔君			長谷川 岳君	馬場 成志君	長浜 博行君
吉川 沙織君	蓮 舫君			橋本 聖子君	林 芳正君	西村まさみ君
秋野 公造君	荒木 清寛君			福岡 資鷹君	藤井 基之君	羽田雄一郎君
石川 博崇君	魚住裕一郎君			藤川 政人君	古川 俊治君	浜野 喜史君
河野 義博君	佐々木さやか君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	広田 一君
杉 久武君	竹谷とし子君			舞立 昇治君	松村 祥史君	藤末 健三君
谷合 正明君	長沢 広明君			松下 新平君	丸川 珠代君	藤本 祐司君
西田 実仁君	浜田 昌良君			松山 政司君	三木 亨君	前田 武志君
平木 大作君	矢倉 克夫君			丸山 和也君	三宅 伸吾君	増子 輝彦君
山口那津男君	山本 香苗君			三原じゅん子君	溝手 顕正君	森本 真治君
山本 博司君	横山 信一君			水落 敏栄君	宮本 周司君	柳澤 光美君
若松 謙維君	アノ二才猪木君			宮沢 洋一君	森屋 宏君	吉川 沙織君
東 徹君	片山虎之助君			森 まさこ君	山崎 力君	秋野 公造君
儀間 光男君	清水 貴之君			柳本 卓治君	山田 修路君	石川 博崇君
中山 恭子君	藤巻 健史君			山下 雄平君	山谷えり子君	河野 義博君
室井 邦彦君	荒井 広幸君			山田 俊男君	山本 順三君	杉 久武君
平野 達男君	主演 了君			山本 一太君	吉田 博美君	谷合 正明君
興石 東君				吉川ゆうみ君	脇 雅史君	西田 実仁君
				若林 健太君		平木 大作君
						山口那津男君
						山本 香苗君

日程第三 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一六名

赤池 誠章君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井 みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イッセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君

反対者氏名 井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 又市 征治君 糸数 慶子君	賛成者氏名 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君 岩井 茂樹君	賛成者氏名 横山 信一君 アントニオ猪木君 小野 次郎君 川田 龍平君 清水 貴之君 寺田 典城君 藤巻 健史君 室井 邦彦君 江口 克彦君 田中 茂君 松沢 成文君 水野 賢一君 山口 和之君 和田 政宗君 荒井 広幸君 主濱 了君 興石 東君	賛成者氏名 宇都 隆史君 江島 潔君 尾辻 秀久君 大沼みずほ君 太田 房江君 岡田 広君 金子原二郎君 岸 宏一君 北村 経夫君 小泉 昭男君 古賀友一郎君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 島尻安伊子君 島村 大君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 高野光二郎君 滝沢 求君 武見 敬三君 塚田 一郎君 堂故 茂君 中泉 松司君 中曾根弘文君 長峯 誠君 二之湯武史君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀井 巖君 堀内 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原じゅん子君	賛成者氏名 上野 通子君 衛藤 晟一君 大家 敏志君 大野 泰正君 岡田 直樹君 片山さつき君 木村 義雄君 北川イツセイ君 熊谷 大君 小坂 憲次君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 佐藤 ゆかり君 山東 昭子君 島田 三郎君 末松 信介君 関口 昌一君 高階恵美子君 高橋 克法君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 二之湯 智君 西田 昌司君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 藤井 基之君 古川 俊治君 堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君	賛成者氏名 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉川ゆうみ君 若林 健太君 渡辺 猛之君 足立 信也君 有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大島九州男君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本美恵子君 郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 田城 郁君 津田弥太郎君 那谷屋正義君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 光美君	賛成者氏名 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 相原久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君 小川 敏夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 櫻井 充君 榛葉賀津也君 田中 直紀君 徳永 エリ君 直嶋 正行君 難波 奨二君 野田 國義君 白 眞典君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君	賛成者氏名 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 東 徹君 片山虎之助君 儀間 光男君 柴田 巧君 中山 恭子君 真山 勇一君 井上 義行君 行田 邦子君 中西 健治君 松田 公太君 薬師寺みちよ君 山田 太郎君 渡辺美知太郎君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 又市 征治君 糸数 慶子君	賛成者氏名 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 アントニオ猪木君 小野 次郎君 川田 龍平君 清水 貴之君 寺田 典城君 藤巻 健史君 室井 邦彦君 江口 克彦君 田中 茂君 松沢 成文君 水野 賢一君 山口 和之君 和田 政宗君 荒井 広幸君 主濱 了君 興石 東君
--	--	---	--	--	--	---	---	---

国家公務員制度改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十五日

大野 元裕

参議院議長 山崎 正昭殿

国家公務員制度改革に関する質問主意書

平成二十六年に制定された国家公務員制度改革基本法(以下「基本法」という。)は、今般内閣より提出され、成立した国家公務員法等の一部を改正する法律(以下「国公法等の一部改正法」という。)の基となり、我が国の公務員制度の根幹をなす重要な法律と認識している。このような観点から、以下質問する。

一 基本法については、参議院において、「政治主導を強化する」という本法案の趣旨にかんがみ、国家戦略スタッフ及び政務スタッフについては相当数の人材を登用し得るように制度設計するとともに(後略)との附帯決議(以下「本附帯決議」という。)がなされている。その一方で、国公法等の一部改正法には、内閣総理大臣補佐官の所掌事務の変更、あるいは各府省に特に必要がある場合に大臣補佐官を置くことができるなどの規定はあるものの、相当数の人材を登用し得るような制度設計がなされていないと理解するところ、いかにして相当数の人材を登用し得るような制度設計を行つていくのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 稲田国務大臣は、四月三日の参議院内閣委員会において「その定員については、総理補佐官の定員の中で、また大臣補佐官については特に必要がある場合ということで、今委員が御指摘になったこととの対比では相当数をこの中に入れているということではありません」と述べているが、本附帯決議にもかかわらず、国公法等の一部改正法で相当数の人材を登用し得るよう

な制度設計を行わなかった理由を明らかにされたい。

三 本附帯決議についていかに考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大野元裕君提出国家公務員制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大野元裕君提出国家公務員制度改革に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

政府としては、国家公務員制度改革基本法(平成二十二年法律第六十八号。以下「基本法」という。)施行後、基本法に基づき、及び御指摘の附帯決議の趣旨も踏まえ配慮しつつ検討を行い、基本法第五十一条第一号に規定されている国家戦略スタッフ及び政務スタッフ(以下「国家戦略スタッフ等」という。)に関する措置として、内閣官房に政令で定める数の国家戦略スタッフを、各府省に政令で定める数の政務スタッフを置くこととする内容とする法案を第百七十一回国会に、内閣官房に国家戦略局長及び一人の国家戦略官を置くこと、内閣総理大臣補佐官の定数を十人以内とすること、内閣官房に政令で定める数の内閣政務参事及び内閣政務調査官を置くことができること、各府省に政令で定める数の政務調査官を置くことができることとする内容とする法案を第百七十四回国会に提出したところである。第百七十一回国会に提出した法案については、審査未了により廃案となり、第百七十四回国会に提出した法案については、第百七十七回国会において衆議院で撤回を承諾されている。また、当該

法案の国会での審議においては、国家戦略スタッフ等に関する当該法案の措置に関連して、「行政改革の精神にも逆行する」、「行政機関を肥大化させる等の御指摘もあつたところである。

このような経緯も踏まえ、政府として第百八十五回国会に提出した国家公務員法等の一部を改正する法律案においては、国家戦略スタッフ等に関する措置として、内閣総理大臣補佐官の定数五人以内を維持しつつ所掌事務を変更すること、内閣府に六人以内並びに復興庁及び各省に一人の大臣補佐官を特に必要がある場合に置くことができることとする内容等を定めることとしたところであり、内閣総理大臣及び各大臣は必要に応じて、一般職の職員に内閣総理大臣補佐官又は大臣補佐官を補佐させることも可能であることから、内閣総理大臣又は各大臣を内閣総理大臣補佐官又は大臣補佐官以下の体制により組織的に支えることができるものと考えている。

以上のことから、国家戦略スタッフ等に関するこれまでの政府における検討は、基本法に基づき、及び御指摘の附帯決議の趣旨を踏まえ配慮した上で行つてきているものである。

なお、内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官については、今国会で成立した国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の国会審議における平成二十六年三月十二日の衆議院内閣委員会の附帯決議及び同年四月十日の参議院内閣委員会の附帯決議において「内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官について、その運用状況を踏まえ、増員の要否及び内閣総理大臣や大臣を支えるスタッフの拡充について検討すること。」とされたところであり、政府としては、これらの附帯決議について、その趣旨を踏まえ、配慮してまいりたい。

国民健康保険・後期高齢者医療制度による医療機関受診の際の資格確認に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十六日

田村 智子

参議院議長 山崎 正昭殿

国民健康保険・後期高齢者医療制度による医療機関受診の際の資格確認に関する質問主意書

当事務所に、同一県内で転居した高齢者が医療機関を受診した際に、被保険者証(以下「保険証」という。)を確認したにもかかわらず後期高齢者医療広域連合が医療機関の同意を得ないまま、レセプトを返戻したという相談が寄せられた。この事例において、医療機関が、当該広域連合に返戻の理由を確認したところ、「保険者番号が違う。医療機関から問い合わせれば、新しい保険者番号を伝えていたので、改めて再提出をお願いしている。」と説明を受けた。

公的医療保険の資格喪失後に被保険者が医療機関に保険証を提示して受診した場合には、原則として医療機関には診療報酬を支払い、被保険者には給付費の請求を行う取扱いが行われてきた。また、後期高齢者医療制度において、被保険者が同一都道府県内で転居した場合であれば、保険者の変更はない。

このことから考えると先の相談の事例では、保険証の確認を行った医療機関に対して、保険証回収を怠つたと思われる保険者がレセプトを返戻し、保険者の変更がなく当該被保険者の新旧保険者番号を承知している当該広域連合が診療報酬を支払わなかったことは問題であると思われる。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 全国健康保険(以下「協会けんぽ」という。)の資格喪失後、保険証を提示して医療機関を受診

した場合について、二〇一三年五月二十一日の参議院厚生労働委員会において、木倉保険局長は「協会けんぽに加入されておられた被保険者、これが協会けんぽの方の資格を喪失したその後に医療機関を受診されたという場合でございませうけれども、まずその保険証の回収日より前に受診されておったということであれば、その保険証を医療機関に提示をされまして受診されておったということが考えられますので、原則としては医療機関には診療報酬をお支払いすること、被保険者の方が資格喪失されたことを分かりながら被保険者証を返納せず、被保険者の方に給付金の請求を行う取扱い」と答弁している。これは、被保険者資格喪失後に保険証が回収されるまでの期間に保険証を提示して医療機関を受診した場合には、協会けんぽに限らず国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、共済など全ての公的医療保険制度に共通する取扱いと考えるが、いかがか。

二 国民健康保険の資格喪失に伴って被保険者は確実に保険証を回収する必要があるが、保険証の回収の有無、回収日など保険証の回収情報の記録は被保険者に義務付けられているのか。

三 各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)の資格管理システムは回収の有無、回収日など保険証の回収情報を記録することができるのか。また、保険証の回収情報を記録することができる場合に、その情報は国保連によるレセプト審査の資格確認に使用されているのか、都道府県ごとに明らかにされたい。

四 後期高齢者医療制度における被保険者の都道府県を越える移動による被保険者の変更や、同一都道府県内での移動による被保険者番号、被保険者番号などの変更の際に、後期高齢者医療広域連合は確実に旧保険証を回収する必要があるが、回収の有無、回収日など保険証の回収情報の記録は被保険者に義務付けられているのか。

五 後期高齢者医療制度の広域電算処理システム(標準システム)は回収の有無、回収日など保険証の回収情報を記録することができるのか。また、保険証の回収情報を記録することができる場合に、その情報は国保連によるレセプト審査の資格確認に使用されているのか、都道府県ごとに明らかにされたい。

六 協会けんぽなど健康保険の被保険者は、保険証の回収情報に資格管理システムに入力して診療報酬支払いに関する資格審査に使用している。国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険証回収情報を資格管理システムに入力することを義務付け、レセプト審査に活用することを検討すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 後期高齢者医療制度では、被保険者が同一都道府県内で移動をしても、被保険者は同一であり同じ広域連合の中で資格情報は管理されている。また、このような場合には、療養の給付とそれに対する診療報酬の支払いという被保険者、被保険者、医療機関の関係に変更はなく、保険証の被保険者番号の違いなどを理由とする返戻が回収されていないことに責めを負わない医療機関に、旧番号を調査させたうえでレセプトを再提出させるといった新たな負担を負わせることは適当ではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 前記七で指摘した場合、後期高齢者医療広域連合はレセプトを返戻することなく、診療報酬を支払うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

参議院議員田村智子君提出国民健康保険・後期高齢者医療制度による医療機関受診の際の資格確認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田村智子君提出国民健康保険・後期高齢者医療制度による医療機関受診の際の資格確認に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の答弁は、全国健康保険協会における取扱いを示したものであるが、他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度においては、被保険者資格喪失後に被保険者証が回収されるまでの期間に被保険者証を提示して医療機関を受診した場合に、医療機関で療養の給付(以下「資格喪失後給付」という。)に要した費用について、個別の事案の状況を勘案しつつ、医療機関又は資格喪失後給付を受けた者に返還を求めているものと承知している。

二 について

国民健康保険の被保険者が、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「国保法」という。)第八条又は第二十一条の規定により被保険者資格を喪失したときは、国保法第九条第九項(国保法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該被保険者に係る被保険者証を返還しなければならないこととされているが、国民健康保険の被保険者は、当該被保険者証の返還の有無や返還日等、被保険者証の返還に関する情報を記録することを義務付けられていない。

三 について

御指摘の国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)の資格管理システムについては、被保険者証の返還に関する情報を記録することができるものと承知しているが、国民健康保険の各被保険者と各都道府県の国保連との間の委託契約に基づき運用されているものであることから

ら、各都道府県の国保連が国民健康保険の診療報酬の審査及び支払を行う際に、当該情報を使用しているかどうかについては把握していない。

四 について

後期高齢者医療の被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高確法」という。)第五十三条の規定により被保険者資格を喪失したときは、高確法第五十四条第九項の規定に基づき、当該被保険者に係る被保険者証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならないこととされ、また、当該被保険者が後期高齢者医療広域連合の区域内においてその住所を変更したときは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号。第二十三条の規定に基づき、その旨の届書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならないこととされているが、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者証の返還の有無や返還日等、被保険者証の返還に関する情報を記録することを義務付けられていない。

五 について

御指摘の後期高齢者医療広域連合電算処理システムについては、被保険者証の返還に関する情報を記録することができることと承知しているが、各後期高齢者医療広域連合において運用されているものであり、診療報酬の審査及び支払については、各後期高齢者医療広域連合と各都道府県の国保連との間の委託契約に基づき運用されているものであることから、各都道府県の国保連が後期高齢者医療の診療報酬の審査及び支払を行う際に、当該情報を使用しているかどうかについては把握していない。

六 について

国保連が行う国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険の各被保険者又は各後期高齢者医療

平成二十六年四月二十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

広域連合と各都道府県の国保連との間の委託契約に基づき実施されており、当該事務の実施に当たり、被保険者証の返還に関する情報を使用するかどうかについては、国民健康保険の各保険者又は各後期高齢者医療広域連合と各都道府県の国保連との間で判断されるべきものであることから、御指摘の「保険証回収情報を資格管理システムに入力すること」を法令上義務付けることは適当ではないと考えている。

七及び八について
後期高齢者医療制度においては、同一都道府県の区域内での住所の変更であっても保険者番号の変更により新たな被保険者証を発行する場合があり、後期高齢者医療制度の被保険者が当該被保険者証を提示せず、従前の被保険者証を提示して医療機関を受診した場合であつて、その事実を当該医療機関が知ることができなかった場合には、一般論として、医療機関に対して診療報酬の支払を行う取扱いとすべきと考えており、個別の事案の状況を勘案しつつ、各後期高齢者医療広域連合において診療報酬の審査及び支払が適切に行われるよう、引き続き指導してまいりたい。

米軍用車両の有料道路利用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十七日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

米軍用車両の有料道路利用に関する質問主意書

在日米軍の公務のために使用される車両については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)第五条第二項の規定に基づき、有料道路通行料金が課されないものと解され、当該車両の有料道路通行に際して在日米軍当局より軍用車両有料道路通行証明書(以下「通行証」という。)が発行され、後日、防衛省は有料道路事業者の申請に基づき、有料道路の通行料金相当額を補償している。

平成二十年四月以降の国会質疑等において、レジャーや観光等の目的に使用されるバスやレンタカーにも通行証が発行されているとの指摘がなされ、平成二十一年十一月に公表された平成二十年決算検査報告においては、会計検査院より、在日米軍が使用した通行証が「公の目的のために使用されたものであることを確認するため、当該通行証の記載事項を適切に調査、確認するなどの体制を整備するよう改善の処置が要求された。」

これを受けて防衛省は、通行証の確認体制等を整備するとともに、在日米軍側に対し、福利厚生機関所有の車両で個人的なレジャーや観光等の目的による使用については通行証の発行を行わないよう申入れを行った。これに対して、在日米軍側からは日米地位協定等により通行証の使用は認められているとの主張があり、本件については、日米地位協定上の解釈に係る事案であることから、日米合同委員会の下で協議が行われるよう調整されることとされたことと承知しているが、その後の状況は明らかでない。

よつて、以下質問する。
一 平成二十年度以降における通行証を使用した車両の各年度の有料道路の通行台数及び防衛省が負担した補償額を明らかにされたい。そのうち、沖縄における通行台数及び防衛省が負担した補償額を明らかにされたい。
二 会計検査院の指摘に基づく通行証の記載事項の調査・確認は、何年度分から行ったのか。また、そのうち実際に在日米軍に確認等を行った件数及び公務のために使用されていないことが

判明した件数・額を使用年度ごとに全国分と沖縄分について、それぞれ明らかにされたい。
三 前記二に関して、公務のために使用されていない事例が確認された際に、防衛省としては、米軍に対する補償額の返済要求等具体的にどのような対応を行ったのか、明らかにされたい。
四 通行証の使用に関する日米地位協定上の解釈に係る事案に対する政府の見解及び日米合同委員会における協議の経過と結果を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出米軍用車両の有料道路利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出米軍用車両の有料道路利用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「平成二十年度以降における通行証を使用した車両の各年度の有料道路の通行台数及び防衛省が負担した補償額」は、平成二十年度が約九十六万台、約八億六千二百万円、平成二十一年度が約九十四万台、約八億五千五百万円、平成二十二年度が約六十七万台、約七億三千三百万円、平成二十三年度が約七十八万台、約六億六千三百万円、平成二十四年度が約八十万台、約七億八千八百万円であり、そのうち、お尋ねの「沖縄における通行台数及び防衛省が負担した補償額」は、平成二十年度が約二十一万台、約一億九千二百万円、平成二十一年度が約二十万台、約一億八千五百万円、平成二十二年度が約十五万台、約九千九百九千三百万円、平成二十三年度が約十四万台、約九千九百九千三百万円、平成二十四年度が約十八万台、約一億六千九百九千三百万円である。

二及び三について

お尋ねの「会計検査院の指摘に基づく通行証の記載事項の調査・確認は、平成二十一年度から行っている。また、お尋ねの「在日米軍に確認等を行った件数」は同年度が約一万八千件、平成二十二年度が約八千件、平成二十三年度が約六千件、平成二十四年度から十二月末までが約五千件であるが、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)からはその全てについて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第五条二に規定する「合衆国の軍用車両に対して発給されたものである」との回答を得ており、米軍の公務のために使用されていない事例は確認されていない。他方、お尋ねの「在日米軍に確認等を行った件数」のうち「沖縄分」については、調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

四について

米軍の公務のために使用される車両については、日米地位協定第五条二の規定に基づき、有料道路通行料金が課されないものと解されており、米軍における軍用車両有料道路通行証明書(以下「通行証」という。)の発給は、米軍の公務のために使用される車両に対して行われるべきものと考えられる。また、お尋ねの日米合同委員会におけるやり取りを含め、米政府とのやり取りの詳細を明らかにすることは、同国との関係もあり差し控えたいが、政府としては、同国に対し、公務のために使用されない車両に対し通行証の発給を行わないこと及び通行証の使用について、その目的を踏まえ、厳格かつ適正に行うことを求めてきている。

民間人材等の特命全権大使等への任用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

民間人材等の特命全権大使等への任用に関する質問主意書

日本政府から外国に派遣される特命全権大使等の在外公館長及び公使(以下「特命全権大使等」という。)は赴任国における日本政府のみならず日本の顔であり、その人物の個性が赴任国との外交関係に大きな影響を与えることは論を待たない。

政府は、かねてより非職業外交官である民間企業や外務省以外の省庁等の人材(以下「民間人材等」という。)を特命全権大使等に任用しているが、これらの優れた人材を積極的に登用するのは官民人材交流や省庁間連携の観点からも望ましいものと考え、これに関連して、以下質問する。

一 現在、民間人材等出身の特命全権大使等は何名いるのか。また、現職を除き、過去五年間に何名任用されたのか明らかにされたい。さらに、その出身企業の業種、出身官庁について、具体的に示されたい。

二 民間人材等の特命全権大使等への任用に関する基準について、具体的に示されたい。

三 特命全権大使等の平均在職期間及び民間人材等出身の特命全権大使等の平均在職期間について、具体的に示されたい。

四 民間人材等を任用したことの成果を評価するという観点から、民間人材等出身の特命全権大使等の赴任国での評価を行うべきだが、政府は赴任国での特命全権大使等の評価の聴取を行っているのか、具体的に示されたい。

五 G8加盟国などに赴任する特命全権大使等の

職責は特に重要であり、特命全権大使等個人の資質が日本とその国との二国間関係を左右することも否定できない。任用予定者については国会の外交防衛委員会等による公聴会において、その資質や主張をあらかじめ聴取するなど、任用に国会が関与すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出民間人材等の特命全権大使等への任用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出民間人材等の特命全権大使等への任用に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十六年四月二十一日現在、特命全権大使、特命全権公使及び総領事(以下「特命全権大使等」という。)のうち、外務省以外の府省庁又は民間企業等の法人(以下「外務省以外の組織」という。)の出身の者は、二十一名である。また、過去五年間に特命全権大使等に任命された者(同日現在もその職にある者を除く。以下同じ。)のうち、外務省以外の組織の出身の者は十二名である。これら三十三名の者の出身府省庁又は出身法人の業種等は、人事院、内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省並びに独立行政法人、商社、銀行及び証券会社である。

二について

外務省以外の組織の人材を特命全権大使等に任命する場合には、以下の共通の基準をおおむ

ね満たしている者の中から、適材適所の考えに基づき任命している。

① 外交についての高い見識を有する者

② 長期間の海外出張又は海外生活に耐え得る健康状態にある者

③ 在外公館において業務を遂行する上で必要な外国語能力を有する者

④ 留学又は勤務のため一定期間海外に在住していた経験の有する者

⑤ 特命全権大使及び特命全権公使の場合は、就任時点で原則として六十三歳以下の者

⑥ 就任に当たり、一切の営利企業その他報酬を得ている団体の役職を辞することができる者

三について

過去に任命された全ての特命全権大使等についてお答えすることは、調査に膨大な作業を要することから困難であるが、過去五年間に特命全権大使等に任命された者の平均在職期間は、約二年六か月である。また、過去五年間に特命全権大使等に任命された者のうち、外務省以外の組織の出身の者の平均在職期間は、約三年二か月である。

四について

特命全権大使等の活動が赴任国においてどのように受け止められているかについては、在外公館からの各種報告、外交上のやり取り、赴任国で活動する日本企業との意見交換等により把握に努めている。

五について

外交関係処理することは、憲法上、内閣の事務とされており、特命全権大使及び特命全権公使の任免は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第八条第一項の規定に基づき、外務大臣の申出により内閣が行うとされているところである。特命全権大使等の任命は、二国間関係や国際情勢の推移に応じて機動的に行う必要があること等から、国会がその任命手続に

関与することについては、慎重に検討されるべきものと考え。

日本の情報セキュリティ政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

日本の情報セキュリティ政策に関する質問主意書

米国の国家安全保障局職員であったスノーデン氏の内部告発により、米国の政府機関がヨーロッパの同盟国の首脳携帯電話の盗聴や様々な企業データの窃取していたことが明らかにされた。現在の日本社会のように米国のソフトやシステムに依存することは望ましい状態ではない。

このような局面を開くため、日本政府が国産の情報セキュリティシステム開発を国家戦略と位置付け、同開発に意欲的な企業を政策として援助すべきである。日本独自のシステムで新しい情報セキュリティシステムを構築することで、アジアの国々へ同システムを提案、波及させていくべきだと思われる。

このような観点から、以下質問する。

一 現在の日本の企業や政府が導入している情報システムは大半が米国製である。ファイバーウォールに関してもサイバー関係の暗号システムは大半が米国製である。このような状況を打開するため、国産の情報セキュリティシステムの開発を国家戦略と位置付け、他国の製品に依存しない情報セキュリティ技術を構築していくべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 情報セキュリティ技術は政府が国家戦略として取り組むべき基盤技術といえる。このために

必要な研究体制の構築、研究予算の確保は国立の研究機関が主導して行うべきであると考えますが、独立行政法人などが行っているもの、例えば産業技術総合研究所などが行っている情報セキュリティ技術の研究について、具体的に示されたい。

三 政府は情報セキュリティ技術の研究体制、研究予算について、今後どのような規模や体制で行うべきだと考えているのか、また、どの省庁が主導すべきだと考えるのか、具体的に示されたい。

四 政府の進めている国家戦略特別区域(以下「国家戦略特区」という。)の中には、クラウドシステムを使った新しいビジネス提案が多数提出されているが、十分な情報セキュリティ対策を行わないとデータが大量に盗まれる可能性がある。国家戦略特区における情報セキュリティの保護について特別な対策を講じているのか、また、政府の国家戦略特区における情報セキュリティ政策についての中期戦略を、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出日本の情報セキュリティ政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出日本の情報セキュリティ政策に関する質問に対する答弁書

一について
我が国の情報セキュリティ政策については、昨年六月、内閣官房長官を議長とする情報セキュリティ政策会議において、「サイバーセキュリティ戦略」を策定し、官民における統一

的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図っているところである。

我が国のサイバーセキュリティ産業は、海外の技術、サービスや製品への依存度が高いことから、研究開発等を通じて国際競争力を強化することが必要であると認識している。また、複雑・巧妙化するサイバー攻撃に対する、創意と工夫に満ちた情報セキュリティ技術の研究開発していくことが重要と認識している。こうした観点も含め、現在、同会議において、本年夏頃までに策定するよう、同戦略に基づく新たな「情報セキュリティ研究開発戦略」の検討を行っている。

二について

一について述べたように、現在、新たな「情報セキュリティ研究開発戦略」の検討を行っているところであるが、その中には、御指摘の国立の研究機関や独立行政法人の役割も含まれる。例えば、お尋ねの独立行政法人産業技術総合研究所においては、インターネット環境における安全な認証技術に関する研究、情報システムや情報通信機器のセキュリティ高度化に関する研究、データベースの秘匿検索技術に関する研究など、安全な情報通信社会及び産業基盤の構築に向けた研究を実施している。

三について

一について述べたように、現在、新たな「情報セキュリティ研究開発戦略」の検討を行っているところであるが、「情報セキュリティ技術の研究体制」については、経営学、心理学等の社会科学の視点も含めて幅広い視点から推進できることが重要と考えている。

また、情報セキュリティ技術の研究については、平成二十五年六月七日に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略(以下「総合戦略」という。))とも連携していくことが重要であると考えており、総合戦略の重点課題の一つ「世界に先駆けた次世代インフラの整備」におい

て、「セキュリティ技術等の情報通信技術の開発を推進する」とされている。

政府としては、情報セキュリティ政策会議が司令塔となって新たな情報セキュリティ研究開発戦略を策定するとともに、関係省庁等が連携しつつ、我が国における情報セキュリティ技術の研究に必要な体制及び予算の確保に努めてまいりたい。

四について

一について述べたように、政府においては、情報セキュリティ対策について、「サイバーセキュリティ戦略」を策定しているところである。

国家戦略特別区域においても、これらの施策と連携を図りつつ、企業等が安心して事業に取り組める環境の創出に取り組んでまいりたい。

食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月十八日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問主意書

政府は、食品に含まれる放射能によって頭痛や足痛などの痛みが出るというNPO法人「食品と暮らしの安全基金(以下「安全基金」という。))の報告に関して、私が提出した「食品の放射能汚染による健康障害に関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第一四号)に対する答弁書(内閣参質一八六第一四号。以下「答弁書」という。))で「承知していない」、「お尋ねのような資料はない」と述べている。

い食品を食べさせることによって、頭痛と足痛を改善させており、二つの症状が起きた原因はセシウム一三七であると考えられるところ、これと同様な医療がアレルギーの分野で行われている。すなわち、アレルギー症状が出ている食物アレルギーの子の食事から、アレルギー源と考えられる食材を取り除いてアレルギー症状が治まった場合、アレルギー源は、その食材だったと特定されることとなる。

安全基金の小若順一代表は二〇一三年に、二つの学会で招待講演を行っている。

まず、二〇一三年一月二十五日に開かれた日本無菌生物ノートバイオロジー学会で、食品中のセシウム一三七が一キログラム当たり十ベクレルを超えると、体に痛みが出ていると報告した。

続いて、二〇一三年六月十二日には、第八回アジア太平洋臨床栄養学会で、食品中のセシウム一三七が一キログラム当たり一・一ベクレルを超えると頭痛が出たことから年間〇・〇一ミリシーベルトの被ばく量で痛みが出たと報告している。

両学会が小若代表を招聘して健康被害が出たことを報告させたことは、専門家である両学会幹部が国民の健康を考えるときに重要な情報であると、安全基金の調査を高く評価していることを示している。

それにもかかわらず、政府は答弁書において「承知していない」としたので、以下質問する。

一 首相官邸ホームページには、「新たな規制値では、(中略)さらに厳しい一〇〇ベクレルまで引き下げられました」とあり、「健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています」との記載もある。

ところが、食品中にセシウム一三七が一キログラム当たり一・一ベクレルを超えると頭痛が出たことを安全基金が発見したことから、「新たな規制値」の値であっても健康に影響が出ることになり、現行基準は適切でなくなつたと考えられるが、政府の見解を示されたい。

二 食品中の放射性物質の基準値は、広島、長崎でがん死の増加を確認できなくなる百ミリシーベルトに安全率を考慮して、追加被ばく量が年間一ミリシーベルトを超えないように設定して、安全性を確保している。

ところが、安全基金が頭痛が出ることを発見した被ばく量は食品一キログラム当たり〇・〇一一ミリシーベルトで、これまでの基準より桁違いに低い。その理由は、自覚症状である痛みが出ることを調査したためである。

痛みが出ることを、がん死を調べたデータで科学的に否定することはできないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 「痛み」は健康影響の一種なので、前記一の「健康への影響はない」との表現は、痛みを防ぐことができる新基準が設定されるまでは慎む必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 安全基金の調査報告が事実であるかを、政府はウクライナで調査し、事実である場合には、福島で同様の被害が起きないように対策を取る必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 安全基金が発見したような自覚症状が福島県民に出ているのかどうか心配である。

福島県民の被害を防ぐには、福島県民健康管理調査の項目に、目まい、頭痛、失神、鼻血、胸痛、腹痛、嘔吐、胸やけ、食欲不振、足痛、腰痛、肩こりの項目を追加して、自覚症状を継続して調査するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十六年五月十四日 参議院会議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

参議院議員山本太郎君提出食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問に対する答弁書

一及び三について

先の答弁書(平成二十六年二月二十一日内閣参質一八六第一四号。以下「先の答弁書」という。)二及び三についてでお答えしたとおり、御指摘の法人が実施する取組については承知していないが、食品中の放射性物質に関する基準値(以下「基準値」という。)については、食品安全委員会の食品健康影響評価及び国際連合食糧農業機関・世界保健機関合同食品規格計画の実施機関であるコーデックス委員会における食品に関する国際規格を踏まえ、食品の摂取に伴う被ばく線量が年間一ミリシーベルトを超えないように設定しているものであり、食品の安全性の確保の観点から、適切なものと考えている。したがって、御指摘のホームページの記載も適切であると考えている。

二について

政府としては、がんによる死亡のデータのみならず、できる限りのデータを収集したが、低線量の放射性物質の影響により痛み等の健康影響が出ることを示したデータはなかったことから、科学的に、低線量の放射性物質の影響により痛みが出るとは考えられない。

四について

一及び三についてでお答えしたとおり、基準値は適切なものと考えており、御指摘の「調査」を行う必要はないと考えている。

なお、先の答弁書一についてでお答えしたとおり、基準値の設定に当たり実施した食品安全委員会の食品健康影響評価においては、ウクライナにおける甲状腺がん及び小児白血病発症状況に関する様々な知見も考慮している。

況に関する様々な知見も考慮している。

五について
福島県が実施している県民健康調査では、地元医師や医学等の専門家で構成される福島県「県民健康調査」検討委員会において調査の実施方法等の検討を行い、必要と判断された調査の項目は全てが実施されていると承知している。

介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月二十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問主意書

平成二十六年三月、ロボットスーツ「HAL」を開発したサイバーダイン株式会社が、東京証券取引所マザーズに株式上場した。これは、我が国における医療・福祉用ロボットメーカーの初めての株式上場となる。医療・福祉分野におけるロボット技術の活用が期待される中、こうした動向は我が国の成長戦略の実現にとって、非常に大きな意味を持つ。

医療・福祉用ロボットは、人との接触度が高く、対人安全の技術や基準の整備が求められる。福祉用も含む生活支援ロボットについては、経済産業省の「生活支援ロボット実用化プロジェクト」で得られた安全性に関する成果に基づき国際規格ISO13482が発行されており、

「ロボットスーツHAL福祉用」については、当該規格のドラフト版を基に、世界に先駆けて認証が行われている。また、同規格の発行後、パナソニックプロダクションエンジニアリング株式会社、離床支援ロボット介護機器「リショーン」などに

ついて、世界で初めて認証が行われている。

一方で、同じロボットスーツ「HAL医療用」については、EU全域で医療機器指令の適合及びロボット医療機器関連としては世界で初めてISO13485(医療機器の認証を取得し、多くの病院へ導入されている一方で、我が国においては医療機器として承認の状況にある。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 介護現場における生活支援ロボットによる支援のため、国際規格の認証取得の一層の促進・加速を図る必要があると考えるが、今後具体的にどのような取組を行うのか、政府の見解如何。

二 医療機器としてロボット技術を有効に活用する観点からは、いわゆるデバイスラゲを解消し、医療用ロボットの開発・実用化の促進が何よりも重要である。昨年十二月の薬事法等の一部を改正する法律の成立により、医療機器の迅速な実用化に向けた規制・制度の簡素化等が図られたが、ロボットスーツなどの医療用ロボットの製造販売の承認の迅速化・加速化のため、薬事法による対応も含め、具体的にどのような支援策が講じられることとなるのか、政府の見解如何。

三 介護ロボット等の導入拡大に向けては、介護保険の給付対象となる福祉用具の範囲を見直すことも肝要である。厚生労働省においては、平成二十六年一月に「第一回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、介護保険における福祉用具の範囲の考え方や複合的機能を有する福祉用具の取扱に関する協議が開始されたと承知しているが、今後の検討予定如何。また、今後ますます重要性が高まってくる高齢者や要介護者の自立支援に向けて、介護ロボット等の開発・普及を強力に推進する必要があると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の「国際規格の認証取得」には、安全性を始めとした認証取得に必要なデータを収集するための環境整備及び事業者の認証手続に対する理解が必要であると認識している。そのため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施した「生活支援ロボット実用化プロジェクト」において、生活支援ロボットに係る試験施設を設置し、安全性の検証に必要な試験設備の導入を行い、複数の種類の試験を全て一か所で実施できる環境を整備したところである。また、平成二十五年度から五か年の事業として、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」を実施し、認証取得に向けた指導や助言を行っており、今後ともこれらの取組を継続してまいりたい。

二について

御指摘の「ロボットスーツなどの医療用ロボット」を含めた医療機器の製造販売の承認の審査の迅速化のための取組については、当該審査を行っている独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）における審査員の増員等による審査体制の強化や、開発の早期の段階から相談に応じる薬事戦略相談等の相談事業の充実等を行っているところである。

また、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行により、厚生

労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器について、厚生労働大臣による製造販売の承認の対象から、登録認証機関による製造販売の認証の対象に改められることから、当該承認の審査を行う機構の業務が軽減され、その結果、機構が、御指摘の「ロボットスーツなどの医療用ロボット」を含めた革新的な医療機器の審査に重点的かつ迅速に取り組むことが可能となると考えている。

三について

居宅要介護被保険者等に対する介護保険の給付対象となる福祉用具の種目については、平成二十七年介護報酬改定に向けて、厚生労働省において、関係団体等からの意見及び要望を伺い、有識者による検討等を行った上で、必要な見直しを行うことを予定している。

また、御指摘の「介護ロボット等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、介護ロボットについては、要介護被保険者等の増加など介護サービスの需要が増加する中で、要介護被保険者等の自立支援及び介護者の負担軽減に資する観点から、その開発及び普及を促進することが重要と考えており、民間企業の介護ロボットの開発及び国際規格の認証取得並びに介護保険施設等でのモニタリングに対する支援等を行っているところであり、引き続き、介護ロボットの開発及び普及に向けた取組を行ってまいりたい。

石綿の健康影響調査に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

石綿の健康影響調査に関する質問主意書
一 二〇一四年三月十七日に開催された第二十四回石綿の健康影響に関する検討会の資料において二〇一五年度以降にフィージビリティ調査を行う予定としているが、これまでに実施されたリスク調査との違いを具体的に明らかにされた。その上で、二〇〇六年度から実施してきたリスク調査に加えてフィージビリティ調査を実施しなければならない理由を明らかにされた。

二 二〇一三年九月九日に、尼崎市、鳥栖市、奈良県、横浜市、羽島市及び北九州市のリスク調査担当当局責任者らが連名で環境省総合環境政策局環境保健部長宛に「石綿ばく露の可能性がある者の健康管理について」という要請書を出している。この要請に対してどのような回答をしたのか、要請書に記載された具体的な要望項目と照らし合わせて明らかにされたい。

三 前記二に示した要請書の内容は「石綿の健康影響に関する検討会」において、検討可能な内容であると考えて、今後は検討の対象となるのか。運営上の規定等に照らし、政府の見解を明らかにされたい。

四 二〇一一年五月二十三日に開催された第二十四回石綿の健康影響に関する検討会において「尼崎市における石綿ばく露に係る症例対照研究調査について（案）」が示されているが、当該調査に係る進展経過を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出石綿の健康影響調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出石綿の健康影響調査に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のフィージビリティ調査については、平成二十六年三月に石綿の健康影響に関する検討会が取りまとめた「これまでの「石綿の健康リスク調査」の主な結果及び今後の対応について」を踏まえ、今後、検討していく予定であり、現時点でお尋ねにお答えすることは困難である。

二について

御指摘の要請書に対して、回答はしていない。

三について

御指摘の「運営上の規定等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の要請書については、今後、石綿の健康影響に関する検討会において検討する予定はない。

四について

御指摘の調査については、実施していない。

ウクライナ及びクリミア半島における邦人保護に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

ウクライナ及びクリミア半島における邦人保護に関する質問主意書

平成二十六年三月十一日にクリミア自治共和国議会はウクライナからの独立を宣言し、その後の住民投票を経て、ウクライナからの独立、ロシア連邦への編入を求める決議を行った。一方、ロシア連邦は「クリミア共和国」の独立を承認し、ロシア連邦への編入を認めた。かかる政情の流動化し

ているクリミア半島やウクライナにも日本人が生
活しており、現地の邦人保護に政府は最大限に努
力すべきであると思われる。

このような観点から、以下質問する。

一 現在、ウクライナ及びクリミア半島に在留し
ている日本人は何名か、具体的に示されたい。
二 現在、ウクライナ及びクリミア半島に在留し
ている日本人の所在把握等のみならず安全確認
はできているのか、具体的に示されたい。
三 現在、クリミア半島に進出している日本企業
の数を具体的に示されたい。

四 現在、クリミア半島では政情不安が生じてい
るが、この地に進出している日本企業や従業員
の法的権利と利益を守るために政府はどのよう
な取組を行っているのか、具体的に示されたい。

五 クリミア半島はロシア連邦に事実上編入され
ているが、クリミア半島における日本人及び日
系企業の権利や利益が損なわれることがないよ
うに、日本政府は現地の行政機関等との緊密な
関係を維持すべきである。例えば、現地で日本
人や日本企業の従業員が武装勢力に誘拐された
場合、事件解決のために保護を求める相手はウ
クライナ政府なのか、あるいはクリミア半島を
実効支配しているロシア政府であるのか、政府
の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員浜田和幸君提出ウクライナ及びクリ
ミア半島における邦人保護に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出ウクライナ及び
クリミア半島における邦人保護に関する質
問に対する答弁書

一 について

ウクライナにおける在留邦人数は、旅券法
(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条に
基づく届出(以下「在留届」という。)によれば、
本年四月二十四日現在、百九十四名であり、そ
のうち、クリミア半島における在留邦人数は二
名である。

二 について

政府としては、在ウクライナ日本国大使館を
通じ、クリミア半島を含むウクライナにおける
在留邦人の所在を在留届に基づき把握し、電話
や電子メール等により、治安状況等についての
情報提供を行うとともに、当該在留邦人の安全
確認を行ってきたおり、本年四月二十四日現
在、百九十四名全員の安全が確認できている。
三及び四について

外務省において把握している範囲では、本年
四月二十四日現在、クリミア半島に事務所を有
する我が国企業はない。

五 について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答
えすることは差し控えたいが、いづれにせよ、
政府としては、クリミア半島を含むウクライナ
における在留邦人の安全確保に遺漏なきを期し
ていく考えである。

閣議の議事録公開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十六年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

閣議の議事録公開に関する質問主意書

安倍政権は明治十八年の内閣制度創設以来作成
されていなかった閣議の議事録の作成と公開を平
成二十六年四月二十二日から始めた。

閣議は、内閣法第四条に「内閣がその職権を行
うのは、閣議によるものとする」と規定されるよ
うに内閣の意思決定を行うための合議体であり、
この場での議論の経過を広く国民が知り得ること
になれば、行政の透明度は高まり、安倍首相が述
べたように「歴史的な一歩である」と思われる。

しかしながら、閣議の運営は慣習の積み重ねで
あり、法制度化されていない手続も多いように思
われる。このような観点から、以下質問する。

一 閣議の運営、進行手続などの具体的な手続を
文書化したものにはどのようなものが存在する
のか、具体的に示されたい。

二 具体的な手続が制度化されていない閣議につ
いて、その議事録を作成することなどの手続を
どのように制度化するのか、具体的に示されたい。

三 閣議後速やかに議事録が公開される場合、高
度な政治問題について討議する際に閣僚が発言
を抑制する可能性は否定できない。本来、閣議
は日本政府の意思決定のための最高の合議体で
あり、国政に関わる重要な問題が自由に議論さ
れるべきである。閣僚の自由な討議を促進させ
後世の検証に資するためには、むしろ議事録の
公開を三十年後などに行つたほうが良いのでは
ないか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員浜田和幸君提出閣議の議事録公開に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出閣議の議事録公
開に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「文書化したもの」の意味するところ
は明らかでないが、一般的に「閣議の運営、進
行手続など」について定めたものとしては、「閣
議運営の効率化について」(平成十一年十月五日
閣議決定)がある。

二 について

お尋ねについては、公文書等の管理に関する
法律(平成二十一年法律第六十六号)第四条の趣
旨に基づき、「閣議等の議事の記録の作成及び
公表について」(平成二十六年三月二十八日閣議
決定)を決定するとともに、同閣議決定に基づ
き、「閣議等の記録の作成及び公表要領」(平成
二十六年三月二十八日内閣官房長官決定)を定
めたものである。

三 について

現在の閣議の在り方下、閣議の透明性の向
上や情報公開、国民への説明責任という観点か
ら、閣議及び閣議後の閣僚懇談会(以下「閣議
等」という。)の議事の記録の作成及び公表を行
うこととしたものである。

また、作成した閣議等の議事の記録に、行政
機関の保有する情報の公開に関する法律(平成
十一年法律第四十二号)第五条各号に掲げる不
開示情報に該当するものが含まれている場合に
は、当該部分は公表されないものであり、御指
摘の「閣僚が発言を抑制する可能性は否定でき
ない」との懸念は当たらないものと考えてい
る。

平成二十六年五月十四日 参議院会議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

原発再稼働に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
山本 太郎

原発再稼働に関する再質問主意書

本年四月三日に提出した「原発再稼働に関する質問主意書（第百八十六回国会質問第五九号。以下「質問主意書第五九号」という。）に対する四月十一日付けの答弁書（内閣参質一八六第五九号。以下「答弁書」という。）を受け取つたが、政府は質問主意書第五九号に対して、何も答弁していない。質問主意書の意味を全く理解しておらず、原子力発電について、理解する能力がないと疑わざるを得ないような答弁内容であつた。全閣僚が、質問主意書第五九号及び今回の再質問主意書を精読することを、まず求めたい。

誰一人、原子力発電所（以下「原発」という。）の重大事故を望んでいない。現在は再稼働に賛同している「人たちが、再稼働に反対する理由として挙げ得るのが何かを考えると、「原発が重大事故を起こして、現在・明日の生活が不能になる」ということである。質問主意書第五九号及び今回の再質問主意書の目的は、原発立地自治体の全住民の意向を代弁し、原発の再稼働に賛同する、あるいは「反対する」、あるいは「判断を保留する」、といういずれの意見を持った住民にとつても共通の願ひである「原発の百パーセント無事故の保証」を求めることである。

答弁書は、「安全性の向上に努める」、「取り組んでまいりたい」と述べているが、危険にさらされている原発立地自治体の全住民の意向を代弁した、基本的・具体的な質問に対し、原発再稼働に邁進する政府が努力目標の類の答弁を行うことは、深刻な問題である。答弁書の内容では、「日本政府は原発の危険性について何も知らない。国

政を預かる政治家として失格である」と、全世界に公言したことになる。

質問主意書第五九号では、現在の技術で、原発の無事故を百パーセント保証できるか否かを、尋ねているのである。保証できない場合には、「保証できない」と答弁するべきであり、保証する場合には、「保証する」と答弁し、重大事故時の最高責任者の責任の取り方について、明らかにするべきである。それが、政治家たる者の第一の務めであると考えらる。

安倍晋三首相は、「安全確保の一義的な責任は事業者が負うというのが世界共通の考え方であります」と国会で述べ、重大事故時の住民の避難の可否についても、「地域の防災計画や避難計画は、（中略）県や市町村が作成を行うことになっております」としている。地震の活動期の真只中にある日本において、原発の再稼働によつて重大事故の起こる可能性が極めて高いことを知りながら、国民の生命と生活を守るべき政治家として、原発再稼働を進めることは、あまりにも恥ずかしい職務放棄であると考えらる。

右の点を踏まえ、以下再質問する。

一 答弁書の一については、原子力規制委員会「適合性が確認された原子力発電所について」は、その判断を尊重し再稼働を進める」としているが、原子力規制委員会の田中俊一委員長は本年三月二十六日の会見で、「新しい規制基準、現行の規制基準に適合しているかどうかだけを判断しているのであつて、絶対安全という意味で安全ということを言われるのであれば、私どもは否定しています」と明言している。政府は、原発事故は百パーセント発生しないということを原発立地自治体の住民に保証するのにか、それとも、原子力規制庁及び原子力規制委員会委員長のように保証できないまま原子力発電所を再稼働するつもりなのか。保証の可否を明確に示されたい。

二 答弁書の二については、直下型地震発生時

に耐えることのできるマグニチュードの最大値を「現時点で」答えられないとしているが、いつ、この数値を明らかにするのか。とりわけ再稼働候補のトップと報道されている鹿児島県の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原発」という。）について、いつ、この数値を明らかにするのか、日程を具体的に示されたい。

三 答弁書の三について、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）は東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）が発生する前に、この原子炉のメルトダウン事故の解析を公開し、その解析で水素爆発を予測していなかった。したがつて、原子力規制委員会は、答弁書にあるような、「専門的な知見に基づき中立公正な立場で厳格に」適合性を審査する能力を持たないと考える。審査結果について、第三者によるクロスチェックがないままの再稼働を絶対に認めることができない。私が求めた審査結果について必要不可欠なクロスチェックをする組織をいつまでに設立するのか、改めて政府の見解を明らかにされたい。

四 答弁書の四について、事業者が耐震安全性の「向上に努めるべきである」としているが、最大加速度四千二百ガルに耐えられる原発を実現することは、努力して可能になることではない。我が国の原発で、最も高い基準地震動（耐震性）は柏崎刈羽原発の二千三百ガルである。この数値も、第一次安倍晋三内閣時代の二〇〇七年に、柏崎刈羽原発が新潟県中越沖地震に襲われた結果、わずかに四百ガルから、科学的・技術的な根拠もなく二千三百ガルに引き上げた数値ではない。加速度四千二百ガルに耐えられない原発を実現することが、人類にとつて全く不可能であることは、明らかである。加速度四千二百ガルと二千三百ガルの、いずれが大きな数値であるか、見解を示されたい。

さらに、川内原発の火山対策については、「現時点で」答えられないとしているが、いつまでに明らかにするのか、日程を具体的に示されたい。

五 答弁書の五及び六については、「最終処分場の確保に向けて取り組んでまいりたい」としているが、過去に長期間取り組んで実現しなかったことであるから、地元住民は、原発の再稼働「前」に最終処分場の確保することを求めているのである。いつまでに確保するのか、日程を明確に示されたい。

六 政府は、原発は「重要なベースロード電源である」と位置付けることを閣議決定したが、昨年から日本全国における原発の稼働がゼロの状態、何らエネルギー問題を起こしていない。また、政府は、火力発電の燃料費増加によつて国富が海外に流出しているとしているが、私が、質問主意書第五九号で尋ねたことは、原発を稼働することによる国民の莫大な金銭的負担についてである。火力発電と原子力発電を比較して、国民にとつていづれが高額な負担となっているのか、政府の見解を示されたい。

七 答弁書の七については、原子力規制委員会の「東京電力福島第一原子力発電所における自己分析に係る検討会」が事故原因の調査を実施しているとしているが、三月六日に衆議院第一議員会館で行われた原子力規制庁へのヒアリングで、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員であつた田中三彦氏による「原子力規制庁が福島第一原発事故前と変わらぬ見当違いの調査しかしていないのはなぜか」との厳しい質問に、原子力規制庁はうろたえて何も答えられなかったことから、まともな調査・解析を何もしていないことが明白となつた。福島第一原発事故の真因が明らかになつていない現時点でも、原発の再稼働を進める計画なのか、それとも福島第一原発事故の真因が世界的に確認された後

に、原発の再稼働計画に着手するの政府の方針を明確に示されたい。
右質問する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員山本太郎君提出原発再稼働に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原発再稼働に関する再質問に対する答弁書

一及び七について

先の答弁書(平成二十六年四月十一日内閣参質一八六第五九号。以下「前回答弁書」という。)

一について述べたとおりである。

二について

御指摘の九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」という。)を含め、前回答弁書一について述べた「新規制基準」(以下「新規制基準」という。)に係る適合性審査の対象となっている原子力発電所がどの程度の地震力に耐えることができるかについては、原子力規制委員会による当該適合性審査を経て、同委員会において原子力発電所の設置変更許可を行った段階で、評価を公示することが可能となる。また、この設置変更許可の具体的な日程については、当該適合性審査が新規制基準に係るものであること、また、電力事業者の申請内容や対応によることも大きいことから、お答えすることは困難である。

三について

前回答弁書三について述べたとおりである。

四について

地震による加速度は、震源からの距離、断層との位置関係、地下の地質構造等により大きく

異なるものであるため、御指摘のような異なる地震において観測又は評価された地震による加速度の数値の大小を単純に比較することは適切ではないと考えられる。

また、川内原子力発電所の火山対策については、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性審査を経て、同委員会において原子力発電所の設置変更許可を行った段階で、評価を公示することが可能となるものであり、この設置変更許可の具体的な日程については、当該適合性審査が新規制基準に係るものであること、また、電力事業者の申請内容や対応によることも大きいことから、お答えすることは困難である。

五について

高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、前回答弁書五及び六について述べたとおりであり、お尋ねの日程等については、現段階において、具体的にお示しすることは困難である。

六について

お尋ねの「火力発電」と「原子力発電」に係る国民の「金銭的負担」の比較については、試算の前提にもよることから、一概にお答えすることは困難である。

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十五日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書

「平壤・龍山会」が平成二十六年四月十一日に結

成されました。この団体は北朝鮮の平壤近郊の龍山墓地に埋葬された日本人の遺族や関係者が集まって作られたものです。平成二十四年十月には第一回の墓参を十六人の参加で行っています。この墓地に関連する問題について、以下質問します。

一 当時この地域に暮した日本人が、墓地に埋葬された二千四百二十一人の名簿を作成、帰国しています。政府は龍山墓地の埋葬者について何人と把握していますか。

二 ここに埋葬された日本人はどのような人たちですか。民間人ですか軍人ですか。その周辺で暮していた日本人なのか、敗戦時に旧満州から帰国途中の日本人なのか。その詳細をお示し下さい。

三 「平壤・龍山会」は遺族を探し、墓参と遺骨収集事業を進める予定だといっています。政府は遺族の名簿を持っていますか。

四 政府は「平壤・龍山会」の遺族探しに何らかの協力をする予定がありますか。ある場合には、どのような方法が可能ですか。ない場合には、それはなぜですか。

五 政府は北朝鮮に埋葬された日本人の墓参と遺骨収容事業をどのように進めるつもりですか。また、その過程において遺族や関係者から意見や要望を聞く予定はありますか。見解をお示し下さい。

右質問する。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの「龍山墓地」に埋葬された者の正確な人数は把握していないが、昭和三十三年六月十三日に当時の民間団体から提供され、厚生労働省で保管している「平壤市龍山墓地日本人埋葬者名簿(昭和二十一年四月四日現在)」によれば、二千四百二十一人であると承知しており、また、同省の保管資料において、昭和二十一年七月二十二日に当時の民間団体が行った現地調査の結果報告によれば、二千七百人のほか、氏名を確認できなかった者等がある旨の記載がある。

二について

政府としては、お尋ねの「埋葬された日本人」については、主に、旧満州国及び現在の北朝鮮地域から本邦に引き揚げ途中で死亡した軍人軍属でない者であると認識している。

三について

政府としては、お尋ねの「遺族の名簿」は保有していない。

四について

お尋ねについては、「平壤・龍山会」が政府に対して求める協力の内容が不明であることから、一概にお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの点も含め、北朝鮮に残された日本人の遺骨の問題については、引き続き、関係する行政機関が連携して適切に対応してまいりたい。

防衛装備移転三原則に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十五日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

防衛装備移転三原則に関する質問主意書

平成二十六年四月一日、政府は、従来の「武器輸出三原則等」に代わるものとして、「防衛装備移転三原則(以下「新原則」という。))を閣議決定した。武器輸出三原則は、昭和四十二年に佐藤内閣が輸出貿易管理令等の運用指針として表明したものであり、①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国、に対して武器輸出を認めないこととした。昭和五十一年には、三木内閣が「武器輸出に関する政府統一見解」を示して、三原則対象地域以外の地域についても武器輸出は慎むことを表明し、事実上の武器及び武器技術等の全面禁輸政策を打ち出した。その後、例外的に武器輸出等を認める場合は、その都度、内閣官房長官談話等を発出し、その理由等の説明も行われていた。今回の新原則は、こうした今までの我が国の武器輸出の基本方針を大きく変えるものだと考える。

そこで、以下質問する。

一 新原則により、武器等の防衛装備の移転は、「原則禁止で個別に例外措置を認める」ものから、「原則自由で例外として移転を禁止する場合を明示する」ものに変わったと理解してよいのか。

二 新原則一の「移転を禁止する場合の明確化」として、①我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、③紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国際

連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。)への移転となる場合については防衛装備の移転を禁ずるとしている。従来の武器輸出三原則では、「国際紛争の当事国又はそのおそれのある国」への武器等の輸出を禁じていたが、「そのおそれのある国」が削除された理由を明らかにされたい。また、核・ミサイル開発を続ける北朝鮮や内戦が続くシリアへの防衛装備の移転は、これらの基準に該当することとなるのか、明らかにされたい。

三 新原則二の「移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開において、「特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする」とあるが、「特に慎重な検討を要する重要な案件」について、具体的な判断基準はあるのか。また、情報公開について、武器輸出三原則等では、「例外」を認めるたびに内閣官房長官談話が発出され、その都度内容が公表されていた。新原則では、国家安全保障会議で審議された案件については情報公開法を踏まえ情報公開が図られるとともに、経済産業省において移転許可を行った案件については、年次報告書を作成し公表するとされている。これらの情報公開はどの程度詳細になされるのか。特に、年次報告書では、相手国や件数のほか数量等も公表されるのか。

四 新原則三の「目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保」において、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けるとしているが、他方、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合などには、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保できれば事前同意を不要としている。これでは、防衛装備が紛争国に流出するかどうかは相手国頼みになってしまうおそれがあるのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

五 新原則は、憲法の平和主義の精神にのっとり

たものと説明されるが、日本国憲法の前文では「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定され、人々が戦争や暴力という恐怖から免れるべきとの考えを示している。恐怖の元凶である武器やその技術を提供することとは、その考えに反することになるのではないかと、政府の見解を明らかにされたい。

お尋ねの北朝鮮及びシリア・アラブ共和国への防衛装備の移転については、「一 移転を禁止する場合の明確化」との関係では、当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合には認めないこととしており、また、現時点において、国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務として北朝鮮への一定の武器等の移転が禁止されているところ、これに違反する場合にも認めないこととしている。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出防衛装備移転三原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出防衛装備移転三原則に関する質問に対する答弁書

一及び五について

防衛装備の海外移転については、従来、武器輸出三原則等について、個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきたが、防衛装備移転三原則(平成二十六年四月一日閣議決定。以下「移転三原則」という。))は、従来の方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、従来の例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めたものであり、国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)を遵守するとの平和国家の基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することとしている。

二について

御指摘の「そのおそれのある国」については、国際紛争に至るまでの経緯は様々であり、「おそれ」について明確に定義することは困難であることから、移転三原則のうち「一 移転を禁止する場合の明確化」の対象には含めないこととしたものである。

三について

防衛装備移転三原則の運用指針(平成二十六年四月一日国家安全保障会議決定。以下「運用指針」という。))においては、防衛装備の海外移転に当たっては、同様の類型について過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がない案件については、国家安全保障会議幹事会(以下「幹事会」という。))における審議を経ることとしているところ、幹事会において、利用可能な情報に基づき、特に慎重な検討を要する案件であると総合的に判断した案件については、更に国家安全保障会議の審議を経ることとしている。

また、同会議における審議を経て、海外移転を認めることとした案件については、その背景や目的を含め、概要の公開を図ることとしている。御指摘の年次報告書の具体的な内容については、今後検討してまいりたい。

四について

お尋ねについては、運用指針において、「仕向先の管理体制の確認に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。そのほか、移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性、移転先の国又は地域の輸出管理制度やその運用実態等についても、移転時点において利用可能な情報に基づいて確認するものとする

る。」としており、政府としては、運用指針に沿って、移転三原則上の紛争当事国に防衛設備が移転されること等がないよう、適正な管理を確保していく考えである。

国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十五日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問主意書
先般提出した「国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第四三三三)に対する答弁書(内閣参質一八六第四三三)において、政府は「国立国会図書館による情報アクセスの向上に係る取組」については、文学作品等を国民が鑑賞する機会を充実させるものであり、文化的に有意義なものであると考えている。」とする一方で、「近代デジタルライブラリーにおいて公開されているパブリック・ドメイン資料」のより簡便な利用手段の整備については、国立国会図書館において検討されるべきものであり、現時点において、政府として支援や検討を行うことは考えていない。」としている。これを踏まえ、以下再質問する。

一 国立国会図書館の資料のデジタル化については、平成二十一年度補正予算にて百二十七億円、平成二十二年補正予算にて十億円の予算措置がなされるなど、これまで百五十三億円もの国費が投入されている。

このように、政府はデジタル化に関して大規模な予算を措置し、かつ、「情報アクセスの向上に係る取組」を有意義であると考えているが、

ら、パブリック・ドメイン資料を一度に大量に転載利用申請する方法の整備については、「国立国会図書館において検討されるべきもの」と述べるにとどまっているが、国立国会図書館に對して、何らの働きかけもする予定はないのか、改めて政府の見解を示されたい。

二 報道によれば、大手インターネット通販サイト「amazon.co.jp」は、平成二十六年四月二十一日より、国立国会図書館が所蔵し「近代デジタルライブラリー」としてウェブ公開しているパブリック・ドメイン古書の画像データを、プリント・オン・デマンドにより印刷し、紙の本として販売する取組を始めた。第一弾として二十タイトルの販売が開始されたが、販売作品数は順次増やしていくとのことである。当該取組に関する政府の評価を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問に対する答弁書

一 参議院議員藤末健三君提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問に対する答弁書
お尋ねの「近代デジタルライブラリーにおいて公開されているパブリック・ドメイン資料」の利用手続については、国立国会図書館において検討されるべきものであると考えており、現時点において、政府として「働きかけ」等を行うことは考えていない。なお、平成二十六年五月一日から、当該資料については、原則として、同館に対する申請等の手続を経ることなく「転載利用」することが可能となると承知し

ている。
二について
政府として、民間企業の個別具体の取組について見解を述べることは差し控えたい。

川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十八日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書
九州電力川内原子力発電所(以下「川内原発」という。)について、原子力規制委員会による実用原子炉及びその付属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号)等(以下「新規制基準」という。)に係る適合性審査が継続中であり、その中で、原子力発電所の火山影響評価ガイド(以下「火山審査ガイド」という。)に基づく火山影響評価に係る審査が実施されている。

火山審査ガイドは、周辺に将来活動性が否定できない火山が存在する場合、設計対応不可能な火山事象が、原子力発電所(以下「原発」という。)運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいかを判定し、十分に小さいとされた場合には立地不適とし、十分に小さいとされなかった場合には火山活動のモニタリング及び火山活動の兆候を把握した場合の対処方針を策定することを要求している。川内原発の周辺には、阿蘇、加久藤・小林、始良、阿多、鬼界の五つのカルデラ(以下「九州の五つのカルデラ」という。)があり、これらの破局的噴火による火砕流により、原発が壊滅的な被害を受けることが懸念される。九州電力は、九

州の五つのカルデラについて、川内原発の運用期間中に、破局的噴火の可能性は十分低いと評価している。また、火砕流についても、カルデラのモニタリングを実施し、事前に兆候を把握することにより対処は可能だと主張している。
この件につき、以下質問する。

一 地震の影響評価の場合、原発の重要施設の直下にある破砕帯が、十二から十三万年前以降に活動したことが否定できず、活断層と認定された場合は立地不適となる。原子力規制委員会は、この判定に際して、専門家を招集して有識者会合を開き、独自の調査を実施している。ところが、川内原発の火山影響評価においては、始良カルデラで約三万年前に破局的噴火が発生し、火砕流が川内原発所在地にまで達したことが明らかになっているにもかかわらず、専門家による検討は一切実施されておらず、九州電力による一方的な主張があるだけである。破局的噴火の可能性について、原子力規制委員会は、有識者会合を開き、専門家からの意見徴収を行うべきだと考えるが、実施するつもりはないのか。

二 第九十五回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、原子力規制委員会は、破局的噴火により、カルデラからの火砕流が、川内原子力発電所に届き得ると確認した上で、火砕流への対処方針の策定は、事業者の自主的な取組ではなく、規制の枠組みで行うとした。この場合、対象となるのは九州電力が挙げた九州の五つのカルデラのうちのどれか。

三 火砕流への対処については、原子炉の停止措置では不十分であり、使用済み燃料を含む核燃料の避難などの措置が必要となるが、具体的にどのような措置を要求するのか。その場合、最大どの程度の時間を要するのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 これまで、火山噴火予知は、成功したとしてもせいぜい噴火の数か月前である。ピナツポ火

山の噴火は、予知が成功した例と言われるが、それでも異常が観測され始めたのは、噴火の三か月ほど前である。九州電力の対処案は、破局的噴火の前兆は通常の噴火よりも早く捉えられ、それが前提となつてゐるが、人類は、文明を持つて以来破局的噴火を経験しておらず、そのような確証は得られていない。火砕流への対処では何十年も前にその前兆を捉えることが必要だが、そのようなことは不可能と考えるところ、政府の見解を明らかにされたい。可能であると考えられる場合には、その根拠を示されたい。

五 九州電力は、破局的噴火が早い段階で捉えられる根拠として、破局的噴火直前の百年から千年の間にマグマが急速に供給されることを、岩石学的調査により明らかにした論文を挙げている。原子力規制委員会の島崎委員長代理は、第九十五回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の場で、論文の事例が、地中海とカリフォルニアの二例であり、日本の事例ではないことを問題にし、日本の事例で、マグマの供給が万年オーダーであることが確認されれば、立地不適になる旨発言した。それに対し、九州電力は、九州のカルデラについて岩石学的な調査を準備している旨発言した。島崎委員長代理が言及した日本の事例とは、九州の五つのカルデラ全についてであるのか。

六 前記五の岩石学的調査について、九州電力は当事者であり、九州電力に不利な結果であれば、立地不適となる調査であることから、当該調査は九州電力に実施させるのではなく、原子力規制委員会が独自に実施すべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 仮に破局的噴火直前に急速なマグマの供給がある場合であっても、その兆候を確実に捉えることができるのか。捉えることができる場合には、その根拠は何か。九州電力は、急激な変動があるとしているが、その根拠は何か、政府の

八 九州の五つのカルデラについて、破局的噴火に至るマグマの供給が既に終わつてゐる可能性はないのか、政府の見解を明らかにされたい。

九 仮に破局的噴火の前兆を捉えた場合にも、それが破局的噴火に至るものか否かを判断することは困難であることを、多くの火山学者が指摘している。モニタリングにより、異常だと判断した場合に通常の噴火の前兆と破局的噴火に至る前兆のいずれかを判断する基準を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「破局的噴火」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められてゐる実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等（以下「新規制基準」という。）に係る適合性審査に関する会合においては、現時点で、阿蘇カルデラが形成された時のような極めて大規模な噴火（以下「巨大噴火」という。）の可能性について、専門家からの意見聴取を行う予定はない。

二、三及び八について

お尋ねについては、原子力規制委員会において、新規制基準に係る適合性審査を実施中であることから、現時点でお答えすることは困難である。

平成二十六年五月一日

参議院議長 山崎 正昭殿

福島みずほ

集团的自衛権並びに安保法制態に関する質問主意書

四及び七について

御指摘の「破局的噴火」及び「急激な変動」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではなく、また、巨大噴火については、その前兆を捉えた例を承知していないが、一般論としては、噴火の規模によつては、地下からのマグマの供給量が大きく増加すると考えられるところ、地殻変動等の監視を行うことにより、噴火の前兆を捉えることが可能な場合もあると考えられる。

五について

御指摘の会合における原子力規制委員会の島崎委員の「残念なことに、まだこれは海外の例だけでありまして、日本の例がないんですよね。（中略）一応コメントさせていただきたいと思ひます。」との発言は、具体的なカルデラを意図したものではないと承知してゐる。

第一次の安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という。）が二〇〇八年六月に取りまとめた安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書（以下「報告書」という。）は、「公海上において、我が国自衛隊の艦船が米軍の艦船と近くで行動している場合に、米軍の艦船が攻撃されても我が国自衛隊の艦船は何もできないという状況が生じてよいのか」としている。しかし、はたして逆に、米軍が自衛隊を防護する保証があるのか、政府の見解を明らかにされたい。

六について

原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査等に関する調査については、第一義的には事業者が実施し、原子力規制委員会は、その調査結果について厳格に確認するものであると認識してゐる。

九について

御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、気象庁では、噴火により重大な災害の起こるおそれのある場合は、噴火警報等を発表するなどの対応を行つてゐるところである。

集团的自衛権並びに安保法制態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

米陸軍の「OPERATIONAL LAW HANDBOOK 2013」では米軍が集团的自衛権を行使し、及び多国籍軍を防護するには、そのための権限が付与されていなければならないとしている。また、米国防務省参謀本部議長の文書「STANDING RULES OF ENGAGEMENTS/

STANDING RULES FOR THE USE OF FORCE FOR U.S. FORCES (13 June 2005)にも大統領または国防長官のみが集団的自衛権の行使を認めることができる」との記述がある。米軍であっても集団的自衛権の行使は、現場の判断だけではできない。つまり、現場の判断だけで、攻撃を受けた自衛隊の防護のために直ちに反撃することができないということではないか。

三 報告書は「米艦が我が国に対するミサイル攻撃を警戒・監視する活動に従事している場合(略)で、米艦がミサイルの飛来する方向にレーダーを集中しているときは、自艦の防護能力が下がるので、近くにいる自衛隊の艦艇及び航空機が米艦を防護する必要性が大きくなる」としている。政府の見解も同じであるのか、示されていない。

四 米国ミサイル防衛庁の二〇〇七年四月二十六日付けニュースリリースによれば、イージス艦ミサイル防衛巡洋艦「エリ」は、SM-3ブロックIAとSM-2ブロックIIAによって模擬弾道ミサイルと模擬対空目標の同時迎撃に成功し、弾道ミサイルと対空目標を同時に処理する能力を有していることが明らかにされている。これは、ミサイルの飛来する方向にレーダーを集中しているときであっても、米国のイージス艦には自艦の防護・防衛能力があるということである。

また、米艦は、攻撃してきた潜水艦をイージス艦搭載の自前のSH-60ヘリで捜索・攻撃することができ、自衛隊の助けは必須ではない。前記三における報告書の「自艦の防護能力が下がる」という根拠は何か。また、政府も報告書同様「自艦の防護能力が下がる」と考えているのか。

五 報告書は、「同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害を被るようなことがあれば、我が国自身の防衛に深刻な影響を及ぼすことも間違いない。それにもかかわらず、技術的

な問題は別として、仮に米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合でも、我が国は迎撃できないという状況が生じてよいのか」としている。

しかし、一方で政府は、ミサイル迎撃に関する技術的実現性について、「我が国のミサイル防衛システム、これは、あくまでも我が国の領域に飛来する弾道ミサイルに対処し得るように整備をしているものでございませう。我が国の領域に飛来しない弾道ミサイルを迎撃することを想定して整備しているものではございません。我が国のミサイル防衛システム、これは基本的に、SM-3搭載のイージス艦による上層防衛、宇宙空間における迎撃と、それから、拠点防衛のためのペトリオット、PAC-3による下層防衛、この二層から成っております。これによりまして、我が国に飛来する、射程でいいますと、大体千キロから千三百キロ級の弾道ミサイルに対処し得るように整備をしております」と

ございませう。したがって、御質問のよう、アメリカの本土に飛んでいくような長距離の弾道ミサイルを迎撃するということにつきましては、これは、まさにそのようなミサイルでありますと、飛翔の経路、高度を考慮して、千キロなり千三百キロの射程のものとは比べますと、極めてより高いところを飛びます、それから極めて速度も速くなります、このようなものと、今我が方が持つております迎撃ミサイルの能力というものを踏まえまして、そのようなものを撃ち落とすということにつきましては、技術的に極めて困難であると考えております。」「二〇一三年五月二十三日の衆議院安全保障委員会における徳地政府参考人」と答弁している。

六 駆付け警護について、二〇〇七年一〇月五

日の参議院本会議における私の代表質問に対して福田康夫総理は「イラク特措法に基づく人道復興支援活動を行う自衛隊の部隊には、いわゆる駆け付け警護、すなわち自衛隊部隊の活動している場所から遠く離れた場所にまで駆け付け、攻撃を受けている他国の軍隊等を救援するために武器を使用することは現行法上認められていない」と答弁した。この解釈は現在も維持されているということではないか。

七 これまでの憲法解釈は、我が国が行う後方支援のように、それ自体が武力の行使でなくとも、他国の武力の行使と一体化する場合には、憲法第九条に反するとされてきたということではないか。

八 イラク戦争において、日本の自衛隊は、米軍の兵士や弾薬を運んだ。この行為は、武力の行使と一体化したという場合に当たると考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

九 報告書は、米軍に対する自衛隊の後方支援が米軍の武力の行使と一体化する場合には、当該後方支援は憲法上許されないという考え方を「論理的に突き詰める場合」、「極東有事の際に同条約第六条の下で米軍が我が国の基地を戦闘作戦行動に使用すれば、我が国による基地の提供とその使用許可は、米軍の「武力の行使と一体化」することになるので、安保条約そのものが違憲であるという不合理な結果になりかねない」とする。しかし、政府は、米軍基地の使用形態として、「その基地から直接、戦闘作戦行動のために飛び立つということも予定しております(略)」。このような形で使われる基地の提供と憲法との関係につきましては、たとえばこれが米国の軍事行動への協力として行われるとしても、施設・区域の米軍による使用の応諾という行為にとどまりまして、私どもが常に問題にいたします一体化の問題が生じる活動の類型には該当せず、また、それは実力行使の概念、応諾するというのは実力行使の概念には当たらないと思いますから、我が国として武力の行使等をしていとの評価には当たらないのではないかと(一九九九年一月二十八日の衆議院予算委員会における大森政府委員)と答弁している。報告書の見解と政府見解は異なるということではないか。

十 集団的自衛権の行使を、時の政府が、認めることができるのであれば、いくらでも恣意的に認められるのではないかと、歯止めがかけられなくなると考えるが、いかがか。

十一 我が国の領海にある外国軍艦あるいは外国政府所属の非商業的目的のための船舶に対しては、国際法上、我が国の管轄権が及ばないという点について、二〇〇二年四月四日の衆議院安全保障委員会において柳澤政府参考人は、「退去を命じるという以上のことは国際法上、不可能」と答弁している。したがって、退去を「強制」するために当該潜水艦に対して武器を使用することはできない(二〇〇四年十一月十二日の衆議院外務委員会における伊藤政府参考人)とも答弁している。政府は、この解釈を維持するのか。すなわち、武力攻撃をしていない外国の潜水艦に対して我が国が武力攻撃をすることはできないということではないか。

十二 一九六八年、北朝鮮巡視船が公海上において無抵抗の米海軍情報収集用補助艦「エブ」に対して銃撃・拿捕を行ったが、これに対し、「仮にエブ」が領海で情報収集活動を行っていたとしても、軍艦は主権免除をもっており、拿捕が国際法上違反であることは明白(坂本茂樹「排他的経済水域における軍事活動」栗林忠男・秋山廣編「海の国際秩序と海洋政策」東信堂、二〇〇六年)というのが主流的学説であるが、政府の解釈も同様か示されたい。

十三 自衛隊による在外邦人救出について、第二次安保法制懇は二月四日、当該外国政府が同意する場合に「今は輸送しかできないがそれで良いのか(議事要旨三ページ)などと言及してい

る。しかし、在外邦人救出のための武力の行使は自衛権発動の要件を欠いており、許されないと考えるが、いかがか。

十四 日本が、他国防衛のために武力行使をした場合、日本は戦争の当事国になるとの理解でよいが、政府の見解を明らかにされたい。

十五 第二次安保法制懇のメンバーの中には、集団的自衛権の行使は日本国憲法の下では容認できないという立場を取るメンバーが一人も入っていない。このようなメンバーだけで議論することは、公平か。総理の私的諮問について、このように偏ったメンバーによって議論された中味を基にして閣議決定を目指すことが妥当と考えるのか、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国及び米国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十一年条約第六号)第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処することとなる。

二について

お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

三から五までについて

御指摘の報告書は、平成十九年に開催された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」における有識者の意見を取りまとめたものであり、その記述の根拠等について、政府としてお答えする立場にない。

米国艦艇の能力の詳細について、政府としてお答えすることは困難であるが、一般に、イージス・システムを搭載した艦艇が弾道ミサイルを追尾している場合には、弾道ミサイル以外の対艦ミサイルから自艦を防御するための能力が相対的に低下するものと承知している。

六について

御指摘の答弁は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号。以下「イラク特措法」という。)の解釈を述べたものであるが、イラク特措法は既に失効している。

七、九、十及び十三について

現時点で、憲法第九条に関する政府の解釈は従来どおりである。

他方、集団的自衛権等の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(以下「懇談会」という。)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、対応を改めて検討していく考えである。

八について

政府としては、自衛隊のイラクでの活動は、憲法の範囲内でイラク特措法に基づき適法に行われたものと認識している。

十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

御指摘の答弁は、国際法上、一般に、軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶は、旗国以外の国の管轄権からの免除を有しているとの認識を踏まえたものであり、このような認識に変わりはない。

十二について

お尋ねの事案の当事国ではない我が国としては、事実関係を十分把握することが困難なこともあり、お答えすることは差し控えたい。

十四について

御指摘の「他国防衛のために武力行使をした場合」及び「戦争の当事国」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十五について

懇談会は、憲法と安全保障に関する法制度との関係について検討していただくため、それにふさわしい深い見識を有する者から構成しており、「偏ったメンバー」によって議論されているとの御指摘は当たらない。

原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書

書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年五月一日

参議院議長 山崎 正昭殿
福島みずほ

原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書

意書

原子力発電所(以下「原発」という。)における従前の耐震設計(基準地震動想定)について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という。)報告書は、「わが国においては、観測された最大地震加速度が設計地震加速度を超過する事例が、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う

福島第一原発と女川原発における二ケースも含めると、平成十七(二〇〇五)年以降に確認されただけでも五ケースに及んでいる。このような超過頻度は異常であり、例えば、超過頻度を一万年に一回未満として設定している欧州主要国と比べても、著しく非保守的である実態を示唆している。」と指摘している(二一・一・六の七、二二三頁)。

この点について、強震動予測の第一人者である入倉孝次郎氏は、「私は科学的な式を使って計算方法を提示してきたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動はできるだけ余裕を持って決めた方が安心だが、それは経営判断だ」(愛媛新聞二〇一四年三月二十九日)と述べている。

しかし、科学的に原発の安全性が確保されているかどうかを検討する役割を担っていた科学者である入倉氏が、「経営判断」を持ち出すことは許されない。このような判断こそが、東京電力福島第一原発事故を招いた考え方である。同事故後にも、まだこのような発言を繰り返している者を安全審査に関与させていれば、次の重大事故は回避である。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 国会事故調が指摘している、原発における従前の耐震設計(基準地震動想定)の誤りについて、認めるのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一に関して、誤りを認める場合には、これをどのように正すのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 前記一に関して、誤りを認めない場合には、国会事故調の指摘のどこが誤っているのか示されたい。

四 実用原子炉及びその付属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号等(新規制基準)において、従前の耐震設計(基準地震動想定)の手法に関して、変更された点があるの

伊方発電所原子炉設置許可処分取消訴訟（最高裁判所第一小法廷平成四年（一九九二年）十月二十九日判決（以下「伊方最高裁判決」という。）、民集四六卷七号一一七四頁）では、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和五十二年法律第八〇号）による改正前のものである。第二十四条第一項について、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によつて汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設的位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される」と判示している。

この判決によつて、原発の重大事故は万が一にも起こしてはならないものであり、審査の目的は、安全性の確保のために行われるものであることが確認されている。裁判所の具体的な判断は誤り続けてきたが、原発の重大事故は万が一にも起こ

こしてはならないものであり、審査の目的は、安全性の確保のために行われるものであるという伊方最高裁判決の考え方は、重大事故による住民への生命健康に対する被害を未然に防止するため、今後も堅持されるべきものであると考える。

一方で、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、二〇一四年三月二十六日の記者会見において、記者から、「先程も質問の中でもあったのですが、基本的には、安全と認定されたら再稼働する」というような文言を最近でも見聞きするのですけれども、規制委員会の審査というのが、基本的には基準への適合性を見ているわけで、安全そのものを認定するというのではないというのか、安全だと認める、認めないという話なのではないか。確認ですけれども」と問われ、「あなたの理解で結構です。新しい規制基準、現行の規制基準に適合しているかどうかだけを判断しているものであって、絶対安全という意味で安全ということをおっしゃるのなら、私も否定していません」と発言している。

伊方最高裁判決は、原発に係る審査について「(原子力)災害が万が一にも起こらないようにするため」としているが、田中委員長の発言は、審査は絶対安全を確認するものではないとしており、互いに矛盾しているようにも見受けられる。よって、以下質問する。

一 原子力規制委員会は、原発に係る審査についての伊方最高裁判決の考え方を踏襲するのか、踏襲しないのか。

二 前記一に関して、踏襲する場合には、伊方最高裁判決と田中委員長の発言の関係について、明らかにされたい。

三 前記一に関して、踏襲しない場合には、踏襲しないのでよとする理由を明らかにされたい。

四 審査によって安全が確保されるものではないとすれば、原発は安全が確認されなければ運転は認められないと考えているのか。

五 審査によって安全性が確保されるものではない場合には、審査によって許可がなされても、原発の運転は認められるべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六 審査によって安全性が確保されるものではない場合には、原発の安全性は誰が、あるいはどの機関が最終的に判断するのか。

右質問する。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の安全審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の安全審査に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

原子力規制委員会においては、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ原子力発電所の規制に必要な基準を設定し、原子力発電所がその基準に適合しているかどうかを確認することとしているところであり、また、安全性の追求に終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、事業者においても、更なる安全性の向上に努めるべきであると考えている。

同委員会の専門的な判断により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)等への適合性が確認された原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進めることとしており、その際、国も前面に立ち、立地自治体等関

係者の理解と協力を得るよう、取り組んでまいりたい。

犬猫殺処分に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年五月一日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

犬猫殺処分にに関する質問主意書

所有者や拾得者等から持ち込まれた犬猫は、合計で年間約二十一万匹が全国の自治体に引き取られ、そのうち約十六万匹が殺処分されていると環境省が報告している。この殺処分される犬猫を少しでも削減しようと、各自治体に取り組んでいるが、その対応策及び成果は自治体ごとに異なっているのが現状である。そこで、犬猫の殺処分問題を、自治体に任せるだけではなく、国が積極的に取り組むべきではないかという視点から、以下質問する。

一 犬猫殺処分ゼロを目指すために、その全体数の約七十五パーセントを占める猫の殺処分数ゼロを目指すことも大変重要である。平成二十五年九月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律(以下「改正動物愛護法」という。)が施行されたが、平成二十四年八月の衆議院環境委員会及び参議院環境委員会の附帯決議(以下「衆議院及び参議院の附帯決議」という。)第十一項では、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、(中略)を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること」とされている。飼い主のいない猫に対する避妊や去勢の助成を自治体や一部のボランティアに任せるとは、国が自治体を支援するべきと考えるが、具体的にどのような支援策を立案、または実施しているのか。

二 衆議院及び参議院の附帯決議の第八項では「地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること」とされている。そこで、所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、地域住民の理解の下に餌や糞の管理をする地域猫活動が行われているが、猫の引き取り数削減や地域の環境トラブルの解消に効果があると確認できる事例があれば、その内容を示されたい。また、地域猫活動で成果を挙げている自治体の事例を集めて成功事例集として公表するなどの啓発活動を政府は行っているのか。行っている場合には、どのような方法で公表しているか示されたい。

三 改正動物愛護法第三十五条第四項で、引き取った犬猫について「殺処分がなくなることを目指して、(中略)譲り渡すよう努めるものとする」ことが明記された。この主旨を実現する場合、各自治体の動物愛護センターをこれまでの殺処分施設から、新たな飼い主を見つけるための譲渡施設へと転換することが必要であると考えているが、政府の具体的な対応策を示されたい。

四 改正動物愛護法第三十五条第四項により各自治体で、譲渡数を増やす取組が続々と行われている。佐賀県動物管理センターでは、月に一回、日曜日に譲渡会を開催、熊本市動物愛護センターで譲渡専用施設が完成、岐阜県動物愛護センターで譲渡専用施設の開所という動きがある。このような、譲渡専用施設の建設の動きを全国各地に広めるために、国は助成金を支出しているのか。していない場合には、今後支出する予定、計画はあるのか。

加えて、各自治体の動物愛護センターの建屋の増改築等を進めるために国は助成金を支出すべきと考えるが、いかがか。

五 「動物の殺処分方法に関する指針」(平成十九年十一月十二日環境省告示第一〇五号)では、殺処分方法は、動物に苦痛を与えない方法を用

いる旨が記載されている。しかし、現在広く実施されている二酸化炭素を使用した処分方法では瞬時に意識を失うわけではなく、動物個体によつては、意識を失うまで数分から数十分かかると言われており、その間、動物は苦しむことになる。したがって、安楽死とは言えないのではない。この二酸化炭素を使用した殺処分方法について、安楽死との認識を持つていのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 現在、全国の動物愛護センターにおける殺処分方法には、二酸化炭素による窒息死、その他の殺処分方法も含めて、どのような方法がとられているのか、政府は処分方法の実態を把握しているのか。把握している場合には、政府の承知するところを示されたい。把握していない場合には、今後実態把握に努めるべきと考えるが、いかがか。

七 改正動物愛護法第二十二条の四で、犬猫販売業者に対して、売れ残った犬猫について、「終生飼養の確保」が義務付けられた。さらに、同法第十条第三項において、犬猫販売業者は「犬猫等健康安全計画」の提出が義務付けられ、その中で、売れ残った犬猫の取扱について記載しなければならぬことになった。右規定が正しく実践されているか否か、犬猫販売業者で売れ残った犬猫がどのような状態であるのか、実態調査をする必要があると考える。政府又は自治体は、実態調査をしているのか。実態調査をしている場合には、その結果を示されたい。実態調査をしていない場合には、国が率先して行うべきと考えるが、いかがか。

八 改正動物愛護法第三十五条第一項で定められた、終生飼養の義務に反するような飼い主からの犬猫の持込みの拒絶と同条第四項の殺処分がなくなることを目指す努力義務の実践により、国立市では犬猫殺処分ゼロを実現し、滋賀県では動物管理センターの収容数が過去最少となり、神奈川県動物保護センターでは犬の殺処分

ゼロを達成し、網走保健所では猫の殺処分ゼロを達成するなど各自治体で実績をあげている。このような殺処分ゼロに向け努力している自治体をモデルケースとして、広く全国の自治体へ同様の取組を広げるべきと考えるが、政府はモデルケースの紹介活動に取り組んでいるのか。

九 改正動物愛護法第四十一条の四で、「国は、(中略)地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化(中略)に関し、(中略)必要な施策を講ずるよう努めるものとする」という規定が設けられた。平成二十四年度に同法で起訴されたのは全国で僅か十六件しかない。同法で起訴されたケースについて平成二十五年度の実績を示されたい。また、なぜこのように起訴件数が少ないのか、現状を適正と考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

十 改正動物愛護法の罰則規定が適正に適用され、さらには、動物殺傷罪、動物虐待罪、動物遺棄罪が適切に運用されるよう施策を講ずるべきであるとするが、政府はどのような方策を実施しているのか。具体的には、現場での告発などに警察がどのように対応していくかが重要になると考えるが、いかがか。

十一 動物がその命を終えるまでしっかりと飼育するという飼い主の義務があることを啓発していく活動について、政府はどのように行っているのか。また、その義務を怠った場合には罰則があるのだということを広く普及させる努力を政府は行っているのか。加えて、飼い主の義務の啓発及び当該義務を怠った場合の罰則の存在の周知に関して、今後の政府の考え方と対応策を具体的に示されたい。

十二 多くの動物を飼いすぎて、世話をしきれず、その結果、飼育放棄して多くの動物が自治体に収容されるという、多頭飼育の崩壊事件が毎年各地で起きている。最近でも、浜松市での猫九十四匹を残したまま飼い主が転居した事件や栃木県で犬六十匹を飼いきれず、県に引き取り

を求めた事件が起きている。こういった、多頭飼育の崩壊に対する対策について、政府の見解を明らかにされたい。改正動物愛護法第二十五条第三項で、飼育状態が動物虐待といえるような場合は、自治体が飼い主に対して改善命令を出すことができるようになったが、そのような規定が全く機能していないのではないか。

また、こういった沢山の動物を飼う人たちは、米国では「ニマルホーダー」と言われ、心のケアが必要とされている。日本でもこのような多頭飼育をする者に対し、専門家による心のケアが必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出犬猫殺処分に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出犬猫殺処分に關する質問に対する答弁書

一について

環境省においては、飼い主のいない猫の引取数を削減するため、都道府県等の職員を対象とした講習会及び研修の実施、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する対策(以下「地域猫対策」という。)の事例の紹介等を通じて、都道府県等の支援を行っているところである。

二について

お尋ねの「事例」については、例えば、東京都新宿区及び長野県松本市における地域猫対策により、猫の引取数の削減に効果があった事例は承知している。

また、環境省において、そのような事例を収集し、パンフレット等で公表するとともに、地

域猫対策の基本的事項を記載した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」(平成二十二年二月環境省作成)を同省のホームページで公表している。

三について

政府としては、従前から、都道府県等において、引き取った犬及び猫の返還及び譲渡の取組を積極的に進めていると承知している。

四について

地方公共団体が実施する動物の収容施設の新築・改築・改修及び譲渡専用スペースの設置を行う事業については、環境保全施設整備費補助金として、その事業に要する経費の一部を補助しているところである。

五について

御指摘の「安楽死」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「二酸化炭素を使用した殺処分方法」については、できる限り苦痛を与えず意識を喪失状態にし、心機能及び肺機能を非可逆的に停止させる方法と考えている。

六について

環境省において、都道府県等における殺処分の方法についての実態調査の結果を「動物愛護管理行政事務提要(平成二十五年度)」において示し、同省のホームページにおいて公表しているところである。

七について

御指摘の「売れ残った犬猫」の意味するところが必ずしも明らかではないが、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号。以下「改正法」という。)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)第十条第三項及び第二十二條の四の規定については、都道府県等において、適正に施行されているものと考えている。また、同項第二号に規定する犬猫等健康安全計画に基づき、犬猫等販売業者にお

いて、犬猫が適切に飼養されるべきものであり、同法第二十二條の六第二項の規定による犬猫等販売業者が所有及び販売等した犬猫の数の届出により、都道府県等において、当該犬猫の数は把握され、必要に応じ、都道府県等が監視指導を行っていることから、御指摘の実態調査は、現時点では、行っていない。

八について

環境省のホームページにおいて、殺処分削減に向けた都道府県等の様々な取組を公表しているところである。

九について

平成二十五年の動物の愛護及び管理に関する法律違反に係る事件の起訴人員に関する統計については、現在集計中であるので、答弁することができない。

また、検察当局においては、同法違反に係る事件についても、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づき、適切に処理しているものと承知している。

十について

環境省においては、都道府県等に対し、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成二十五年五月十日付け環自総発第一三〇五一〇一号環境省自然環境局長通知)により、獣医師による通報の努力義務規定の新設や罰則の強化等、改正法の制定の趣旨及びその内容等を示すとともに、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱等について」(平成二十六年一月十四日環自総発第一四〇一一四一号環境省自然環境局長通知)により、警察との連携等について技術的助言を行ったところである。

また、警察庁においては、改正法を踏まえ、都道府県警察に対し「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成二十五年八月一日付け警察庁丁生経発第一七八号警察庁生活安全局生活経済対策管理

官通達)により、改正法の制定の趣旨及び概要並びに取締り上の留意事項を示し、その周知を図ったところである。

なお、お尋ねの刑事告発等に対しては、警察においては、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づき、適正に対応しているところである。

十一について

御指摘の動物の所有者に係る終生飼養の責務については、政府としては、パンフレットの配布、ポスターの掲示、広告紙への掲載、環境省のホームページによる情報提供等を行うことにより、普及啓発を推進している。

また、動物の愛護及び管理に関する法律第四十四條第四項の愛護動物を虐待し、又は遺棄した場合には同条第二項又は第三項に規定する罰則の適用があることについても、引き続き広く周知してまいりたい。

十二について

御指摘の多数の動物の飼養については、環境省において、犬猫等の動物を管理できない程度に増やさないように不妊去勢手術を施すこと、動物がその命を終えるまで飼育する責務を徹底すること等について、広く普及啓発を推進しているところである。また、多数の動物の飼養が適正でないことに起因して虐待を受けるおそれがある事態が生じていると考えられる場合には、都道府県等が飼養状況を聴取するとともに、同省において、必要に応じ、都道府県等に対し、技術的助言を行っているところである。

また、御指摘の「アニマルホーター」の意味するところが必ずしも明らかではないが、心のケアが必要な者に対しては、保健所又は精神保健福祉センターで、心の健康に関する相談を行っているところである。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
平成二十六年五月二日

参議院議長 山崎 正昭殿 福島みずほ

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問主意書

一 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(以下「安保法制懇」という。)は、内閣総理大臣(以下「総理」という。)の私的諮問機関という位置付けでよいのか。

二 平成十九年に開催された第一次安保法制懇のメンバーは、誰がどのような基準に基づいて選んだのか。

三 平成二十五年から開催されている第二次安保法制懇は、第一次安保法制懇にメンバーを一人追加して構成されたが、この人選は誰がどのような基準に基づいて行ったのか。

四 第一次安保法制懇が既に報告書を提出しているにもかかわらず、ほぼ同じメンバーで、第二次安保法制懇における議論を開始したのはなぜか。

五 現在、内閣法制局長官である小松一郎氏は、第一次安保法制懇でどのような役割を果たしたのか。

六 小松一郎氏は、外務省国際法局長として、第一次安保法制懇において立案・実務に携わった。そのような経緯を考えれば、客観的かつ中立的判断を求められる内閣法制局長官としては不適任ではないか、政府の見解を明らかにされたい。

七 第一次安保法制懇の報告書を作成するに当たり、小松一郎氏は、異論を唱えたか、それとも容認したのか。

八 安保法制懇においては、参議院議員藤末健三

君提出「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の位置付け等に関する質問に対する答弁書(内閣参質一八六第三五号)にあるとおり、「懇談会においては、我が国が集団的自衛権を行使できるようにすべきではないといった意見は表明されていない」とされている。集団的自衛権の解釈改憲について誰一人異論を唱えない中、一方の立場のみのメンバー構成で議論をするこのようなやり方は、著しく公平性を欠くと考えられるが、いかがか。

九 安保法制懇のメンバーも小松一郎長官も第九条に係る解釈改憲、明文改憲の必要性に同意している者ばかりであり、人選の基準が極めて不適切と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十 安保法制懇が最後に開かれたのは、二〇一四年二月四日であるが、議事要旨を見る限り、まとめる段階に入ったとは、思えない。同日以降、報告書をまとめるに当たって、具体的にどのような作業をしているのか。

十一 北岡伸一座長代理は、二〇一四年四月二十一日付けの東京新聞のインタビューに答えて、「憲法は最高規範ではなく、上に道徳律や自然法がある。憲法だけでは何もできず、重要なものは具体的な行政法。その意味で憲法学は不要」との議論もある。(憲法などを重視しすぎてやるべきことが達成できなくては困る)などと述べている。しかし、そもそも総理の諮問機関において集団的自衛権を議論するに当たり、憲法の枠外で議論したり、憲法を無視して議論したりすることが許されるのか。座長代理として極めて不見識と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十二 第一次安保法制懇報告書に「我が国の安全を著しく脅かす可能性のあるもの」とあるが、具体的にどのような事柄を指すのか。また、「可能性」の有無や程度についてはどのような基準を基に判断するのか。

十三 米国のこれまでの戦争に対して、日本が反対を表明したことはあるか。日本と米国が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約を締結し、日本国内に米軍の基地があるという状況から考えた場合、米国が戦争をすることは、常に日本にとつて「我が国の安全を著しく脅かす可能性がある」事態になるのではないか。そうだとすると、仮に我が国が集团的自衛権の行使を容認した場合、米国が世界のどこかで戦争をする時に、日本は常に参戦することになるのではないか。参戦することにならない場合は、その根拠を示されたい。

十四 安保法制懇のメンバーに対する日当はいくらか。また、日当とは異なる形式で報酬を支払っている場合には、その支払方法及び金額を示されたい。さらに、安保法制懇の開催にかかった費用、その他必要経費についても示されたい。

十五 安保法制懇のメンバーに対する日当や報酬、交通費等の費用を負担しているのは誰なのか、またはどの組織なのか、その出所を明示されたい。もし、国の予算である場合には、平成二十四年度、平成二十五年度の決算及び平成二十六年度の予算を明示されたい。

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭

参議院議員福島みずほ君提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

平成二十六年五月十四日 参議院会議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「懇談会」という。）は、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）別紙四の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」にいう「懇談会等行政運営上の会合」に該当するものとして、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について」（平成二十五年二月七日内閣総理大臣決裁）に基づき開催しているものである。

二、三、六、八及び九について

平成十九年に開催された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「旧懇談会」という。）及び懇談会は、憲法と安全保障に関する法制度との関係について検討していただくため、内閣総理大臣の決裁を得て、そのような検討にふさわしい深い見識を有する者から構成しており、「著しく公平性を欠く」や「人選の基準が極めて不適切」との御指摘は当たらない。

また、内閣法制局長官の任命は、内閣法制局長官に求められる能力や適性等を公正かつ厳格に判断し、適材適所の観点から行っているものである。

四について

お尋ねについては、旧懇談会の報告書（以下「前回報告書」という。）が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討を行う必要があるからである。

五及び七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の者は、外務省国際法局長（当時）として、旧懇談会に、オブザーバーとして出席している。また、前回報告書は、有識者の意見を取りまとめたものである。

十について

懇談会においては、現在、有識者の間で報告書に関する詰め議論を行っていると承知して

いる。

十一について

お尋ねは、御指摘の者個人の意見に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

十二及び十三について

前回報告書は、旧懇談会における有識者の意見を取りまとめたものであり、前回報告書の個々の記述の具体的意味について、政府としてお答えする立場にない。

お尋ねの「米国のこれまでの戦争」の意味するところが必ずしも明らかではないため、これに対して我が国が反対を表明したことはあるかとお尋ねにお答えすることは困難である。

集团的自衛権の問題については、現在、懇談会において、前回報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、対応を改めて検討していく考えである。

十四及び十五について

懇談会の開催の都度、座長に対して二万九百円、座長を除く有識者に対して一万八千円の謝金を、各有識者の銀行口座に振り込む方法によつて支払っているところである。

これまでの六回の懇談会の開催に要する経費として、平成二十四年度一般会計予算の（組織）内閣官房（項）内閣官房共通費及び（項）安全保障会議から、諸謝金として二十万九百円、交通費として五十八万九千三百五十五円、会議費として千四百四十九円を、平成二十五年度一般会計予算の（組織）内閣官房（項）内閣官房共通費及び（項）安全保障会議から、諸謝金として百十九万三千八百円、交通費として百八万八千五百五十二円、会議費として九千九百九十五円を支出したところである。

平成二十六年度の懇談会の開催に要する経費

については、平成二十六年度一般会計予算の（組織）内閣官房（項）内閣官房共通費から支出されるものであるが、お尋ねの「平成二十六年度の予算」を抽出してお答えすることは困難である。

（参照）

五月九日議長において、左のとおり議席を変更した。

二二一	渡辺美知太郎君
二二二	真山 勇一君
二二三	和田 政宗君
二二四	柴田 巧君
二二五	井上 義行君
二二六	薬師寺みちよ君
二二七	川田 龍平君
二二八	山口 和之君
二二九	山田 太郎君
二三〇	小野 次郎君
二三一	中西 健治君
二三二	松田 公太君
二三三	寺田 典城君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	一三六円